

第百三十一回国会 衆議院 税制改革に関する特別委員会議録 第二号

平成六年十月二十日(木曜日)
午前十一時一分開議

出席委員

委員長 高島 修君
理事 石原 伸晃君
理事 中馬 弘毅君
理事 左藤 恵君
理事 二見 伸明君
理事 甘利 明君
理事 岸田 文雄君
理事 栗原 裕康君
理事 長勢 基遠君
理事 藤井 孝男君
理事 穂積 良行君
理事 村山 達雄君
理事 石田 勝之君
理事 太田 誠一君
理事 北橋 健治君
理事 谷口 隆義君
理事 村井 仁君
理事 山本 幸三君
理事 伊東 秀子君
理事 遠藤 登君
理事 永井 哲男君
理事 田中 甲君
理事 矢島 恒夫君

委員外の出席者

自治省財政局長 遠藤 安彦君
自治省税務局長 滝 実君
地方行政委員会 調査室長 前川 尚美君
大蔵委員会調査室長 中川 浩扶君

委員の異動

十月二十日

辞任 亀井 善之君
補欠選任 甘利 明君

辞任 塩谷 立君
補欠選任 古屋 圭司君

辞任 谷 洋一君
補欠選任 岸田 文雄君

辞任 林 義郎君
補欠選任 栗原 裕康君

辞任 村山 達雄君
補欠選任 中田 宏君

辞任 山本 孝史君
補欠選任 矢島 恒夫君

辞任 佐々木陸海君
補欠選任 佐々木陸海君

同日 岸田 文雄君
補欠選任 林 義郎君

同日 岸本 光造君
補欠選任 谷 洋一君

同日 栗原 裕康君
補欠選任 村山 達雄君

同日 古屋 圭司君
補欠選任 長勢 基遠君

同日 中田 宏君
補欠選任 山本 孝史君

同日 矢島 恒夫君
補欠選任 佐々木陸海君

出席国務大臣

大蔵大臣 武村 正義君
自治大臣 野中 広務君

出席政府委員

大蔵省主計局次長 伏屋 和彦君
大蔵省主税局長 小川 是君
大蔵省国際金融局長 加藤 隆俊君
国税庁次長 松川 隆志君

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○高島委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案、平成七年分所得税の特例減税のための臨時措置法案、地方税法等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。政府から順次趣旨の説明を聴取いたします。武村大蔵大臣。

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案
平成七年分所得税の特例減税のための臨時措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○武村国務大臣 ただいま議題となりました所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案及び平成七年分所得税の特例減税のための臨時措置法案、以上三件につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための

平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案につきまして御説明を申し上げます。

今般の税制改革の実施に際し、当面の経済状況に配慮して所得税減税を先行すること等により平成六年度、七年度及び八年度の一般会計の歳入において見込まれる租税収入の減少については、公債の発行により対処せざるを得ないところであり、このため、財政法第四十一条ただし書きの規定等により発行する公債のほか、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債の発行を行うことができることとするともに、当該公債等の償還に充てるための一般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れの特例措置を講ずる必要があり、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

平成六年度、七年度及び八年度の一般会計の歳入において見込まれる、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うため、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができるとしております。

さらに、当該公債等の償還に充てるため、国債整理基金特別会計法の規定による繰り入れを行うほか、平成十年度から二十九年度までの各年度において一般会計から国債整理基金特別会計に所要の償還財源の繰り入れを行うこととしております。

次に、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府としましては、活力ある福祉社会の実現を目指す観点に立ち、社会の構成員が広く負担を分かち合い、かつ、歳出面の諸措置の安定的な維持に資するような所得、資産、消費等の間における

均衡がとれた税体系を構築する観点から、個人所得課税の累進緩和等を通ずる負担の軽減並びに消費税の中小事業者に対する特例措置等の改革及び税率の引き上げによる消費税の充実を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、所得税につきましては、中堅所得者層を中心とした税負担の累増感を緩和するため、二〇%の税率が適用される課税所得の範囲の上限を六百万円から九百万円に大幅に拡大する等税率構造を見直すとともに、少額納税者への配慮として、基礎的な控除の引き上げ等を行うことといたしております。

次に、消費税につきましては、まず、中小事業者に対する特例措置について、制度の公平性を重視する観点から、限界控除制度を廃止するとともに、簡易課税制度の適用上限を現行の四億円から二億円に大幅に引き下げるほか、一定の新設法人に對しましては事業者免税点制度を適用しないこととしております。また、仕入れ税額控除について、制度の信頼性を高める観点から、帳簿及び請求書の保存を要件とする方式に改めることといたしております。

これらの改正を中心とする消費税制度の抜本的な改革を行った上で、消費税率を現行の三%から四%に引き上げることとしております。これにより、今般創設を予定しております地方消費税と合わせた負担率は、五%となります。

なお、所得税の改正につきましては、平成七年分から適用することとし、消費税の改正につきましては、当面の経済状況に配慮し、平成九年四月一日から適用することとしております。

次に、平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案につき説明申し上げます。

政府としましては、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案による所得税の制度減税に加え、当面の景気に配慮して、平成七年分の所得税につきまして、定率による特別減税を上乗せして実施することとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、その内容を御説明申し上げます。

この特別減税は、平成七年分の所得税に限り、同年分の所得税額からその一五%相当額を控除することにより実施することとしております。なお、一五%相当額が五万円を超える場合には、控除額は五万円としております。

この特別減税の具体的な実施方法に關しましては、給与所得者については、平成七年一月から六月までの間に支払われた給与等に係る源泉徴収税額の一五%相当額を、原則として同年六月に還付し、同年十二月の年末調整の際に、給与等の年税額の一五%相当額から同年六月の還付金額を控除した残額を控除することにより実施することとしております。

また、事業所得者等につきましては、平成七年分の確定申告の際に、所得税額からその一五%相当額を控除することにより実施することとしております。なお、同年分の所得税に係る予定納税基準額は、特別減税を加味して計算することとしております。

以上が、三法案の理由及びその内容でございます。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○高島委員長 次に、野中自治大臣。

地方税法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○野中自治大臣 ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す観点に

立った今後の税制改革等の一環として、個人住民税について税率適用区分の見直し、基礎控除等の引き上げ等を行い、また平成七年度において定率による特別減税を実施するとともに、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、消費課税と税に於いて、消費に広く負担を求める地方消費税を道府県税として創設することにより地方税源の充実を図ることとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げるほか、個人住民税に係る減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じる等の改正を行う必要があります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨について御説明を申し上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、中堅所得者層を中心とした税負担の累増感を緩和するため、所得割の税率適用区分について、道府県民税については、四%の税率適用区分を七百万円を超える課税所得金額に、市町村民税については、八%の税率適用区分を二百万円を超える課税所得金額、一%の税率適用区分を七百万円を超える課税所得金額に、それぞれ引き上げるとともに、基礎控除、配偶者控除、扶養控除及び配偶者特別控除の額をそれぞれ二万円引き上げるほか、白色申告者の事業専従者控除の控除限度額の引き上げ等の措置を講ずることとしていたしております。

これらの改正のうち税率の適用区分に係る改正、基礎控除、配偶者控除、扶養控除及び配偶者特別控除の額に係る改正は平成七年度から、その他の改正は平成八年度から適用することとしたしております。

また、当面の景気に配慮するため、平成七年度

分の個人住民税所得割額の一五%相当額を軽減する特別減税を、二万円を限度として行うこととしております。

その二は、地方消費税の創設であります。

地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方税源の充実を図る観点から、消費課税と税に於いて、道府県税として地方消費税の創設を図るものであります。地方消費税の税率は消費税額の一五%とし、消費税と地方消費税を合わせた負担率は、五%となります。

また、国内取引に係る地方消費税である譲渡割につきましては、本則上は、消費税の確定申告書等を提出する義務がある事業者は、当該申告書の提出期限までに、必要な事項を記載した申告書を事務所等所在地の道府県に提出し、その申告に係る譲渡割額を納付しなければならないこととしております。ただし、納税者の事務負担等を勘案し、譲渡割の賦課徴収につきましては、当分の間、国（税務署）において、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収とあわせて行うものとしていたしております。なお、輸入取引に係る地方消費税である貨物割の賦課徴収については、国（税関）において、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収とあわせて行うものとしていたしております。

次に、国は、譲渡割または貨物割の納付があった場合においては、当該納付のあった月の翌々月の末日までに、譲渡割にあってはあわせて納付された消費税の納税地所在の道府県に、貨物割にあっては貨物割に係る保稅地域所在の道府県に、それぞれ払い込むものとしていたしております。なお、道府県は、国に徴収取扱費を支払うものとしていたしております。

さらに、道府県は、その地方消費税額について、商業統計における小売年間販売額その他の消費に関連した基準により、道府県間で清算を行うこととし、道府県はその清算後の収入の二分の一を各市町村の人口と従業者数で案分して市町村に交付することとしていたしております。

地方消費税に係るこれらの改正は、平成九年四月一日から適用することといたしております。

第二は、地方財政法の改正に関する事項であります。

地方税法の改正に伴う平成六年度から平成八年度までの個人住民税に係る減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講ずることといたしております。

第三は、地方交付税法の改正に関する事項であります。

税制改革に伴い、地方団体の財政運営に支障が生じないよう、必要な地方財源を確保するため、消費税の収入額に対する地方交付税の率を五・五％引き上げ、二九・五％とすることといたしております。

第四は、交付税及び譲与税配付金特別会計法の改正に関する事項であります。

税制改革に伴い、平成七年度以降の各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金限度額を変更することといたしております。

その他、地方消費税の創設に伴い消費譲与税法を廃止することとするほか所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○高島委員長 これにて各案の趣旨説明は終わりました。

○高島委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。町村信孝君。

○町村委員 自民党の町村でございます。与党各党の先輩、また同僚の議員のお許しをいただきまして、この税制特別委員会冒頭の質問に立たせていただきます。武村、野中両大臣は、ぜひこの法案の早期成立に向けて御奮闘あらんことをまず心

からお祈りをするものでございます。

私も自民党といまして、あるいは与党といまして、本来自民党といふ立場から、今回出された法案は、本来大蔵委員会あるいは地方行政、両常任委員会が法案審議すべきもので、こう考えられておりました。しかし、野党の会派、改革の強い御要望もございましてこの特別委員会がございまして、この特別委員会がございまして、また、この特別委員会がございまして、これを決めた議院運営委員会に当たって、これを決めた議院運営委員会に当たって、この税制特別委員会設置について与

事の方から、この税制特別委員会設置について与党の決断に敬意を表し、また、野党も速やかな審議に協力する、こういう形で議院の理事会という公式の場で御発言があったと私も聞いておるわけでございまして、そういう設立の経過などを踏まえ、そうした御発言を踏まえれば、実は火曜日にこの委員会が正式に本会議で設立が決まり、委員もそれぞれ決まりという経緯の中で考えますと、私も、本日は昨日、本日、もう堂々たる審議が与野党ともに始まるものだ、実はこう思っていたわけでありまして、なかなか野党の皆さん方、準備に時間がかかるというように、本日もまた明日も御質問にどうも立っていただけないという状況であることは大変残念なことだと私は思っております。どうぞひとつ、この委員会の設立の趣旨それから議院の討議の経過等から見て、積極的な審議への御協力、御参加をまず野党の皆様方にも、私の立場から懇切にございましてお願いをするものでございます。

特に、あえて申し上げたいのでありますけれども、統一会派の改革の国会運営委員会の後の記者会見等で、十二月三日の会期内に議了は難しいというふうな認識があったというふうな発言まで聞いておりました。まだこの委員会の審議が全然始まっていないのに、もう上げるのが難しいといつたような発言があること自体極めて遺憾なことでありまして、どうかそういうことがないように、野党の委員各位の皆さん方の御協力を強くお願い

をさせていただきます。

というふうな前提の上に立ちまして、両大臣に数点の質問をさせていただきます。と存じます。

経過を改めて述べるまでもないわけでありまして、けれども、税制改革の必要性は既にこの何年とも言われてまいりました。特に象徴的であるのは、武村大蔵大臣が官房長官であった細川内閣のとき、国民福祉税という深夜の記者会見、どたばた劇もあった。そういう中から、あるいは政府税制調査会も昨年の十一月、ことしの六月と答申を出された。そういう経過を踏まえながら、村山内閣がで、私も与野三党でも七月の半ばから九月の半ばまで二カ月余にわたりまして真剣な議論を積み重ねてき、そして九月二十二日に一定の結論を得て改革の大綱をまとめ、今回政府の方から法案が出された、こういう経緯をたどっておるわけでございまして、私は、その間与野三党、毎日顔を合わせ、非常に真剣な議論を積み重ね一つの結論に達したという意味で、あの上意下達的な細川内閣における突然の国民福祉税七％構想とは、全くその政策のプロセスにおいて百八十度違った、極めて民主的な手順を踏んで決められたもの、こう思っております。また、その内容においてもいろいろ私は意義があると、こう考えておりますが、大蔵大臣及び自治大臣、今回の税制改革の意義につきましてどのようにお考えでられるか、まず冒頭にそれぞれの大臣から御意見を賜りたいと思っております。

○武村国務大臣 私は、今お話しした細川内閣のときにも政府の中におりました。今回またこういう所管の立場で税制改革の行方、責任を負いながらかかわってまいりました。今回は大変短い制約された日数のお話のように、今回は大変短い制約された日数にもかかわらず、三党のチームの皆さんを中心に、連日誠心誠意この難しい問題について審議を重ねていただいて、今回の法案にまとめることのできた、合意に達していただいたことに、本日に所管大臣として感謝を申し上げます。

意を表したいと存じます。

今回の税制改革の意義ということでございまして、私は、本会議でも申し上げましたが、何よりも、日本の社会が大きく変わってきている中で、やはり高齢化ほど大きな事象はないんではないか、何年か前までは、やがて高齢化時代が近づいてくる、そのときは大変だ、こういう認識でございましたが、今や高齢化社会というのはいくぶん、私流に言えば、足元から沸き立つように入進んでいる。もう一四％に達してしまいました。

この高齢者人口の比率が象徴的だとしておりますように、これはまだまだぐんぐんふえていくわけでありまして、長寿社会日本ということからいえば、政治の目的の一つが、幸せに国民が長生きができることであるから、すばらしい社会になりつつあるということもまず喜んでいいと思うのであります。それだけにこの社会をしつかり政治や行政が支えていく仕組みを私も準備をしなければならぬ。そういう中にこの税制改革の問題も立っているというふうに認識をいたしております。

基本的には、国民みんながお互いに支え合える、そういう福祉の日本をつくっていくけないだろうか、年をとっても元気が出る日本をつくっていくけないだろうか、そんな思いでございまして、まず総括的には今回の税制改革は、そのための一里塚といえますか、大きな第一歩をしますことができるといふふうに私も認識をいたしております。

内容として、もう御承知のとおり、私も三点に絞って申し上げてまいりました。

一つは、中堅サラリーマン層の所得税課税における累進税率、ある意味では累進感ともいえますが、これを思い切って緩和をさせていただきたいという期待にこたえていただいているということでありまして、

もう一点は、消費課税の充実を図らせていただいた。やはり財源確保とか歳入の保障とかそういう

うこともありまうし、安定した仕組みをつくっていくという意味からも、今回二％、国民の皆様には大変つらいお願いをすることになります。負担増をお願いをして五％に引き上げさせていただきます。これは地方消費税含めてでございます。その中で、しかし従来からの中小事業者に対する特例措置につきましては、かなり思い切った改革のメスを入れていただくことができたというふうに思っております。加えて地方消費税という新しい地方独自の財源につながる税制を創設させていただくことができたというふうに思っております。

三点目の特色は、何といっても戦後最長、最悪の不況の中でありまう。景気対策が終始叫ばれていり、昨年来の課題でもございり、五・五兆円というかつてない大規模な減税を基本的には三年間もう継続する。景気対策としては最大の手段として、減税政策というものを前面に打ち出して、こうといいたして、こういってあります。

以上、簡単に申し上げました。

○野村大臣 今回の税制改革の意義につきましては、ただいま大蔵大臣がお述べになりましたことに尽きるわけでございますけれども、少なくとも、活力ある福祉社会を実現しようという、そういう方向を目指して、いままでは、今日までそれぞれの政党が政策を持ち、理念を持ってまいりましたのを、今回、短時間で与野税制プロジェクトにおいてきめ細やかな詰めを行ってまいりますとともに、従来の行きがかり上多くの困難があったと思うわけでございますけれども、その困難を克服されまして、そして、どの民族も経験したことのない少子・高齢化社会を踏まえながら、税の体系をあるべき方向へと集約していただくことは、まさに私は意義深いものであると思ひますとともに、この間の関係各位の御努力に對しまして、深い敬意と感謝をささげる次第であります。

そのように経過をたどりながら、今回、私も、いわゆる消費増税にかえまして、そして地

方消費税を創設していただきました。新たに地方の分権が、いわゆる昨年の六月、衆参両院において議決をされました中における地方独自の税として、大きな弾みをつけていただきましたこと、これは私は、今回の税制改正に對する大きな柱であり、意義であらうと考えておるわけでございます。この地方税制あるいは、地方を通じた税制全体の大きな意義を踏まえながら、今後高齢化社会、少子化社会を踏まえながら、あるべき税制の方向というのを目指してまいり、スタート台に立ったというように認識をいたしまして、私も、この法案の成立を心から願って、おる次第であります。

○町村委員 村山内閣発足の折に、社会党、さきがけ、そして自民党、三党で三党合意というものを、そして、今改めてその合意事項のうち、税制改革についての部分を眺めてみますと、所得、資産、消費のバランスのとれた税体系の構築とか、あるいは不公平の是正、課税最低限の引き上げ、税率構造の改善、益税の是正、間接税率の引き上げ、地方の自主財源の確保等々、大体この合意事項に盛り込まれた内容が今回の法律の中に私ども盛り込むことができたのではないだろうか、こう思っております。そのエッセンスを今両大臣にお述べいただいた、こう思っております。

いづれにいたしましても、税制改革、一遍に、一つの理念に沿ってすべてをばしと一回の改革で切り切ることは難しいだらうと思ひます。すべての人に税制というものは関係を与えるものでありますから。先ほど大蔵大臣、大きな第一歩という表現をされましたが、私も自由民主党からすると、これは大きな第二歩目だと、実はこう思っております。大きな第一歩は、実は昭和六二、三年ごろ、消費税を創設をした。そこで、相当もうごうごうたる世の中の反対があったにもかかわらず、私も自由民主党は、やはり直間比率の見直し、所得、消費、資産のバランスのとれた税の姿をつくらうということで、私もとしては消費税を創設した。言うならばあれが第一歩であり、

今回はまた大きな第二歩であったのだと、こんなふうな位置づけをしていりるわけでありまう。ただ、なかなか世の中に説明をするのがやや難しいかなと思ひます。その、実は、その所得、消費、資産のバランス、何が最適バランスなのか。なかなかこれ数字であらわすことは実際難しいのでありますけれども、しかし私は、いづれにしても今回の改革が、よりよいバランスに向けて、そういう意味で、大変大きな前進を示すことができたのではないかと、こう思っているのですが、このバランス論と今回の税制改革の関連というものを、大蔵大臣、どういふふうにとらえておられるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○武村国務大臣 おっしゃるとおり、たびたび所得、消費、資産のバランスという言葉を使っているわけでありまうが、一体どういふ数字ならバランスがとれたと言えりのかと問われまうと、なかなか一概に答えられない難しさがございり。

御承知のように、個人所得課税というのは、どちらかといへば垂直的な公平に資していく税制だといふところと、え方がございり。今後所得課税といふのは我が国税制の基幹的な役割を担っていく一つと思ひます。片方、消費につきましては、水平的な公平の確保に資する税制であるといふふうにも言えりるわけでありまう。国民が公平感を持つて納税をいただく税という表現もできようかと、思っております。

それで、このバランス論でございりますが、ときどきの状況によって課税のあり方を検討する中から結果が出てくるというとも言えりるわけでありまして、断定的にこれが望ましいバランスの水準であるといひますか、内容であるといふことを申し上げるのにはなかなか難しと思ひます。

しかし、今回の改革によつてどういふふうな数字が動いたかといふことを参考までに申し上げまうと、いわゆる資産性所得分をどちらに含めるかの議論がございり。OECDの場合は所得課税の方に含めておる。しかし、これを資産課税の方に含めて一応計算をしてみまうと、平成六年

度当初予算ベースでございりますが、所得課税のウェイトは、この改革の前と後で比較をすれば、五・四％から四・四ポイント下がつて五・〇％、所得課税は五・〇％、消費課税の方は二・二％から五・五ポイント上がつて二・七％、そして資産課税等につきましては、二・五％から一・四ポイント下がりまして二・四％と、足して一・〇％になります。これは端数の関係でございり。こういうふうな計算になりまして、今回の改正は、そういう意味で直間比率の見直しという課題に對しても一歩前進したといふことが言えりるわけでありまう。所得課税を低めて消費課税をアップした、こういう特色を持っているといふふうな認識をいたしておる。

○町村委員 その点が私は非常に重要なところだったんだと思ひていりるわけ。約四ポイントの直接税といふか所得の割合が下がり、そして四・四ポイントが消費で上がつてくる、四・五％ですかね、上がつてくるということでありまして、こういう方向に進んでいくということが、まさにバランスのとれたということなんだろうと思ひます。国際的に見ても、日本は確かに所得の課税の、これはまあOECDベースですけれども、やや偏りがある、こう言われておる。確かに主要二十四カ国中第一位だったと思ひます。それに比べて消費の方は、二十四カ国中最下位でした。なかなか所得の中で、実は法人課税が圧倒的に高いという問題があるわけですね。今回は限られた財源の中でありまして、法人課税について、法人税率の圧倒的な、世界一の高さといふことについて今回触れることができなかったわけですが、多分これは次の税制改革の一つの大きな課題になってくるのだらう、こう認識をいたしておる。

また資産課税については、これいろいろな議論が実は与野税調でもあり、今回これについて一つの明確な答えを出してはいるわけやありませんが、これもちなみに言うならば二十四カ国中七位ということ、資産課税の部分についてはまあそこそこいい感じがあるのかなと、私も実はそ

う思っておりますが、これは必ずしも与党三党
明確な意見の一致を見ない部分かもしれませ
んが、この資産課税の姿という点につきまし
て、今回の税制改革では直接は触れておりま
せんけれども、大蔵大臣、どんなお感じをお持ちか、
お考えをお聞かせいただきたい。

○武村国務大臣 資産課税につきましては、先般
の抜本改革以降、もう御承知いただいております
ように、利子課税、有価証券譲渡益課税の適正
化、さらに地価税の創設、土地譲渡益課税の適正
化、特別土地保有税の全般的な見直し、そして土
地評価の適正化、均衡化、相続税の負担水準の見
直しというふうに、各種の対応を順次進めてきた
わけでありまして、こうしたこれまでの努力を今後
も基本的には維持していきたいというふうに考
えております。特に利子、株式等譲渡益に対する
総合課税の問題がございまして、この問題は与党
の中でも大変真剣な議論をいただいたわけでござ
います。納税者番号制の問題も含んでいるわけ
でございまして、一層検討を深めていくという姿
勢で対応してまいりたいと考えております。

○町村委員 最後に触れられた納税者番号制度に
つきましては、与党税調の方でも今後の検討を進
めるべき課題というのの第一にのせてございまし
て、二十一世紀初頭を目途にこれをやりたい、こ
ういうことで、これは大いに今後詰めていき
たい、こう考えているところでございます。

それから、先ほど大蔵大臣、景気対策としての
意義というのを三番目に触れられました。私も
も、今回の五・五兆円、しかも原則三年間先行と
いう点につきましては、相当なやはり景気対策効
果があったのではなかろうか、こう思います。現
に、この夏の減税も相当程度消費に回った、こん
なある民間機関の調査もあるようでございまし
て、そういう意味では私は、前内閣が、特別減税
という、定率減税という姿は別といたしまして、
やはり五・五兆円、大きな規模の減税を決めた
ということについては、率直に私は、前内閣の功績
であらうと評価をするわけでありまして、さらに

これを三年間先行するという点について、先般
G7で、九月下旬、十月月上旬ですか、大蔵大臣、
スペインの方にまで行かれたようでございますけ
れども、国際的にこれはどういうふうな受けとめ
られていたか。G7等の場でどんな議論があった
のかという点についてお聞かせを願いたい。の
同時に、いわゆる二階建て減税、こう言われてお
ります。制度減税三兆五千億、定率減税、特別減
税が二兆円ということ、この点について実は各
界からの御批判もあるところであります。私ど
もは、今回の減税の姿としては極めて適切な姿を
描くことができたのではないかと、こう思っており
ますけれども、その国際的な反応という点と、そ
れに関連してこの二階建てという点について、
大蔵大臣、どのように考えておられるでしょう
か。

○武村国務大臣 減税という課題は、たしかもう
二、三年前になるんでしょうか、自民党政権の時
代から、特に社会党を中心とした野党からの要
求、労働組合等の要求として出ておりまして、昨
年ちやうど細川政権ができる直後ぐらいから経済
そのものもさらに一段と悪化を遂げましたこと
もありまして、減税に対する声が一層高まってい
たと思っております。そういう中で、政府税調が開かれ
て、今回の改革に結びつく中堅層以上の累進税率
の緩和を基本にした減税の答申が出された。それ
が今日に至っているというところであります。言っ
てみれば、景気対策との絡みでありまして、減税
という政策課題が大きく浮上する中で税制改革
の議論がスタートを切った。減税というテーマと
不可分の状況で今回の改革議論が推移をしたこと
をまず認識をいたしております。

日本包括協議が並行して行われておりまして、
ここには例の優先三分野の議論がございまして
が、マクロの議論として、日本経済全体をとらえ
た内需振興、市場開放等々のアメリカ側の強い要
求もございまして、それから、日本の政策として
も、そのことに積極的に取り組んでいくという
姿勢で今日に至っているわけですが、公

定歩合は一・七五、史上最低まで下げて頑張っ
ていただいておりますし、公共投資政策といいま
すか、補正予算を中心とした公共投資によって景
気にてこ入れをする、この政策も自民党政権の時
代も含めて過去四回にわたってかなりのスケール
の補正予算を組み、執行をまいりました。そう
しますと、もうケインズの教科書ではありませ
んが、あと減税という大きな政策課題が残って
いて、それが今お話しのような形で前政権のとき
に決断をし、今日に至ったということでありま
す。過去の我が国の例からいいますと、五・五
兆円の減税というのは、まさに破格とも言えるわ
けでありますし、財源の非常に厳しい状況の中
でこういう減税政策を決断をし、しかも、村山政
権において来年も、そして原則的には再来年もこ
規模を維持してやっていくという決断を
いただいたというところであります。

G7、それから特にアメリカの財務省、このこ
とには大変高い評価を素直にしてくれました。G
7に行く前もベンツェンと電話で意見交換をし
ましたし、向こうで会ったときもそのことをま
ずきちっと評価をしてくれました。その後、公共
投資基本計画六百三十兆円を発表しております
が、こういったマクロの日本の経済政策に対する
信頼感が三分野についても、全部ではありませ
んけれども、政府調達と保険分野、ガラス分野につ
いて辛うじてあの時期に妥結に達することができ
た、その背景としては大変大きな要素であったと
いうふうに思っております。G7の会合でも詳し
く説明をいたしまして、各国からそのことは評価
をいただいたというところであります。

二階建て減税の話は、今の話と相関するわけで
ございまして、五・五兆円、これは所得税減税の
規模が五・五兆円であったところから由來する数字
であります。この五・五兆円という数字を来年
も踏まえて、来年も減税として実行するというこ
とを早々と村山政権スタート時点で表明をいた
した。そのことが基本にあるために、今回の税制
改革も五・五兆円の減税実施ということがまず頭

にありました。

その中で、しかし本当に五・五兆円制度減税を
する必要があるかどうかというところをチーム
で一生懸命御議論をいただいた。課税最低限は二
兆円も要らないじゃないかという、課税最低限
は、そもそも国際的には一番高いレベルだから上
げる必要もないんじゃないかという議論もあつた
ようございまして、最終的にはそれを半分、一
兆円の課税最低限の引き上げに配慮をしていこう
という結論に達していただいた。累進税率の方
も、残る三・五兆円が本当にそのままするのかど
うか、累進税率の思い切った緩和ということば
っかり果たしていくにしましても、そこも精査
をいただいて、二・五兆円前後でおさめていた
いて、こういう結果になりました。

しかし、五・五兆円という約束もございすか
ら、その差額は特別減税という形で継続して実
施せざるを得なくなったわけでありまして、初めに
二階建てでありきではありませんが、あるいは五
兆円ではありませんが、五・五兆円という制度減
税をきちっと再精査し、詰めていただいて、その
結果として三・五兆円になった、そのことが二階
建てという結果を生んだことだと私は認識
をいたします。

○町村委員 九月の下旬に、私も与党税調のメン
バーだったものですから、やはり野党の御意見も
伺おうというところで、船田元先生にお越しをい
たさまして、野党の税制改革についてのお考えも
長時間にわたって承らせていただきました。今に
して思いますと、ほとんど実は、船田先生の言っ
ておられることと私も今解決したことと同じ
なんです。減税先行すべし、一体処理をしなけ
ればいかぬ、ネット増税の色合いを出さない、
行革はしっかりやりなさいよ、あるいは中小特例
についても、特に免税点三千万円については、こ
れは引き下げない方がいいでしょうね、こんなよ
うな形で、ほとんど同じだった。ただ、違いがあ
るとすると、強いて言うると、三点あったかと私は
思うんです。

一つは、二階建てのところなんです。これについては、すべて制度減税でやるのが筋ではないかという御意見であった。こは確かに違いますが、

しかし、その裏腹として、それじゃ船田先生、野党の皆さん方のお考えとして、税率はどうお考えですか、こう伺ったところ、これは実は、六月中下旬、いわゆる当時の代表者会議にゆだねたけれども結論が出なかった部分であります、こういうお答えでありました。したがって、もし税率を込みで二階建てがいいのか全部制度減税がいいのかという議論がなされるのであれば、それは完結する話なんだろうと思つたんですが、税率のことを結局野党の皆さんはおっしゃらなかったから、この二階建て論批判というのは実は全く迫力のないものなんだな、こう私自身は受けておいて

ところでございます。それからもう一つは、地方消費税について、旧連立の皆さん方は、結論を出し得ない問題だったと言つて、これも先送りされました。私も、これについて結論を今回出しました。そこが大きな違いなんだろう、こう思いますが、自治大臣にお伺いいたしますけれども、この地方消費税の創設の意義、先ほどお触れをいただきました。私は、これからのまさに福祉を充実していくということになると、都道府県、むしろ市町村でその財源というものを充実し、施策を充実していくというふうな姿がこれからは出てくるだろう。まあ、そういうことになるかどうか知りませんが、それ、特に地方の財源を充実して福祉政策を一生懸命やる、地方分権を進めようということになると、国の消費税率は据え置いたまま、地方消費税の税率だけを上げるといふ事もある意味では考えられるのかもしれない、そんな思ひをいしているわけでございますけれども、今後の福祉の充実という問題と、この新しくできるであろう地方消費税の税率、この関係をどんなふうにお考えになっておられますか、お伺いをいたします。

○野中国務大臣 今回地方消費税を創設をいただきますようにお願いをいたしておりますことは、もう先ほど申し上げましたように、地方分権という大きな時代の流れの中で、御承知のように、行政改革推進本部におきましても、分権部会でのあり方について年内に大綱をいただくことになっておりますし、第二十四次地方制度調査会におきましても、先般中間報告をいただいたところでもございまして、地方六団体におきましても、改正自治法の初めての意見書を先般総理にいただいたところでもございまして、大きく、地方分権の時代がいよいよ時代の流れとして出てきておりますときに、先ほど申し上げましたように、昨年の衆参両院における決議等を踏まえて、今回の地方消費税の創設というのは一つの弾みをつける大きな時期であるのではなからうかと私は思っております。

委員御指摘のように、住民に身近なところで一番きめ細やかな福祉を充実させていくというのは、これはもう行政本来の姿であり、また住民がどのような環境に置かれておるかというのは、その当該市町村が一番よく知っておるわけでございます。現に、民生委員とか児童委員とか、こういう人たちが市町村に置かれておるというのは、その地域の事情を一番よく知っておる人たちによって現実の福祉政策や保護政策というものをやはり濃密なものにしていかなくてはならないというところでございます。

しかし、さばりとして、今回の地方消費税をいきなり市町村に持つていくことにいたしましたも、それは税の捕捉、あるいは配分等におきまして、非常に内容的にも困難もございまして、道府県に一応入れることによりまして、先ほど御提案申し上げましたように、いわゆるその半分を市町村に交付をし、私は、例えがいかどうかかわりませんが、市町村というものは内堀であり、そしてそのお城が濃淡が分けられていびつな状態にならないようにそれを補完し、そして調整していくの

が府県の外堀としての役割であるというように考えるわけでございます。そう考えますときに、今回の地方税源の充実として、地方独自の税が福祉面に果たしていく役割はまことに大であると思つてございまして。

さばりとして、各府県において条例を定めて、地方消費税を条例化して創設をするわけでございますけれども、各府県ごとに税率が異なるなどというところは消費税のあり方として不適当ではなからうかと考えますときに、やはり地方税のあり方として、一定のいわゆる全体の国の中で消費に一定率をお願いをしていくというのが消費に対する税のまた一般的なあり方ではなからうかと思つて、先ほど来言われておりますとおり、資産所得、そして消費に、全体にバランスのとれた方向で地方税源が確保され、それが地域福祉に役立っていくということは大きな意義があると思つておる次第でございます。

○町村委員 あと一、二点、残された時間で伺いたいと思つて、今回のこの法案の中の一つのまた特色は、これは所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案の第二十五条に、いわゆる見直し規定といひましようか、ここでは「検討」という言葉になっておりますが、消費税の税率については、社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行政及び財政の改革の推進状況、租税及び消費税に係る課税の適正化状況、財政状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日まで所要の措置を講ずるものとする」ということで、二年後までに必要ならば見直しをしますよという規定が入つてゐる。これは一つの大きな特色だろうと思つてゐる。これを私も政治的に受けとめるならば、言うならば、向こう二年間の間に、社会保障について、あるいは行政改革について、あるいは財政の状況について、いろいろな点から抜本的な見直しをしていかなければならないという宿題を背負つた、こう受けとめておりまして、大変重い宿題だ

なと実はひしひしと感じているところであります。逆に、この間の細川内閣のときの国民福祉税のように、言うならば、腰だめの七％という数字をえいやと置くのは、私はやっぱり国民に対して不正直であるし、また不誠実であるし、説明がつかないかなんかと思つてゐます。

私も、まだそこまで、この内閣ができて三ヶ月余、福祉の今後のあり方について、あるいは行政改革についてまだまだ議論が煮詰まっていな、国民的な理解も十分得ていない状況というのを踏まえたときに、この見直しの規定というのはある意味ではとても素直な、自然体でいへば素直な姿であらうし、そのかわり二年間しっかりやらなきゃならないという決意表明でもあらうし、また重い宿題でもあらうと、こう思つておりますけれども、この見直し規定の意味について、大蔵大臣、どんなふうに受けとめておられますか、お伺いをいたします。

○武村国務大臣 御指摘のとおり、今回の改正の中に附則で見直し事項が置かれたことは大変大きな意味を持つてゐると思つてゐます。もともと一体処理でいくべきか分離でいくべきかという、与党の中でも議論がございました。私も大蔵省としましては、税法という法律の性格から考えまして一体処理が望ましいというふうにかつて切つてはおりましたが、しかし、分離でいこうという考えの方々の中にも真剣に耳を傾けるべき主張があつたということを考えますと、国会でまさに議論がおりますように、あるいは国民の中にも一部御批判がおりますように、なぜ行政改革を詰めてないで税制改革を決めたのか、福祉のビジョンも、数字もきちっと精査しないで消費税アップを決めたのかということでもあります。率直に言つて時間が足りなかつた、今委員お話しのとおり、与党もわずか二月でございまして、そこまで全部詰めるにはタイムアウトでございます。時間不足したというところは事実でございます。そういう中で、今年実現という政治目的を果たすために、あえて今回のような五％で一体処

理をしながら、なお附則条項を置くという一つの道を開いていただいたというふうに思っております。それは、おっしゃるとおり、大変大きな宿題というか、責任を政府や与党にのみならず課したということでもあります。

既に行政改革は与党、政府の中でも基本方針まで固めておりますし、今後規制緩和、地方分権、特殊法人等々を含めて、具体的にそれぞれの目標、日時も設定しながらこれにかかっていかなきゃなりませんし、また予算編成等も含めて、財政改革といいますが、いわゆる歳入の切り詰め、節減につながるような努力も必死で進めていかなければいけないと思っております。

片方、福祉の問題も、三月に一応一つのビジョンを厚生省は出していただいているわけですが、これが、これもいろいろ議論がございます。もう少し精査をする必要があるという意見もございまして、新ゴールドプランやエンゼルプランもまだ政府としてはオーソライズできておりません。そういう半ばでございましたから、福祉の数字が詰め切れなかったわけですが、ぜひこういう問題もこの二年間の期間の中で御苦労をいただいて詰め切って、その他消費税課税の適正化あるいは租税特別措置の見直し、そして財政状況とございますが、そういった項目について、これは将来、増税につながる要素と増税を抑える要素と両面ございまして、それぞれの項目の数字が詰まることによつて結果が見えてくるということであろうかと思ひますが、ぜひ真剣にその努力を政府としてもしていきたいというふうに思っております。

○町村委員 政府においても最大限の御努力をいただかなければなりませんし、私も与党三党もそういう意味では時として政府と意見が違ふことがあるかもしれませんが、しかし、やはりとにかく最大限の努力をして、同じ方向でともに進んでいくということによつて、今言った行政改革、財政改革等々を初めとして、この全体の今回の税制改革についての国民的な御理解が得られていくんだらう、こんなふうに考えております。

ただ、大蔵大臣に一言申し上げておきますが、この五%が上げの方向にしか行かないだろうという、ややもするとそうとられかねないような御発言もあるようでございますが、今おっしゃったように、上げの要因と下げの要因と両方あるわけでございますから、余り予断を持つての御発言はひとつ今後慎重に願いたいと注文をつけさせていただきます。

時間も参りましたから、今大蔵大臣がお触れになられました、税のより適正な姿、より公平な姿を求めていくということは極めて重要なことだと思っております。制度面あるいは執行面、両面あるかと思ひますが、今大蔵大臣のお考えを伺いました。自治大臣もこの面に関しては、かねてより予算委員会等での勇気ある御発言も含めて、この税の制度面あるいは執行面での不公平感の是正といましようか、適正化といましようか、御発言が今まであったわけでございますが、自治大臣としてこの点どうお考えか、最後に一言承らせていただきます。

○野中事務大臣 税の全面的な見直しや適正なあり方ということについて、私、一人の政治家として今日まで発言をしてまいりました。自治大臣としての答えと言われますと、今日までの私の主張となかなか整合を持ていくことは難しいわけでございますけれども、お許しをいただきますならば、私は、従来から税の、特に租税特別措置のあり方について、自分なりに大胆に見直さなくてはならないという思いを持てまいりました。

ちょうど三十年前から三十四年間は、私、政府税調の委員をやらせていただきました。それから年月を経まして、国会に出てまいりました。そして、予算編成や税の大綱を決める作業に参画をいたしました。山中税調会長の時代に入ってきたわけでございますけれども、三十年前の政府税調のときと非常に異なっておった。というのは、党が主体的に税制の方針を決めていくという姿に変わつてきておったというのを率直に感じました。そういう中から、やはり一たん決められた租税

特別措置が、その年限が来ましても、それを廃止しようとしても、どこか基準を少し強めるとかあるいは税率を少し変えようとか、そういうことでまだ残つていく、そして新しいものは関係諸団体から要求が山のように寄せられていくという姿を見て、そこにいわゆる悪い面での族議員というのが、私も自身反省をしなければならぬ状態が出てきたのじゃないか、あるいはそれが企業献金とリンクして政治不信を呼ぶようになってきたのではなからうか。

切磋商磨するいい部分もありましたし、あるいは租税特別措置のすべてが悪いというわけではありませんが、そういう感じは私は国民の中にも不公平感として残つておったのではないかと認識をして、自分自身の経験を通して、やはり国民に信頼される税のあり方を求めるときには、大胆に租税特別措置のあり方というものを直して、そして先般、与党の税制改革の大綱にも盛り込まれたように、例外項目を設けるのじゃないか、いわゆる絶えず政策目的あるいは効果等を十分洗い直して、抜本的に整理合理化をやっていくべきだという方向というのは、これは私も絶えず努力をしていかななくてはなりませんし、そういう面において、執行面で公平さに欠けるというところであれば、いわゆる国民の税に対する信頼を確保することもできないのではないかと。これは担当する自治大臣としても考えておるところでございます。まして、ぜひ新しい政治改革の道しるべというの、私は、そういう予算あるいは税を含めた洗い直しというものが求められなくてはならないというように考えておる次第であります。

○町村委員 終わります。どうもありがとうございます。

○高島委員長 これにて町村信孝君の質疑は終了いたしました。

次に、早川勝君。

○早川委員 町村委員が全般的な質問をされたわけでございますが、社会党のいわば質問の第一陣ということで、今回の税制改正に絡んだ問題点を

若干お伺いしたいと思っております。

それに先立ちまして、ごく簡単に結構でございますが、けさのニュースで円が非常に、まあ円が高いのかドルが安いのか、大変定義は難しいと思ふのですけれども、また対策というものは複雑であると思ふのですけれども、九十六円とかいうレートが出ましたけれども、これについて大蔵大臣、どんな感想を持たれるか、一言だけで結構です。

○武村国務大臣 けさ九時の数字をまだ確認いたしておりませんが、いずれにしても円高の状況になってきているということでございますが、私ども、為替相場というものは、やはりいわゆる経済の基礎的な条件、状況を反映するものであるという考え方を貫いてきておりまして、これは世界共通の認識でもあるわけですが、そういう面から見ますと、最近の為替相場は必ずしもそういった経済のファンダメンタルズを反映しているとは言いがたい状況が時々起こるということでもあります。そのことを、私どもは急速な為替相場の変動は困ります、よくありませんという表現を使わせていただいているわけでもあります。

今回の円高、どうも状況をまだ十分認識いたしておりませんが、むしろマルクの関係やドルの関係等があつて、円が主役を演じているというわけではないように思ひますけれども、いずれにしても、今申し上げたような考え方に立ちまして、為替相場の安定のために、先般のマドリッドのG7の会合もそうございまして、一層緊密にお互いに協調、協力してやっていくということでございますので、その姿勢で今後とも努力をさせていただきます。

○早川委員 レートの問題はなかなか複雑で、最近の、あるいはきょうのレートもそうだけれども、いささかファンダメンタルズを正しく反映していないんじゃないかな、そんな感じを持てていることだけを述べさせていただきます。

そこで、今回の税制改革に絡む問題でございしますが、本会議の質問、そしてまた過日の予算委員会を通じて、とりわけ野党の方から指摘があつ

たわけでございますが、その中で二つだけ指摘させていただきたいと思うのです。

一つは、その批判の中身という意味ですが、今回の税制改革はいろいろな意味で中途半端な改革ではないか、いささか理念に欠けているのではないかと、こういった批判が行われたというふうに理解しております。それからもう一点は、今回の税制改革は、先ほど中堅所得層、こういう表現がございましたが、どうも弱者にやささか厳しいのではないかと、こういった指摘もされていると思っております。

税制改正あるいは税というのは、御存じのように、国民にいかにか納得をしてもらうかということが非常に重要なわけでございまして、そういった意味で、この臨時国会で指摘された今の二つの点について、大蔵大臣は国民に対してどんな訴え方をしていくのか、理解を得るためにどういった点を強調していきたいのか、この点を伺いたいと思っております。

○武村国務大臣 先ほど町村委員との答弁でお答えをいたしました、いろいろな状況が前提にあります。

何といつても、不況の中で減税をしなきゃいけない、減税に真剣に取り組まなければならぬというテーマが存在をしております。それがことしは五・五兆円の減税、特別減税という形で実施をされたわけでありますが、来年もそれを続けるかどうかという選択がありまして、村山政権としては来年も続けるという結論を出していただいた。再来年はどうするのだ。特に景気が回復しない限りは再来年も続けるべし、こういう結論になりました。そういう意味では、原則三年間五・五兆円という減税をまず景気対策としても進めていこう、これがまずあるために、全体像を非常に、やや複雑にしたというふうに、私はこう理解しているのです。

なぜかといいますと、先ほど申し上げたように、じゃ、その減税はどういう減税を行うか。もともと現在の所得・住民税課税の中にひずみがあるからそこをきちんと是正する減税でいこう、こういう考えから出発はいたしておりますが、今回もその考えに立ちますと、いろいろ精査をやっていく、最終的には三・五兆円の制度減税でやっただけで、これが一番いいという結論を出していただきます。そうすると、五・五兆円という数字が先に決まっていますから、じゃ、その間の二兆円はどうするのだ。それは特別減税で来年もいこうと。結果的に二階建てということになるざるを得なかったということ、そもそもこの二階建てというのが、重箱と云ってもいいのですが、何となく複雑さというのか、というのを印象づけたという嫌いはありますけれども、今申し上げたような経緯でございまして、景気対策としてこの大規模な減税を三年間原則として貫くという意思決定と、それから、制度減税をきちんと精査をして三・五兆円という結論を出していただいたというこの結果としてこういう姿になったということ、これをぜひ御理解いただきたいと思っております。

その三・五兆円につきましても、既にお答え申し上げましたが、やはり中堅所得者層、中堅サラリーマン層の所得税の累進税率を下げる、緩和するということに力点を置いております。

考えてみますと、数年前の税制改革は、中堅層以下のところに力点を置いて、低所得者から中堅までのところに力点を置いてかなり大胆な引き下げをやっていたいただきました。中堅以上が残っていたわけですね。私は、そこはある意味では皮肉だなと、こう申し上げておりますのは、自民党政権のときに低所得者層に力点を置いた減税が既に行われて、社会民主党の首班のときに中以上のところに力点を置かなかないやうなところとをそう申し上げたのでありますが、いずれにしても、これが大きな宿題で残っておりますので、ここは目をつむって、中堅層に、働き盛りの一番家計的にも出費の重なる、そういう方々の減税を断行するということが今回の所得税減税が決まっているというふうに御理解をいただきたいと思っております。

思います。

そのことが、まあ、おおよそ九〇％を超す方々が生涯一〇ないし二〇の所得税の税率で済ましていただけるということでありまして、二〇％までのブラケットをかなり拡大したということでありまして、そのことがこの制度減税の最大の特徴である。そしてまた、その層の減税をさしていただくことが、将来を考えますと、日本の経済を背負って立っていただく働き盛りの方々の税負担が下がることによってより一層元氣を出して働いていただく、そのことが将来の福祉社会、みんなが支え合う日本ということを考えますときに大変大きな意味を持つてくるというふうに考えております。

○早川委員 今所得税減税のことについて触れられましたので、主税局長に簡単に数字を出していただきたいのですが、先ほどの提案理由の中に、そしてまたこの「税制改革の概要」を見てみますと、「課税最低限については、既に国際的には高い水準にあるものの、少額納税者への配慮から引き上げます。」という表現になっております。大臣の提案理由説明にも、少額納税者への配慮から課税最低限を今回上げたのだ、こういう表現になっております。

社会党、私たちが野党のときは、低所得者へもっと配慮するために課税最低限を上げる、そういう主張をしてきたわけでございます。それに対して、いや、課税最低限は国際的に高いということとで反論を受けた記憶があるわけでございます。そういう意味で、課税最低限が幾らになつて、そしてまたこれからのことを考えると、少額納税者への配慮ということを考えますと、もう性格がちよっと変わります。その理由でいくとまた次回、次々回においては課税最低限を上げるということも制度的には可能なんだ、またやり得るのだ、こういうふうに考えたいと思うのですが、その点いかがですか。

○小川(是)政府委員 いわゆる課税最低限は、現在三百二十七万円ということになっております。

この水準は、諸外国、アメリカ、イギリス、ドイツ等と比較いたしますと、国によりましては倍あるいは四倍といったような高い水準にあるわけでございますが、今回の改正案におきましては、この三百二十七万円を三百五十三万円、三百二十七万七千円が三百五十三万九千円に引き上がる、こういう改正案を御提案しているところでございます。

○早川委員 まあ後半の問題はこれからの政策的な改正の中で結果として出てくると思うのですが、そういった意味で、これからのいわゆる課税最低限論争というのは若干変わってくるのじゃないかなというふうに私は理解するわけでございまして、そういった意味で、税制改正の一つの転機というふうにも言えるのじゃないかな、こう思っております。

そこで、先ほど町村委員が、見直し規定に関連して、これからの税制改革を考えると、税制それ自体の公平性というのは当然あるわけですから、でもよく考えて、国民のことを考えてみますと、当然支出を含めて考えなければいけない。言いかえれば、特に関心の深い福祉の問題ですけれども、そういったことを考えますと、これからの、先ほど自治大臣もちょっと答弁されたわけでございまして、この二年間で、見直し規定、幸い二年間という猶予が与えられた。初めに五％確定ありきと考えては好ましくないよという先ほど委員の御指摘がございまして、全くそのとおりだと思っております。

財政支出の洗い直しから行革から、そして福祉のあり方が当然点検をしなければいけないということでもありますので、この二年間というふうに考えた場合、この行革の問題、まあ言いかえれば、行革と、同時に反面支出の問題にもかかわると思うのですが、これは恐らく国も地方も同じ問題だと思っております。国だけの問題じゃなくて、地方でも、地方だからすべて支出は住民のために使っているとか、言いかえれば、国民のために使っているとは言いかねると思うのです。また、そう

見てはいけないうではないかと思ひます。

そういつた意味で、この福祉と行革、そして税制というのは、ちょうど今回の税制改正法案の中でそれを三位一体にたててこの二年間集中的に議論をし、検討し、点検をしなればいけない、こういうことをこの見直しは意味しているのではないかと私は理解するわけですから。そういつたふうにか考えますと、この二年間で、大蔵省は大蔵省なりに行革の問題あるいは福祉の問題、あるいは自治省は自治省で同じような問題についてどんな基本的なスタンスをとろうとされているのか、この点を伺いたいと思ひます。大蔵大臣どうぞ。

○武村国務大臣 この見直し規定が実現をいたしますと、再来年の九月いづばいという目標をみずから課すわけになりますから、この法律を根拠にしながら真剣に、今お話しした福祉、行革の課題に取り組んでいかなければなりません。しかし一方、この税制改革の時点からの行革というところえ方もありますが、そうでなくても、今や戦後五十年を迎えようとしておりますが、戦後出発した日本のあるゆるシステムが一つの壁にぶつかっているというか、改革のときを迎えているという見方もあるわけでありまして、私どもは、政治改革が一番先行して議論をされて、ようやく目的を、まあ第一段階の目的を達しようという寸前に来ております。

農政も、今後提案をしてまいります食糧法の見直し等を含めて、ウルグアイ・ラウンドといういわば一つの災いでありまして、この困難に對してこれを福に化すような考え方に立つて農政改革に取り組んでいかなければなりません。経済も、個々の企業は今回の不況でひとしおリストラ、経営合理化の努力をしていただいておりますし、経済全体としても構造改革にさらに真剣に取り組んでいかなければならないという状況にございます。そういう中に行政改革が立っているというところを考えると、ひとり税制改革との絡みで、附則条項があるからやるといふ方をはるかに超える大事な、大きなテーマだといふふうに認識をい

たしております。

大蔵省としてどうかという御指摘でございます。財政と税制を預かりしている立場におきまして、もう一点、我が国の財政の現状がどうなのか、将来展望がどうなのかということをお考えするときに、ほかの役所以上に真剣にこの行財政改革には目を向けていかなければならない、率先垂範するぐらいの気力で取り組んでいかなければいけないというふうにお考えしております。

○野村国務大臣 委員おっしゃいましたように、初めに増税ありきじゃないに、行政改革、さらに私どものかかわります地方の行政改革、これはこの二年間、三位一体となつてやっております。これは重要な課題であると考えておるのであります。

先ほど来申し上げておりますように、地方分権を真に確立するためには、地方みずからまた厳しくみずからの姿勢を正さない限り私は分権を成功させることはできないと思ひます。自治省といたしまして、先般、各地方公共団体に對しまして地方行革のあり方についてお願いを申し上げたところでございます。

地方公共団体みずからそれぞれ行政改革推進本部を設置しますとともに、大胆に地方のそれぞれの見直しを行うことによつて国とともに一体となつて行政改革を遂げ、特にまたその推進を見守る者として地方の民間からも組織に入つていただいて、そしてこれが十分に達成できるような方向というものを一応示しながら地方にお願いを申し上げたところでございます。

かかる地方自身の行革推進によつて、私は地方が信頼を得、そしてそれによつてそれぞれの地方の分権を確立することが可能となるであろうと思つておりますし、また新たな税の負担を求められる住民の皆さんの信頼をもそこにて得られることになるのではないかと考えておる次第でございます。

○早川委員 冒頭、いかに国民の納得を得るかという観点からしても、この二年間というのは非常に

に重要な時間であり期間である、ぜひ政府としても、そしてまた私は与党としても社会党として、そのために、これはそれこそ与党と政府と、そして与党三党が一体となつてやらなければいけないというふうにお考えしているわけでございます。

そこで、課税のこれからの適正化の問題に関連して数点伺いたいと思つております。

第一点は、消費税制度の改革が今回行われるわけでございます。実は、前回の特別委員会の際に、いわゆるこの消費税制度、とにかく中小企業対策として三セツがあつたわけでございます。ね、簡易課税制度と限界課税制度と免税点制度と。その中で今回は簡易課税のところが改善が図られ、限界課税制度が廃止された、免税点は据え置きだといふふうになりました。

私自身は、前回のときにこの限界課税制度というのはどう考えても納得がいけないといふことで廃止を主張したものですから、今回廃止されたといふことで私にとっては当然の措置だといふことで理解しているわけですが、この免税点の三千万円ですか、やはりこの問題についてはいろいろな意見が聞かれます、この水準についてどういふふうにお考えにいけばいいのかなと。

外国など比べると高いわけでございますけれども、そのとき、私自身の議論のときには、日本の社会あるいは日本の事業者の態様等を含めると中小事業者の比率が高いなという、たしか通産の統計で見たことがあるわけでございます。そういったことを考えると、今回三千万円に据え置かれたわけでございますが、免税点の水準についてどういふ考え方に立つておられるのか、また、これからのどういふ位置づけをされていくのか、大臣でも主税局長でも結構です、伺いたいと思ひます。

○小川委員 政府委員 事業者免税点制度につきましては、すべての事業者を納税義務者とするというに伴う小規模事業者の事務負担、それから税務上のコストというところを考慮しまして、公

平性と簡素性というバランスを考慮して設けられている制度でございます。諸外国にもこの制度はあるわけでございます。

我が国は現在三千万円ということでございますから、諸外国に比べてましてかなり高い水準にあるといふことは事実でございます。しかし、他方において、今お話ししたような我が国の経済に占める中小零細事業者のウェイトということとを一方で考えなければならぬと存じます。他方において、また、税率が上がっていきますと減収額が大きくなるではないかと、あるいは競争条件の問題もあるではないかという御議論があるのは事実でございます。

今回は、この税制が入りまして五年、今後の定着を待つということ、見直しにおきましてはこの免税点を維持をするということで御提案をいたしております。もとより、免税事業者につきまして、とかく免税事業者は仕入れ税額の負担が上がるのでその分の価格上昇、引き上げは当然であるけれども、それ以上の引き上げを行つていくとすればいわゆる益税問題があるではないかといふことがございまして、今回の改革の際には、あわせてそういった点で事業者、消費者に向けて適切な広報あるいはその点の御理解を求めていくという努力をしなければいけないと思つております。

○早川委員 一般的な理屈を考へてみますと、導入されたときと同じ水準を据え置いているわけですから、あとは物価水準等を含めて、据え置きを続けられ続けるほど相対的に下がるわけですね。あと何年か据え置けば、例えばスタートのときの三千万円の価値が二千五百万円に下がるのか二千円になるのか、経済の理屈上はそうなるわけでございますが、やはり税というのは納得をするという意味で両面あると思ひますので、つまり、納税者には多様な、サラリーマンも、給与所得者もありまして、事業者もあるといふことを含めて、いかに納得をしていくかといふ努力を、ぜひそのための手だてを考へていきたいといふふう

に自分でも考えるわけでございます。

それから、先ほどバランス論が議論されたわけですが、消費と所得と資産課税ということでございますが、やはり資産課税の比率、もう少し考えなきゃいけないんじゃないかなというふうに私は考えます。先ほど適正ではないかなと、違つて私はいいいわけで、違つた方が発展されるわけでして、お互いに議論を深めればいいわけでございまして、もう少し議論をしていく必要があるんじゃないか。

これはいろいろな統計を見ても、国も地方も同じような統計を拝見しました。資産課税のウェイトについて表があります。例えば、平成四年度決算の数字を見ますと、国税で資産課税等が九%、地方税の分野では資産課税等が二七・五%だと。こういう数字で、固定資産税等、地方の場合あるわけですが、これからの消費税、それから所得税と、こう考えた場合、資産課税、今の現行水準を含めてこれから考えなきゃいけないと思うのですが、この点についての基本的な姿勢を大臣、そして自治大臣に伺いたいと思います。

○武村国務大臣 資産課税につきましては、先般の抜本改革、昭和六十二年、三年でございまして、におきまして、利子課税、有価証券譲渡益課税の適正化等の措置がとられてまいりました。その後も、地価税の創設や土地譲渡益課税の適正化等の、土地税制のかなり大きな見直しが行われたところでございます。

高齢化社会に備え、活力ある社会をつくるために、これまでの資産課税に対する基本的な考え方を堅持していくことがまず重要だと思っておりますが、これらの税制改革で講じられた措置をまず着実に実施をしていきながら、片方、これまた大変大きなテーマでございまして、利子、株式等の譲渡益の総合課税の問題、これは納税者番号制度の問題とも絡まっておりますが、こうした課題についても一定の目標を持ちながら真剣に取り組んでいかなければいけない、このことが資産課税の残された最大のテーマであるというふう

に認識をいたしているところでございます。

○野中国務大臣 今大蔵大臣からお話がございましたように、今回の与党三党合意というのは、総合的な改革の一環としてとりあえず今回の税制改革が行われたものでございまして、私も地方にとりましては法人、資産、それぞれまだ課題を残しておるわけでございます。

特に、今大蔵大臣からもお話ありましたように、利子、株式等の譲渡益を初めとする資産性の所得については、総合課税を含めて適正化を図っていかなくてはならないと思っております。

今後、こういう残された問題は、国会の議論はもちろんのこと、政府税制調査会等を通じて協議検討を進めていただき、これからの重要な課題にしていかなくてはならないと認識をしておるところでございます。

○早川委員 これからの高齢化社会ということ、それから、そういう中で所得から消費に議論が、税制改正が方向づけられたわけでございまして、でもそれは、経済的に言えば、そんなに高成長の時代ではないというふうに展望されるわけですね。高度成長の経済というのは所得が非常に伸びるわけですから、まさに所得課税のところにウェイトがあつてもいい。ところが、御存じのように、我が国はもう三十年も四十年も高度成長の経済を進めてきた。その中で、恐らくいろんな形で資産形成がされた社会を迎えていると思うのです。

そういうふうな考えますと、これからもう一つ税制改正を考えていく場合に、この資産課税、あるいは今出されました利子とか譲渡所得の資産性所得の問題も含めてですが、いわゆる資産を軸にした税制改正、課税の問題というのは非常に重要になるのではないかと、このように私は考えるわけでございまして、これからの税制改正の大きな軸にしていかなければいけないんじゃないかと思

います。

地価税を導入した結果で、税収の問題があつたわけですけれども、地価税を導入して何がこれから考える場合に一番役に立ったのかなというふうに、我が国の土地保有の所有主がどういうふうに分布しているのかというところが示唆しているんじゃないかと思ひます。聞きますと、六〇%が法人所有だ、我が国の民間所有地、こういうデータが出たわけでございまして、ぜひこれからの資産課税という問題、資産性所得を含めてですが、検討の対象にさせていただきたいというふうに思います。

そこでもう一つ、今回の改正は、税制全体、これは今回の税制改正の意義にかかわるわけですが、けれども、抜本的な改革と言えるのかどうか、あるいはそういう評価をされているのかどうか、この点について伺いたいと思います。

それは、資産課税、資産性所得問題についてもまだ十分ではない、さらには法人課税の問題についてもまだ残されているのではないかと、そういうふうにも考えますと、今回の税制改正は、これから臨む抜本的な改革という絡みでどういう位置づけ、評価をされているか、両大臣に伺いたいと思ひます。

○武村国務大臣 御指摘のように、我が国の税制のあらゆる側面に目を向けて総合的に改革を行つたというものではないと思ひます。

しかし、一番基本にある所得課税、消費課税のこの二つのテーマが中心でございまして、に目を向けて、それぞれ文字どおり抜本的な改革をやりたいところだというのが今回の案であると思ひます。また、減税という側面だけからとらえていただいても、制度減税三・五兆円という数字からごらんいただきますと、過去の我が国の税制改革の取り組みの沿革を振り返りまして、まさにこれは、まず数字の面から見ても抜本的であるというふうに認識をいたしますし、中身の面から考えましても、課税最低限の問題に一兆円充てておりますが、二・五兆円というオーダーのいわゆる中堅層を基本に置いた税率緩和という改革は、大変大きな改革であるというふうに自己評価

をいたしているところであります。

消費税につきましても、もう御承知のとおり、二%というこのアップも、三から二を足して五になるわけですから、これは大変国民の皆さんには御負担をおかけするわけであります。大変大きな改革であることも間違いありませんし、中身におきまして、中小特例等の見直し、地方消費税の創設といった、個々をとらえましてもそれなりの大きな前進を、改革の前進を果たすことができるというふうに思っております。

○野中国務大臣 もう先ほど来お話がございましたように、税制というのは、常に社会の変革に適応して見直していかなければならないものであります。したがって、今回の税制を考えたときに、早川委員御指摘のように、なお資産、法人等、それぞれ多くのまだ積み残された課題も持つておるわけでございます。

けれども、一つは、今大蔵大臣も御指摘がございましたように、消費税という税のあり方について、減税先行をする中において、この二年間でい

わゆる行財政改革を抜本的に行うことによって、今日まで消費税のあり方についてこの合意に至り、さらに二年後の消費税の税率アップへの道筋をあけていただいたというのは、非常に私は大きな意義があるのではないかと。また、そういう中におきまして、地方分権が言われます中においても、従来の消費税と税を廃止をいたしますとともに、地方消費税、地方みずからの税源としてこれを創設をいただくことになりましたのは、今回税制改革の中における地方分権への大きな足がかりであったと私も強く認識をし、評価をし、またそれに代えなくてはならないと思つておるところでございます。

○早川委員 自治大臣、先ほど来、地方分権と、そしてまた地方分権に関する国会決議、昨年の六月ですね、衆参で、両院で行われているわけでございまして、そしてまた先ほどの、地方税源の充実という、提案理由説明の中に言葉がございま

す。地方消費税を創設したことは、そういう観点から好ましいんだということが言われました。

これからの社会を、そしてまた国と地方との役割分担を含めて見ますと、税源配分ですね。いろんな数字を見ても、国がまあ六割から七割ぐらいの間で税源を持っていて、地方は三割から四割ぐらいの間。それが補助金とか地方交付税を通じて再配分されて逆転をするというような数字だとか出てくるわけですね。

そういったことを考えますと、先ほどこれからの高齢化社会は市町村中心になる、それから地方分権の時代だ、地方税源の充実だ、こういったことを考えますと、これからの税制改正に当たっては、先ほど大臣はかなり抜本的な説明をされたわけですが、より全体、日本の税体系あるいは行政というあり方からすると、そういった意味を含めた抜本改革というふうに考えてみますと、税源配分がどうしても必要ではないか、地方へもっとウェイトを上げていかなければいけないんじゃないかな、こう思います。

これは自治大臣の方に先に聞かせていただきたいと思うんですが、お答えいただきたいと思うんですが、この税源配分の比率という、希望的な数字でも結構なんですが、もし聞かせていただければ聞かせていただきたいと思えますし、それに対して大蔵省の方は、国税に責任がある大蔵省、大蔵大臣としてはどんな考え方を持たれるかというふうに伺いたいと思えます。

○野中国務大臣 お話ございましたように、地方の国との税というのにはある意味において七対三とも言えますし、仕事の方は逆に三対七で地方が大きく寄与してある、分担しておる、このようにも言えるのではなからうかと思うわけでございます。

そういう中におきまして、委員御承知のように、都道府県というのにはある意味において不安定な法人の課税を中心としておるわけでございますし、ことしなどは非常に深刻な影響を受けるわけでございます。そういう点では、これから地方分

権を行う上で事務事業の配分が積極的に整理をされ、そして真の分権を確立をしていかななくてはならないわけでございます。そういう事務事業の配分、これからの地方への移譲を含めた中で、税源というもののあり方も並行して考えていただかななくてはならない問題であると認識をしておる次第でございます。

○武村国務大臣 いろいろ議論があらうかと思いますが、今回の地方消費税創設は、一つの地方自主財源の充実という目標に向かった歩みであるというふうに思います。

しかし、従来から三割自治という言葉がずっと使われてきておりまして、仕事は逆に三分の二は地方が負担をして執行しているという状況でありまして、この間に地方交付税とかいわゆる国庫支出金という仕組みが存在するわけでありまして、仕事に对应した地方の財源が充実をしていくことは望ましいことには違いないと思いますが、そもそも四十七都道府県あるいは三千二、三百の市町村に経済力の大きな違いが存在し、いわば税源の格差が存在するということも認識をしなければなりません。

そこに、国が徴収をさせていただいて一定のルールで配分をするという交付税制度が生まれてきているわけでもございまして、財政調整のシステムそのものを否定することがかなり難しいというところも考えますと、委員の今のお話を承りながら、ひとつ全体として目標の議論は、数字の議論はできないにしても、今後地方分権の取り組みの中で事務が地方により一層移譲されていくならば、それに伴う自主財源、少なくとも自主的な財源が充実している方向も伴わなければいけないというところも認識をさせていただいて、努力をしていきたいというふうに思います。

○早川委員 もう時間が来ましたので終わりますが、見直しの二十五条というのは非常に意味深いことが書いてございまして、社会保障から行政から財政の改革とか、文字どおりこの二年間というのは非常に重要で、全力を挙げて取り組むこと

が、今回の税制改正を国民に納得をし、支持され、そして定着をする絶対的な条件ではないかというふうに考えていることを述べさせていただきます。私の質問を終わります。

○高島委員長 これにて早川勝君の質疑は終了いたしました。

次に、五十嵐ふみひこ君。

○五十嵐(ふ)委員 新党さきがけの五十嵐ふみひこでございます。私は、旧連立与党時代から税を担当させていただいておりまして、また新政権でも税を勉強させていただきまして、二つの税制協議会、税調を体験させていただいたという立場から、その比較を中心にお話をさせていただきたいと思っておりますが、まず最初に、昨日まで、日本・カナダ議員連盟で、超党派で、カナダのブリティッシュコロムビア州に行つてまいりました。今、カナダで問題になっているのは、所得税も大体日本でいえば低所得者層に当たるところでも三〇%近い所得税がかかるというところで、すけれども、一方で、国税七%、州税七%という大変大きな消費税がかかっているというところについて大きな批判が今さら実は巻き上がっておりまして、消費税の引き下げというところが国民の間から求められておりました。なぜ今このときになってカナダで消費税の引き下げが問題になるかといいますと、これは今まで内税で取られておりました余り意識していなかった、これが外税になりました。痛税感、こんな税金を取られていたのかというところがわかってきた、そこでこれはたまらぬということ国民の間で不満が表面化してきたというところでございまして、すなわち、消費税には、特に内税にした場合は痛税感を伴わない、為政者にとっては非常に都合のいい税だという面があるのであります。

そこで、税率を今度初めて上げるわけですが、日本においては上げる際にこれだけ大きな問題になる。そして、慎重論が巻き起こるというところが実は日本のいいところ。消費税というのは、ともすれば痛税感のない

税。したがって私は、所得税は逆に痛税感がある税だからいい税だ、国民の監視が、為政者に対する、国に対する、政府に対する監視の目が行き届くという面で、私は所得税というのはいい税だというふうに思っておりますし、また、消費税については、日本のようなやり方をやってみて一回一回チェックをしていかなければ、安易に政府に、為政者に税源を差し出すということにつながるのだからと思うのです。

そういう意味で、私が旧連立時代から尊敬を申し上げている村井仁委員が村山総理大臣に、消費税はいい税だと認めなさいという迫り方をされていましたけれども、税には長所も短所もある、だからミックスをして行わなければいけないのであって、一概にいい税だから認めるというその論理は完全に為政者側に立った論理だということが言えると思うのです。

そういう考え方はなく、もっとまじめに考えていかなきゃいかぬ。そして、税を引き上げるときは、思い切って上げるのではなくて、やはり必要なだけ、足元を見ながら、そして効率化、すなわち行政改革ということをも十分に考えながらやっていかなければいけないということなんだらうと思うのです。そのことをまず最初に申し上げて、我が国の財政状況から私が入つてみたいと思ひます。

最初に、自治省の財政局にお尋ねをしたいと思うのですけれども、地方自治体で危険水域と言われるような公債費率ほどの程度でしょうか。地方団体を指導する場合にかなり危ないと思われる公債費率ほどの程度とお考えでしょうか。

○遠藤政府委員 お答えを申し上げます。私ども、地方団体の財政内容を分析いたしますときに、公債費比率というのを見るわけでありまして、公債費比率、一般財源の中で起債の元利償還に充てる経費の比率のことでございますが、大体一五%を超えるとその団体は財政的には黄色の信号がともっている、それからこれが二〇%を超えたときには赤信号がともっている、危険信号である

というような財政状況の分析をしながら地方団体の財政状況を見ているというのが実情でございます。

○五十嵐(ふ)委員　地方団体全体では平均すると八〇％程度、まだ国よりは大きいということでありますけれども、今お話を伺ったように、一五％で危険水域、黄信号ですね、そして二〇％では赤信号だというお話でございました。国と地方では規模が違いますから一概に言えませんが、ともかく、国の方ほどのような国費費の状況でございまいしょうか。大蔵省の方からお伺いをしたいと思います。

○伏屋政府委員　お答え申し上げます。

六年度一般会計当初予算の公債依存度でござい
ますが、一八・七％でございます。

○五十嵐(へい)委員 国債費の依存度が一八・七％、もう既に黄信号に入つて、まさに赤信号に近づいているというところでございます。私は、今消費税の逆進性ということが問題になっておりますけれども、国の財政を借金で賄ふことぐらひますけれども、国の財政を借金で賄ふことぐらひ逆進性が強いものはないと思つております。なぜならば、借金で賄ふということは当然利子がついて回ります。この利息を含めて返していかなければ

ばいけないわけでありませうけれども、国債を買える世帯は、一般の家庭では余り考えられません。主に金融機関、企業、そしてこれはお金持ちの世帯が国債をお買いになるわけで、その利子を、その利息を、幅広い、低所得者層も含めて水平的にかかる消費税でございしますから、その税で見なければいけない。負担は貧しい人も含めた国民全員が負担をし、その利息をいただくのは企業や金持ちということになるわけですから、これはど逆進進性が強いものではないでしょうか。

そういう意味でも、財政というのはやはり健全でなければいけない。今まさに国民が受けているサービスというものを、それ以上に、それに応じた税を分担するのは当然でありますけれども、現時点ではこれは将来の分まで先食いをしてしまっている。我々の負担が将来にツケ回されてい

るといふことでございまして、逆に言えば、今いただいている私たちの行政サービスは、これはむだがあるかどうか、効率的かどうかという問題がありますけれども、自分たちが納めている以上に行政サービスを今受けているのだということにもなるわけであります、この財政状況を変えていく、健全化していくということがやはり私は求められているのだらうと思ふのです。

今の国の財政の認識について、大蔵大臣から改めてお話を伺いたいと思います。

○武村国務大臣　我が国の財政の現状は大変厳しい状況にあると、一言で言って申し上げなければなりません。いろいろな指標がそのことを物語っているわけですが、公債残高が今年度末二百兆円を超すということをたびたび申し上げておりますが、いわゆる長期政府債務残高のGDPに占める比率を比較してみますと、GDPの中でこの二百兆円、各国の比較をしてみますと、日本は五三・六％に達しております。アメリカはやや悪くて五九・五％であります。イギリスは三七・九、ドイツは二〇・八、フランスは二〇・六と、先進諸国の中でも一、二を争う高い率になっております。

先ほど公債依存率を申し上げましたが、一八・七という数字はアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの比較では一番であります。一番高い。また、過去の公債費の利払いの比率と比較しても、一五・九％でありまして、これもこの五カ国では一番高いということで、借金の状況はもう先進国の中でも一番になってしまっている。

で頑張っていますという各大蔵大臣の報告がございまして、ちょっと私は、日本のこの状況を頭に置きながら、身が縮む思いがしました。

そしてG7の結論としましては、景気の悪い間は、日本がそうであります、ある程度赤字が出るのはやむを得ない、しかし、お互い景気がよくなったら赤字の解消に努めて財政再建を図ろうという共通の認識を文書でまとめたわけでありますが、そのことを考えますと、今は必死で景気対策として公共投資あるいは減税等々、建設国債やつなぎ国債を発行してでも万全を期しておりますが、景気が回復するような状況になれば、真剣に、過去の借金状況もしっかりにらみながらどう財政そのものを健全化していくか、改革していくかということに目を向けなければいけないというふうに思っております。

○五十嵐(ふ)委員 私も、もうそろそろ日本は新しい公債管理政策を打ち出さなければいけないんじゃないか、今までのように、建設国債はマルで赤字国債はバツだという善悪論だけではこれらもうもたなくなっているんじゃないか、GDPに占める国債残高、そのパーセンテージを抑えていく、今四割超えていると思いますけれども、三割に近づけていくというような新しい数値目標を立てて財政再建を図っていかなければいけない時期に來ているんじゃないかと思っております。

この財政赤字、すなわち今国が、あるいは地方団体が行っている行政サービスに見合った税金をいただいでいないというところに私は着目をしたしまして、国民に率直にお願いとそしてごめんなさいということをやわせていただいて、そして税についてある程度の負担増をお願いをする、これが正直なあり方なんだろうと私は思っております。

これに対して、国民福祉税ということとは、私もこれにかかわったというよりはかかわらなかつた、かかわりなかつたんだけど、当時上の方で決まってしまったわけでありまだけれども、その後行われた旧連立与党の福祉社会のための税制協議会、これに参加をさせていただきまして、そ

の論議のプロセスを今振り返ってみますと、これは国民福祉税、七%の国民福祉税の正当化、合理化を私はやはり目指していたんではないかという印象を持っております。

現に船田元さん、先ほど同僚議員の町村委員が野党の皆さんからも話を聞かせていただいていたのは一致したということをお話をされていましてけれども、税率については結論が出ていないというお話だった。確かにそのように伺いましたけれども、そのとき船田元さんの言葉には、六月当時七％を念頭に置いていたとはっきりお話をされておりました。結論は出ていないけれども七％が念頭だった。その国民福祉税、この考え方は、やはり税を変えるときは思い切って変えてしまおう、そして、国民は減税をセットでないと増税を認めてくれないだろうという考えがあったんではないかなと私は推定をするわけでございます。

そうではなくて、私は今言ったように、財政状況をきちんと踏まえて正直にお願いを申し上げていく、これが本当の私は税のあり方だろうと思っております。そして、そのときに船田さんも二段階は容認できるということをおっしゃいました。それはなぜかという点、与えられた状況、我々は評論家ではないんですから、与えられた状況の中で政治選択をしていかなければいけません。

先ごろの予算委員会では申し上げましたけれども、今回の与党案を理念なき税制改革だとおっしゃった有力な学者のお一人に野口悠紀雄さんがいらっしやいますけれども、朝日新聞で私が対談をさせていただいたときに野口さんがはつきりと話されたことは、その根拠は何かというところ、減税は自分は認めない、景気のための減税は効果がないんだ、だから自分はそれは評価できないんだというところをお話をされておりました。しかし、私も政治の世界では、もう減税はみんな食べてしまった、全会一致で減税を認めたわけですから、穴があいたままの状態で今はいる。そしてその穴があいたままでは無責任だということから始まっているわけですから、その与えられた所与の条件

というものを私たちはまじめに考えていかなければなりません。

そこで、私は申し上げたいわけでありすけれども、その理念なき税制改正とおっしゃったことの中に、これは一つには二階建て批判になるわけですが、税率構造の改正、すなわち中高所得層の高過ぎる累増感、そこを正するために五・五兆円の所与の与えられた減税額、その目いっぱい制度減税をしなればならないというお話がその裏にあるわけですが、五・五兆円が全部が制度減税に使うということが果たしてそれほど大きな理念なんでしょうか、そのことについて大蔵当局からお話を伺いたいと思います。

○小川(是)政府委員 昨年の秋、政府の税制調査会で税制改革問題の論議を始めていただきました。そのときの所得課税についての問題は、ただいまのとおり累進課税が強過ぎるのではないかと、前回の税制改革は中低所得者のところを大きく倒したけれども、それから上のところが残っているのではないかと、ここは何としても直さなければならぬのではないかと、御議論が累進課税の問題でございました。

その際には、課税最低限については、御議論がありますように、むしろ高過ぎるのではないかと、しかし消費税率を引き上げて直間を直すときにはある程度考えざるを得ないのではないかという御議論が続いておったわけでございます。私どもその事務方としては、当時、どういった税率構造にしたらいいかというのをさまざま、これは事務的な作業をしておった経過がございます。

その中で考えておりましたのが、一つは、累進構造を思い切って緩和するという考え方をとれば、税率について三・五兆円ぐらいいければ、そういった姿になるのではないかと、また、消費税率を引き上げるときには課税最低限を上げる、仮に七％を想定すれば二兆円ぐらい課税最低限を上げなければならぬかなというように、準備作業として内々やっていたということでございます。

でございます。

片方、ことしの二月に景気対策として、結果として税制改革ではなしに行われまして特別減税は、結果においては五兆五千億ということになったわけでございます。政府の税制調査会におきましてまただいまのようなことを、規模を背後に、皆さん脳裏には描いておられたかもしれせんけれども、私どもも作業としてはいろいろ勉強いたしておりましたが、それを実ははつきりと出した、あるいは議論の対象にしたということはございません。

以上が経緯でございます。

○五十嵐(少)委員 はつきり表には出してないとおっしゃるわけですが、私は、大分その五・五兆円全部制度減税に使うんだという根拠が各方面に行われたんではないか、それが野党側の案にも反映をしているんではないかというふうな推測をするわけでございます。

それで、五・五兆円が何も全部使わなければ理想的なカーブが描けないということではないということは、与党の税調の中でも私たびたび発言をさせていただいたことでございます。日本の税率構造は、これは確かに欧米先進国と比べて上の方が高くなっておりますけれども、これを何も一遍で直さなければいけないということはないし、既に水準全体は、日本のサラリーマンの所得税は欧米に比べてかなりの部分低い、全体で、平均でならしても中位にあるということでございますから、私としては、それほど思い切った上だけをやる必要はない、三・五兆円あれば十分だという証明をさせていただきました。

そしてまた、結果の姿として、さきの予算委員会でも証明をさせていただきましたけれども、二回の税制を合わせて、所得四百万、子供二人、奥さん入れてサラリーマン世帯で、四百万世帯で、二回の税制改革を合わせて七〇％の減税が行われている。そして徐々に、所得が上がるに従ってその減税幅が小さくなっていて、千五百万クラスでは約二五％の減税になっている。すなわち、かなり

理想的なカーブで税の減税が行われたというふうに、そして前回の下だけが厚かったという部分については正がされたというところが証明をされたと思っております。したがって、このことだけを取り上げて不十分な、あるいは理念のない税制改革だと言ふのは間違いだらうと思えます。

そしてまた、二段階すなわち福祉や行政の部分の後回しにされているということについて、これが理念じゃないのだということをおっしゃる方がいらつしやいますけれども、先ほども申しましたように、野党の、旧連立の税制協議会の副座長さんですが、座長代行さんですか、船田元さんも、二段階は容認できるといふことをおっしゃいました。これはすなわち、先ほど申しましたように、所与の条件を考えるならば、今足元で固められる数字は何か、福祉の面の支出の増の方、そしてそれを削減する効果のある行政改革の方、これを今この国会でやらなければいけないという、これは最初から所与の条件があるわけですから、その中でどこまで固められるかという、やはり限界があったのだらうと思えます。

すなわち、福祉については、これから先介護保険制度を入れるのか入れないのか、入れた場合にどの程度国費を投入するかというの、国民的な合意がなければならぬわけですね。そして、国民的な合意ができていく段階にありません、まだ。これから福祉の面で選択と合意というものがなされなければいけないので、税だけが、税の世界だけがそれを先に突っ走るわけにいかない。だから、二段階で、今決まっている、ある程度確実な予測ができる、例えばゴールドプランの見直し、こういう部分については足元の固まった数字の分だけ見ていきましよう、これが二段階方式の正直な考え方でありま。

だから船田さんもそれにはうなずけるということをおっしゃったわけでありまして、この二段階論、足元の、まじめに今考えられる決まった部分をきちんと見ていこう。そして、これから一年なり一年半にかけて、将来の福祉像、これを国民

の合意を得て、選択と合意をきちんと得てから固まった分はやっていく。そしてまた、その間に行政改革をきちんとやって、その必要な財源を縮められる分は縮めていこう。場合によっては消費税を下げられるかもしれない。きちんと行政改革、行政改革をやつてその財政効果を見ていこう、見た上で考えましようというのには非常にまじめな正直な考え方、私は、今回の税制改革は正直改革だと言わせていただきたいと思います。

この二段階論、二階建て論について改めて大蔵大臣の御感想をいただきたいと思ひます。

○武村国務大臣 私も率直に言つて、この時期の税制改革としては、各方面に最大限配慮をした、大変気配りをした改革案だと思つておりまして、諸般の状況から、例えば二段階のお話にありまして、やうに、行政改革の最終的な数字の詰めを一月や二月でやることは、これはもう不可能に近いこととあります。そんなことも考えますと、二段階にならざるを得なかったというのもおっしゃる通りであります。

二階建てのお話は、先ほどお答えしましたが、まず、政権発足直後、この経済状況を認識して、来年もこの規模の減税をやりますという決断を村山総理にいただいた、それから出発をしようというわけでありま。五・五兆円規模の減税を来年もやる。そして、同じ数字になるからちよつと紛らわしいのですが、この五・五兆円という、国民福祉税のときの所得税・住民税減税、この金額は一体中身はどうなのか、どうしても五・五兆円要るのかどうかというところから議論をスタートをさせていただいて、今五十嵐委員のお話のように、最終三・五兆円という結論を出していただいた。そのことが結果としてその間に二兆円のギャップを生み出したから、ここは特別減税でやろうという結論になつて、二階建ての結果として導き出したわけでありまして、そういう意味では、一層まじめに精査をして最善の結論を見出していただいたいというふうに思つております。

ですから、この時期の取り組みとしては一階建てよりは二階建ての方がよかったと思っております。しかし、あとは分離をして、ここでは税率を決めないで文字どおり二段階でいくか、これは、とりあえず減税とぎりぎり捻出できた福祉予算を基本にした二％のアップという一階建てをして、附則でもワンクッション置いて、行財政改革や福祉の精査をして、もう一回きちんと見直すという二段階でいくかというこの選択が最後まで残ったわけでありました。

何となく一般論としては、何か分離というのは大変ふまじめだ、先送りだという言動が横行しておりましたが、まじめな意味では、精査をしてその上で最終の数字を、結論を出していくという考えもあつたわけでございますから、分離が必ずしもふまじめ、先延ばしとは言えない。そんな中でぎりぎり選択をして最終的には五％、そして附則条項、見直し条項、こういう一階建て、そして二階建てという結論になったわけでありました。

まあ、案としては二階建て、一階建て、二階建てといいますが、何か非常にわかりにくい印象を与えるわけですが、私が冒頭申し上げたように、四方八方気配りをしてこの時期の税制改革としては最善を期した結果、こういう案になったというふうに御理解をいただきたいと存じます。

○五十嵐(公)委員 その気配りが、私は消費税の改革にも十分にあらわれたと思います。限界控除制度を廃止を決めさせていただきました。そしてまた、簡易課税制度についてもその適用上限を四億円から二億円にと、かなり思い切った改善をさせていただきました。また、新設法人の消費税についても、これは実態のあり方、実態にかんがみて、これはもう二年間の猶予ではなく、一千万円以上の株式会社はすべて新設時から消費税をお払いいただくという改革をさせていただいたと思っております。

私は、これによっていわゆる益税というものはもう考えなくていい水準に達した、そう思っている立場の者でございますけれども、いわゆる益税

問題、これは本当に益税があるのかという議論が前からされておりましたけれども、益税問題について大蔵省の見解として、これで益税がなおかつ残っているのか、あるいは、もう大体こういう水準で益税問題は神経をとがらなくないのかというところについて御見解を伺いたいと思います。

○小川(公)政府委員 各種の中小事業に対する特例措置によって、それがなかったならば課せられたであろう税収というものが減っているという減収額があるのは事実でございます。その減収額は、今回の、ただいま御指摘のありましたような改正によりまして、五％を前提にいたしますと、国税、地方税合わせまして約三千億強減収額が埋まる、逆に増収になるとというのが一点でございます。

第二点は、こういう改革によって益税はまあ大體なくなると考えられるかという点でございます。が、限界控除につきましては、これはそもそもその制度自体が、消費者は負担するけれども事業者は納めなくていいという税でございますから、この分がなくなる、つまり益税はなくなるわけでございます。簡易課税制度につきましては、恐らく、二億円以下の事業者に対してみな控除率ができるだけ適切なものとして維持をするということによって、ただいま御指摘のような問題は非常に小さなものになるだろうと考えております。

最後に、免税点の問題につきましては、繰り返してございますが、益税という問題が生じますのは、免税事業者が仕入れで負担した税額以上に消費者からもらう受けるということから生ずるわけでございますから、この点については、既に税が入りまして五年、定着しておりますし、今後そのPRを行っていくということによって、そうした問題はほとんど解消されてきているのではないかと、このように考えているわけでございます。

○五十嵐(公)委員 ただいまのような改革が行われて、これに加えて地方消費税が導入される、これは地方に消費税が導入されるという画期的なことだと私は考えますけれども、まさに今までの

消費税とは違う姿の消費税が生まれた。社会党さんがおっしゃるような、改廃に近い大幅な消費税改革が行われたということを私は言わせていただきますしたいと思います。

最後に、時間がなくなりましたので一つだけ。徴収権というものを地方に欲しいというお話が地方側からございました。しかし、これは行政改革の観点から、同じ似た税、同じ税を二つの場所を取るのとはどうかということに国に任せられるということになった。当然の問任せられるということになったわけですが、この点については、徴収権の問題についての自治大臣の御認識をちょうだいをして私の質問を終わります。

○野中国務大臣 委員御指摘のように、画期的な地方消費税の創設をお願いすることになったのは、地方分権の叫ばれておるときに大きな意義があると思っております。

さて、御指摘の徴収、賦課の方法についてでございますけれども、消費者の受益と負担の関係が明白になりました中において、地方が地方の税であるから地方で賦課徴収をしなければならぬといったような立場を考えずに、まず納税者の事務負担をどうするか、できるだけ軽減をして簡素効率化をさせたい。そして、そういう中で賦課徴収を国にお願いすることによって簡素で効率的な国・地方のあり方を生み出したというのは、ある意味においてこれからの一つの道筋をつけたものであると私は考えておる次第であります。

○高島委員長 これにて五十嵐ふみひこ君の質疑は終了いたしました。

次回、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律

(特例公債の発行)

第一条 政府は、平成六年度において、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定及び平成六年度分所得税の特例減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律(平成六年法律第二十八号)第一条の規定により発行する公債のほか、同年度の一般会計の歳入において見込まれる所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)の施行による所得税に係る租税収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 政府は、平成七年度において、財政法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、同年度の一般会計の歳入において見込まれる次に掲げる租税収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

一 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行による所得税の収入の減少
二 平成七年度分所得税の特例減税のための臨時措置法(平成六年法律第 号)に定める特別減税の実施による所得税の収入の減少
三 相続税法の一部を改正する法律(平成六年法律第二十三号)及び租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第二十二号)の施行による相続税の収入の減少

3 政府は、平成八年度において、財政法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、同年度の一般会計の歳入において見込まれる前項第一号及び第三号に掲げる租税収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

(特例公債に係る発行時期及び会計年度所属区

別表第二 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)(第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係)

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
87,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会 保険料控除後 の給与等の金 額の7%に相 当する金額
87,000	88,000	170	0	0	0	0	0	0	0	6,100
88,000	89,000	270	0	0	0	0	0	0	0	6,100
89,000	90,000	370	0	0	0	0	0	0	0	6,100
90,000	91,000	470	0	0	0	0	0	0	0	6,200
91,000	92,000	570	0	0	0	0	0	0	0	6,200
92,000	93,000	670	0	0	0	0	0	0	0	6,300
93,000	94,000	770	0	0	0	0	0	0	0	6,400
94,000	95,000	870	0	0	0	0	0	0	0	6,500
95,000	96,000	970	0	0	0	0	0	0	0	6,600
96,000	97,000	1,070	0	0	0	0	0	0	0	6,600
97,000	98,000	1,170	0	0	0	0	0	0	0	6,700
98,000	99,000	1,270	0	0	0	0	0	0	0	6,700
99,000	101,000	1,420	0	0	0	0	0	0	0	6,700
101,000	103,000	1,620	0	0	0	0	0	0	0	7,100
103,000	105,000	1,820	0	0	0	0	0	0	0	7,200
105,000	107,000	2,020	0	0	0	0	0	0	0	7,400
107,000	109,000	2,220	0	0	0	0	0	0	0	7,500
109,000	111,000	2,420	0	0	0	0	0	0	0	7,600
111,000	113,000	2,620	0	0	0	0	0	0	0	7,800
113,000	115,000	2,820	0	0	0	0	0	0	0	7,900
115,000	117,000	3,020	0	0	0	0	0	0	0	8,100
117,000	119,000	3,220	0	0	0	0	0	0	0	8,200
119,000	121,000	3,420	250	0	0	0	0	0	0	8,300
121,000	123,000	3,620	450	0	0	0	0	0	0	8,500
123,000	125,000	3,820	650	0	0	0	0	0	0	8,700
125,000	127,000	4,020	850	0	0	0	0	0	0	8,900
127,000	129,000	4,220	1,050	0	0	0	0	0	0	9,100
129,000	131,000	4,420	1,250	0	0	0	0	0	0	9,300
131,000	133,000	4,620	1,450	0	0	0	0	0	0	9,400
133,000	135,000	4,820	1,650	0	0	0	0	0	0	9,600
135,000	137,000	4,990	1,830	0	0	0	0	0	0	9,800
137,000	139,000	5,110	1,950	0	0	0	0	0	0	10,000
139,000	141,000	5,230	2,070	0	0	0	0	0	0	10,200
141,000	143,000	5,350	2,190	0	0	0	0	0	0	10,400
143,000	145,000	5,470	2,310	0	0	0	0	0	0	10,600
145,000	147,000	5,590	2,430	0	0	0	0	0	0	10,800
147,000	149,000	5,710	2,550	0	0	0	0	0	0	11,000
149,000	151,000	5,830	2,670	0	0	0	0	0	0	11,200
151,000	153,000	5,970	2,810	0	0	0	0	0	0	11,300
153,000	155,000	6,110	2,950	0	0	0	0	0	0	11,500
155,000	157,000	6,250	3,090	0	0	0	0	0	0	11,700
157,000	159,000	6,390	3,230	0	0	0	0	0	0	11,900
159,000	161,000	6,530	3,370	200	0	0	0	0	0	12,100
161,000	163,000	6,670	3,510	340	0	0	0	0	0	12,300
163,000	165,000	6,810	3,650	480	0	0	0	0	0	12,500

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
165,000	167,000	6,950	3,790	620	0	0	0	0	0	12,700	
167,000	169,000	7,090	3,930	760	0	0	0	0	0	12,900	
169,000	171,000	7,230	4,070	900	0	0	0	0	0	13,100	
171,000	173,000	7,370	4,210	1,040	0	0	0	0	0	13,200	
173,000	175,000	7,510	4,350	1,180	0	0	0	0	0	13,400	
175,000	177,000	7,650	4,490	1,320	0	0	0	0	0	13,600	
177,000	179,000	7,790	4,630	1,460	0	0	0	0	0	14,000	
179,000	181,000	7,930	4,770	1,600	0	0	0	0	0	14,600	
181,000	183,000	8,070	4,910	1,740	0	0	0	0	0	15,200	
183,000	185,000	8,210	5,050	1,880	0	0	0	0	0	15,800	
185,000	187,000	8,350	5,190	2,020	0	0	0	0	0	16,400	
187,000	189,000	8,490	5,330	2,160	0	0	0	0	0	17,000	
189,000	191,000	8,630	5,470	2,300	0	0	0	0	0	17,600	
191,000	193,000	8,770	5,610	2,440	0	0	0	0	0	18,200	
193,000	195,000	8,910	5,750	2,580	0	0	0	0	0	18,800	
195,000	197,000	9,050	5,890	2,720	0	0	0	0	0	19,400	
197,000	199,000	9,190	6,030	2,860	0	0	0	0	0	19,900	
199,000	201,000	9,330	6,170	3,000	0	0	0	0	0	20,500	
201,000	203,000	9,470	6,310	3,140	0	0	0	0	0	21,100	
203,000	205,000	9,610	6,450	3,280	110	0	0	0	0	21,700	
205,000	207,000	9,750	6,590	3,420	250	0	0	0	0	22,200	
207,000	209,000	9,890	6,730	3,560	390	0	0	0	0	22,800	
209,000	211,000	10,030	6,870	3,700	530	0	0	0	0	23,400	
211,000	213,000	10,170	7,010	3,840	670	0	0	0	0	23,900	
213,000	215,000	10,310	7,150	3,980	810	0	0	0	0	24,500	
215,000	217,000	10,450	7,290	4,120	950	0	0	0	0	25,000	
217,000	219,000	10,590	7,430	4,260	1,090	0	0	0	0	25,600	
219,000	221,000	10,730	7,570	4,400	1,230	0	0	0	0	26,200	
221,000	224,000	10,910	7,740	4,570	1,410	0	0	0	0	26,800	
224,000	227,000	11,120	7,950	4,780	1,620	0	0	0	0	27,800	
227,000	230,000	11,330	8,160	4,990	1,830	0	0	0	0	28,700	
230,000	233,000	11,540	8,370	5,200	2,040	0	0	0	0	29,700	
233,000	236,000	11,750	8,580	5,410	2,250	0	0	0	0	30,700	
236,000	239,000	11,960	8,790	5,620	2,460	0	0	0	0	31,700	
239,000	242,000	12,170	9,000	5,830	2,670	0	0	0	0	32,700	
242,000	245,000	12,380	9,210	6,040	2,880	0	0	0	0	33,700	
245,000	248,000	12,590	9,420	6,250	3,090	0	0	0	0	34,700	
248,000	251,000	12,800	9,630	6,460	3,300	130	0	0	0	35,700	
251,000	254,000	13,010	9,840	6,670	3,510	340	0	0	0	36,700	
254,000	257,000	13,220	10,050	6,880	3,720	550	0	0	0	37,700	
257,000	260,000	13,430	10,260	7,090	3,930	760	0	0	0	38,600	
260,000	263,000	13,640	10,470	7,300	4,140	970	0	0	0	39,600	
263,000	266,000	13,850	10,680	7,510	4,350	1,180	0	0	0	40,600	
266,000	269,000	14,060	10,890	7,720	4,560	1,390	0	0	0	41,600	
269,000	272,000	14,270	11,100	7,930	4,770	1,600	0	0	0	42,600	
272,000	275,000	14,480	11,310	8,140	4,980	1,810	0	0	0	43,600	
275,000	278,000	14,690	11,520	8,350	5,190	2,020	0	0	0	44,600	
278,000	281,000	14,900	11,730	8,560	5,400	2,230	0	0	0	45,600	
281,000	284,000	15,110	11,940	8,770	5,610	2,440	0	0	0	46,600	
284,000	287,000	15,320	12,150	8,980	5,820	2,650	0	0	0	47,600	

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
287,000	290,000	15,530	12,360	9,190	6,030	2,860	0	0	0	48,500
290,000	293,000	15,740	12,570	9,400	6,240	3,070	0	0	0	49,500
293,000	296,000	15,950	12,780	9,610	6,450	3,280	110	0	0	50,500
296,000	299,000	16,160	12,990	9,820	6,660	3,490	320	0	0	51,200
299,000	302,000	16,370	13,210	10,040	6,870	3,710	540	0	0	51,800
302,000	305,000	16,610	13,450	10,280	7,110	3,950	780	0	0	52,400
305,000	308,000	16,850	13,690	10,520	7,350	4,190	1,020	0	0	53,100
308,000	311,000	17,090	13,930	10,760	7,590	4,430	1,260	0	0	53,700
311,000	314,000	17,330	14,170	11,000	7,830	4,670	1,500	0	0	54,300
314,000	317,000	17,570	14,410	11,240	8,070	4,910	1,740	0	0	54,900
317,000	320,000	17,810	14,650	11,480	8,310	5,150	1,980	0	0	55,600
320,000	323,000	18,050	14,890	11,720	8,550	5,390	2,220	0	0	56,200
323,000	326,000	18,290	15,130	11,960	8,790	5,630	2,460	0	0	56,800
326,000	329,000	18,530	15,370	12,200	9,030	5,870	2,700	0	0	57,500
329,000	332,000	18,770	15,610	12,440	9,270	6,110	2,940	0	0	58,100
332,000	335,000	19,010	15,850	12,680	9,510	6,350	3,180	0	0	58,700
335,000	338,000	19,250	16,090	12,920	9,750	6,590	3,420	250	0	59,400
338,000	341,000	19,490	16,330	13,160	9,990	6,830	3,660	490	0	60,100
341,000	344,000	19,730	16,570	13,400	10,230	7,070	3,900	730	0	60,800
344,000	347,000	19,970	16,810	13,640	10,470	7,310	4,140	970	0	61,500
347,000	350,000	20,210	17,050	13,880	10,710	7,550	4,380	1,210	0	62,200
350,000	353,000	20,450	17,290	14,120	10,950	7,790	4,620	1,450	0	62,900
353,000	356,000	20,690	17,530	14,360	11,190	8,030	4,860	1,690	0	63,600
356,000	359,000	20,930	17,770	14,600	11,430	8,270	5,100	1,930	0	64,300
359,000	362,000	21,170	18,010	14,840	11,670	8,510	5,340	2,170	0	65,000
362,000	365,000	21,410	18,250	15,080	11,910	8,750	5,580	2,410	0	65,700
365,000	368,000	21,650	18,490	15,320	12,150	8,990	5,820	2,650	0	66,400
368,000	371,000	21,890	18,730	15,560	12,390	9,230	6,060	2,890	0	67,100
371,000	374,000	22,130	18,970	15,800	12,630	9,470	6,300	3,130	0	67,700
374,000	377,000	22,370	19,210	16,040	12,870	9,710	6,540	3,370	210	68,300
377,000	380,000	22,610	19,450	16,280	13,110	9,950	6,780	3,610	450	69,000
380,000	383,000	22,850	19,690	16,520	13,350	10,190	7,020	3,850	690	69,600
383,000	386,000	23,090	19,930	16,760	13,590	10,430	7,260	4,090	930	70,200
386,000	389,000	23,330	20,170	17,000	13,830	10,670	7,500	4,330	1,170	70,800
389,000	392,000	23,570	20,410	17,240	14,070	10,910	7,740	4,570	1,410	71,500
392,000	395,000	23,810	20,650	17,480	14,310	11,150	7,980	4,810	1,650	72,800
395,000	398,000	24,050	20,890	17,720	14,550	11,390	8,220	5,050	1,890	74,100
398,000	401,000	24,290	21,130	17,960	14,790	11,630	8,460	5,290	2,130	75,400
401,000	404,000	24,530	21,370	18,200	15,030	11,870	8,700	5,530	2,370	76,800
404,000	407,000	24,770	21,610	18,440	15,270	12,110	8,940	5,770	2,610	78,100
407,000	410,000	25,010	21,850	18,680	15,510	12,350	9,180	6,010	2,850	79,400
410,000	413,000	25,250	22,090	18,920	15,750	12,590	9,420	6,250	3,090	80,800
413,000	416,000	25,490	22,330	19,160	15,990	12,830	9,660	6,490	3,330	82,100
416,000	419,000	25,730	22,570	19,400	16,230	13,070	9,900	6,730	3,570	83,400
419,000	422,000	25,970	22,810	19,640	16,470	13,310	10,140	6,970	3,810	84,700
422,000	425,000	26,210	23,050	19,880	16,710	13,550	10,380	7,210	4,050	86,100
425,000	428,000	26,450	23,290	20,120	16,950	13,790	10,620	7,450	4,290	87,400
428,000	431,000	26,690	23,530	20,360	17,190	14,030	10,860	7,690	4,530	88,700
431,000	434,000	26,930	23,770	20,600	17,430	14,270	11,100	7,930	4,770	90,100
434,000	437,000	27,170	24,010	20,840	17,670	14,510	11,340	8,170	5,010	91,400

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
437,000	440,000	27,410	24,250	21,080	17,910	14,750	11,580	8,410	5,250	92,700
440,000	443,000	27,810	24,490	21,320	18,150	14,990	11,820	8,650	5,490	94,000
443,000	446,000	28,290	24,730	21,560	18,390	15,230	12,060	8,890	5,730	95,400
446,000	449,000	28,770	24,970	21,800	18,630	15,470	12,300	9,130	5,970	96,700
449,000	452,000	29,250	25,210	22,040	18,870	15,710	12,540	9,370	6,210	98,000
452,000	455,000	29,730	25,450	22,280	19,110	15,950	12,780	9,610	6,450	99,300
455,000	458,000	30,210	25,690	22,520	19,350	16,190	13,020	9,850	6,690	100,700
458,000	461,000	30,690	25,930	22,760	19,590	16,430	13,260	10,090	6,930	102,000
461,000	464,000	31,170	26,170	23,000	19,830	16,670	13,500	10,330	7,170	103,300
464,000	467,000	31,650	26,410	23,240	20,070	16,910	13,740	10,570	7,410	104,700
467,000	470,000	32,130	26,650	23,480	20,310	17,150	13,980	10,810	7,650	106,000
470,000	473,000	32,610	26,890	23,720	20,550	17,390	14,220	11,050	7,890	107,300
473,000	476,000	33,090	27,130	23,960	20,790	17,630	14,460	11,290	8,130	108,600
476,000	479,000	33,570	27,370	24,200	21,030	17,870	14,700	11,530	8,370	110,000
479,000	482,000	34,050	27,710	24,440	21,270	18,110	14,940	11,770	8,610	111,300
482,000	485,000	34,530	28,190	24,680	21,510	18,350	15,180	12,010	8,850	112,600
485,000	488,000	35,010	28,670	24,920	21,750	18,590	15,420	12,250	9,090	113,900
488,000	491,000	35,490	29,150	25,160	21,990	18,830	15,660	12,490	9,330	115,300
491,000	494,000	35,970	29,630	25,400	22,230	19,070	15,900	12,730	9,570	116,600
494,000	497,000	36,450	30,110	25,640	22,470	19,310	16,140	12,970	9,810	117,900
497,000	500,000	36,930	30,590	25,880	22,710	19,550	16,380	13,210	10,050	119,300
500,000	503,000	37,410	31,070	26,120	22,950	19,790	16,620	13,450	10,290	120,600
503,000	506,000	37,890	31,550	26,360	23,190	20,030	16,860	13,690	10,530	121,900
506,000	509,000	38,370	32,030	26,600	23,430	20,270	17,100	13,930	10,770	123,200
509,000	512,000	38,850	32,510	26,840	23,670	20,510	17,340	14,170	11,010	124,600
512,000	515,000	39,330	32,990	27,080	23,910	20,750	17,580	14,410	11,250	125,900
515,000	518,000	39,810	33,470	27,320	24,150	20,990	17,820	14,650	11,490	127,200
518,000	521,000	40,290	33,950	27,620	24,390	21,230	18,060	14,890	11,730	128,500
521,000	524,000	40,770	34,430	28,100	24,630	21,470	18,300	15,130	11,970	129,900
524,000	527,000	41,250	34,910	28,580	24,870	21,710	18,540	15,370	12,210	131,200
527,000	530,000	41,730	35,390	29,060	25,110	21,950	18,780	15,610	12,450	132,500
530,000	533,000	42,210	35,870	29,540	25,350	22,190	19,020	15,850	12,690	133,900
533,000	536,000	42,690	36,350	30,020	25,590	22,430	19,260	16,090	12,930	135,200
536,000	539,000	43,170	36,830	30,500	25,830	22,670	19,500	16,330	13,170	136,500
539,000	542,000	43,650	37,310	30,980	26,070	22,910	19,740	16,570	13,410	137,800
542,000	545,000	44,130	37,790	31,460	26,310	23,150	19,980	16,810	13,650	139,200
545,000	548,000	44,610	38,270	31,940	26,550	23,390	20,220	17,050	13,890	140,500
548,000	551,000	45,090	38,750	32,420	26,790	23,630	20,460	17,290	14,130	141,800
551,000	554,000	45,620	39,280	32,950	27,060	23,890	20,720	17,560	14,390	143,200
554,000	557,000	46,160	39,820	33,490	27,330	24,160	20,990	17,830	14,660	144,500
557,000	560,000	46,700	40,360	34,030	27,700	24,430	21,260	18,100	14,930	145,800
560,000	563,000	47,240	40,900	34,570	28,240	24,700	21,530	18,370	15,200	147,100
563,000	566,000	47,780	41,440	35,110	28,780	24,970	21,800	18,640	15,470	148,300
566,000	569,000	48,320	41,980	35,650	29,320	25,240	22,070	18,910	15,740	149,600
569,000	572,000	48,860	42,520	36,190	29,860	25,510	22,340	19,180	16,010	150,900
572,000	575,000	49,400	43,060	36,730	30,400	25,780	22,610	19,450	16,280	152,200
575,000	578,000	49,940	43,600	37,270	30,940	26,050	22,880	19,720	16,550	153,500
578,000	581,000	50,480	44,140	37,810	31,480	26,320	23,150	19,990	16,820	154,800
581,000	584,000	51,020	44,680	38,350	32,020	26,590	23,420	20,260	17,090	156,000
584,000	587,000	51,560	45,220	38,890	32,560	26,860	23,690	20,530	17,360	157,300

(五)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
587,000	590,000	52,100	45,760	39,430	33,100	27,130	23,960	20,800	17,630	158,600	
590,000	593,000	52,640	46,300	39,970	33,640	27,400	24,230	21,070	17,900	159,900	
593,000	596,000	53,180	46,840	40,510	34,180	27,840	24,500	21,340	18,170	161,200	
596,000	599,000	53,720	47,380	41,050	34,720	28,380	24,770	21,610	18,440	162,500	
599,000	602,000	54,260	47,920	41,590	35,260	28,920	25,040	21,880	18,710	163,700	
602,000	605,000	54,800	48,460	42,130	35,800	29,460	25,310	22,150	18,980	165,000	
605,000	608,000	55,340	49,000	42,670	36,340	30,000	25,580	22,420	19,250	166,300	
608,000	611,000	55,880	49,540	43,210	36,880	30,540	25,850	22,690	19,520	167,600	
611,000	614,000	56,420	50,080	43,750	37,420	31,080	26,120	22,960	19,790	168,900	
614,000	617,000	56,960	50,620	44,290	37,960	31,620	26,390	23,230	20,060	170,200	
617,000	620,000	57,500	51,160	44,830	38,500	32,160	26,660	23,500	20,330	171,400	
620,000	623,000	58,040	51,700	45,370	39,040	32,700	26,930	23,770	20,600	172,700	
623,000	626,000	58,580	52,240	45,910	39,580	33,240	27,200	24,040	20,870	174,000	
626,000	629,000	59,120	52,780	46,450	40,120	33,780	27,470	24,310	21,140	175,300	
629,000	632,000	59,660	53,320	46,990	40,660	34,320	27,990	24,580	21,410	176,600	
632,000	635,000	60,200	53,860	47,530	41,200	34,860	28,530	24,850	21,680	177,800	
635,000	638,000	60,740	54,400	48,070	41,740	35,400	29,070	25,120	21,950	179,100	
638,000	641,000	61,280	54,940	48,610	42,280	35,940	29,610	25,390	22,220	180,400	
641,000	644,000	61,820	55,480	49,150	42,820	36,480	30,150	25,660	22,490	181,700	
644,000	647,000	62,360	56,020	49,690	43,360	37,020	30,690	25,930	22,760	183,000	
647,000	650,000	62,900	56,560	50,230	43,900	37,560	31,230	26,200	23,030	184,300	
650,000	653,000	63,440	57,100	50,770	44,440	38,100	31,770	26,470	23,300	185,600	
653,000	656,000	63,980	57,640	51,310	44,980	38,640	32,310	26,740	23,570	186,900	
656,000	659,000	64,520	58,180	51,850	45,520	39,180	32,850	27,010	23,840	187,000	
659,000	662,000	65,060	58,720	52,390	46,060	39,720	33,390	27,280	24,110	187,800	
662,000	665,000	65,600	59,260	52,930	46,600	40,260	33,930	27,600	24,380	188,700	
665,000	668,000	66,140	59,800	53,470	47,140	40,800	34,470	28,140	24,650	189,500	
668,000	671,000	66,680	60,340	54,010	47,680	41,340	35,010	28,680	24,920	190,400	
671,000	674,000	67,220	60,880	54,550	48,220	41,880	35,550	29,220	25,190	191,200	
674,000	677,000	67,760	61,420	55,090	48,760	42,420	36,090	29,760	25,460	192,100	
677,000	680,000	68,300	61,960	55,630	49,300	42,960	36,630	30,300	25,730	192,900	
680,000	683,000	68,840	62,500	56,170	49,840	43,500	37,170	30,840	26,000	193,800	
683,000	686,000	69,380	63,040	56,710	50,380	44,040	37,710	31,380	26,270	194,700	
686,000	689,000	69,920	63,580	57,250	50,920	44,580	38,250	31,920	26,540	195,500	
689,000	692,000	70,460	64,120	57,790	51,460	45,120	38,790	32,460	26,810	196,400	
692,000	695,000	71,000	64,660	58,330	52,000	45,660	39,330	33,000	27,080	197,200	
695,000	698,000	71,540	65,200	58,870	52,540	46,200	39,870	33,540	27,350	198,100	
698,000	701,000	72,080	65,740	59,410	53,080	46,740	40,410	34,080	27,740	198,900	
701,000	704,000	72,620	66,280	59,950	53,620	47,280	40,950	34,620	28,280	199,800	
704,000	707,000	73,160	66,820	60,490	54,160	47,820	41,490	35,160	28,820	200,600	
707,000	710,000	73,700	67,360	61,030	54,700	48,360	42,030	35,700	29,360	202,100	
710,000	713,000	74,240	67,900	61,570	55,240	48,900	42,570	36,240	29,900	203,600	
713,000	716,000	74,780	68,440	62,110	55,780	49,440	43,110	36,780	30,440	205,200	
716,000	719,000	75,320	68,980	62,650	56,320	49,980	43,650	37,320	30,980	206,800	
719,000	722,000	75,860	69,520	63,190	56,860	50,520	44,190	37,860	31,520	208,300	
722,000	725,000	76,400	70,060	63,730	57,400	51,060	44,730	38,400	32,060	209,900	
725,000	728,000	76,940	70,600	64,270	57,940	51,600	45,270	38,940	32,600	211,500	
728,000	731,000	77,480	71,140	64,810	58,480	52,140	45,810	39,480	33,140	213,000	
731,000	734,000	78,020	71,680	65,350	59,020	52,680	46,350	40,020	33,680	214,600	
734,000	737,000	78,560	72,220	65,890	59,560	53,220	46,890	40,560	34,220	216,200	

(六)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
737,000	740,000	79,100	72,760	66,430	60,100	53,760	47,430	41,100	34,760	217,700	
740,000	743,000	79,640	73,300	66,970	60,640	54,300	47,970	41,640	35,300	219,300	
743,000	746,000	80,180	73,840	67,510	61,180	54,840	48,510	42,180	35,840	220,900	
746,000	749,000	80,720	74,380	68,050	61,720	55,380	49,050	42,720	36,380	222,500	
749,000	752,000	81,260	74,920	68,590	62,260	55,920	49,590	43,260	36,920	224,000	
752,000	755,000	81,800	75,460	69,130	62,800	56,460	50,130	43,800	37,460	225,600	
755,000	758,000	82,340	76,000	69,670	63,340	57,000	50,670	44,340	38,000	227,200	
758,000	761,000	82,880	76,540	70,210	63,880	57,540	51,210	44,880	38,540	228,700	
761,000	764,000	83,420	77,080	70,750	64,420	58,080	51,750	45,420	39,080	230,300	
764,000	767,000	83,960	77,620	71,290	64,960	58,620	52,290	45,960	39,620	231,900	
767,000	770,000	84,500	78,160	71,830	65,500	59,160	52,830	46,500	40,160	233,400	
770,000	773,000	85,040	78,700	72,370	66,040	59,700	53,370	47,040	40,700	235,000	
773,000	776,000	85,580	79,240	72,910	66,580	60,240	53,910	47,580	41,240	236,600	
776,000	779,000	86,120	79,780	73,450	67,120	60,780	54,450	48,120	41,780	238,100	
779,000	782,000	86,660	80,320	73,990	67,660	61,320	54,990	48,660	42,320	239,700	
782,000	785,000	87,200	80,860	74,530	68,200	61,860	55,530	49,200	42,860	241,300	
785,000	788,000	87,740	81,400	75,070	68,740	62,400	56,070	49,740	43,400	242,800	
788,000	791,000	88,280	81,940	75,610	69,280	62,940	56,610	50,280	43,940	244,400	
791,000	794,000	88,820	82,480	76,150	69,820	63,480	57,150	50,820	44,480	246,000	
794,000	797,000	89,360	83,020	76,690	70,360	64,020	57,690	51,360	45,020	247,500	
797,000	800,000	89,900	83,560	77,230	70,900	64,560	58,230	51,900	45,560	249,100	
800,000	803,000	90,440	84,100	77,770	71,440	65,100	58,770	52,440	46,100	250,700	
803,000	806,000	90,980	84,640	78,310	71,980	65,640	59,310	52,980	46,640	252,200	
806,000	809,000	91,520	85,180	78,850	72,520	66,180	59,850	53,520	47,180	253,800	
809,000	812,000	92,060	85,720	79,390	73,060	66,720	60,390	54,060	47,720	255,400	
812,000	815,000	92,600	86,260	79,930	73,600	67,260	60,930	54,600	48,260	256,900	
815,000	818,000	93,140	86,800	80,470	74,140	67,800	61,470	55,140	48,800	258,500	
818,000	821,000	93,680	87,340	81,010	74,680	68,340	62,010	55,680	49,340	260,100	
821,000	824,000	94,220	87,880	81,550	75,220	68,880	62,550	56,220	49,880	261,600	
824,000	827,000	94,760	88,420	82,090	75,760	69,420	63,090	56,760	50,420	263,200	
827,000	830,000	95,300	88,960	82,630	76,300	69,960	63,630	57,300	50,960	264,800	
830,000円		95,570	89,230	82,900	76,570	70,230	63,900	57,570	51,230	266,300	
830,000円を超え 970,000円に満た ない金額		830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 830,000円を超える金額の19%に相当する金額を加算した金額									266,300円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与等の 金額のうち 830,000円を 超える金額の 47%に相当す る金額を加算 した金額
970,000円		円 122,170	円 115,830	円 109,500	円 103,170	円 96,830	円 90,500	円 84,170	円 77,830		
970,000円を超え 1,760,000円に満た ない金額		970,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 970,000円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額									

(七)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙
	扶 養 親 族 等 の 数								
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上 未 満	税 額								税 額
1,760,000円	円 347,320	円 340,980	円 334,650	円 328,320	円 321,980	円 315,650	円 309,320	円 302,980	
1,760,000円を超え 2,810,000円に満た ない金額	1,760,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,760,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								
2,810,000円	円 746,320	円 739,980	円 733,650	円 727,320	円 720,980	円 714,650	円 708,320	円 701,980	
2,810,000円を超え る金額	2,810,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 2,810,000円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える 1人ごとに3,170円を控除した金額									従たる給与に ついての扶養 控除等申告書 が提出されて いる場合に は、当該申告 書に記載され た扶養親族等 の数に応じ、 扶養親族等 1人ごとに 3,170円を、上 の各欄によつ て求めた税額 から控除した 金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに3,170円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に
 1人ごとに3,170円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)(第百八十五条関係)

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円 2,900	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 その日の社 会保険料給 与等の金額 の7%に相当 する金額	円 0
2,900	2,950	5	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,950	3,000	10	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,000	3,050	15	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,050	3,100	20	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,100	3,150	25	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,150	3,200	30	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,200	3,250	35	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,250	3,300	40	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,300	3,400	50	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,400	3,500	60	0	0	0	0	0	0	0	240	0
3,500	3,600	70	0	0	0	0	0	0	0	250	0
3,600	3,700	80	0	0	0	0	0	0	0	250	0
3,700	3,800	90	0	0	0	0	0	0	0	260	0
3,800	3,900	100	0	0	0	0	0	0	0	270	0
3,900	4,000	110	5	0	0	0	0	0	0	270	0
4,000	4,100	120	15	0	0	0	0	0	0	280	0
4,100	4,200	130	25	0	0	0	0	0	0	290	0
4,200	4,300	140	35	0	0	0	0	0	0	300	0
4,300	4,400	150	45	0	0	0	0	0	0	310	0
4,400	4,500	160	55	0	0	0	0	0	0	320	0
4,500	4,600	165	60	0	0	0	0	0	0	330	0
4,600	4,700	175	65	0	0	0	0	0	0	340	0
4,700	4,800	180	75	0	0	0	0	0	0	350	0
4,800	4,900	185	80	0	0	0	0	0	0	360	0
4,900	5,000	190	85	0	0	0	0	0	0	370	0
5,000	5,100	195	90	0	0	0	0	0	0	380	0
5,100	5,200	205	100	0	0	0	0	0	0	390	0
5,200	5,300	210	105	0	0	0	0	0	0	390	0
5,300	5,400	220	115	5	0	0	0	0	0	400	0
5,400	5,500	225	120	15	0	0	0	0	0	410	0
5,500	5,600	230	125	20	0	0	0	0	0	420	0
5,600	5,700	240	135	30	0	0	0	0	0	430	0
5,700	5,800	245	140	35	0	0	0	0	0	440	0
5,800	5,900	255	150	40	0	0	0	0	0	450	0
5,900	6,000	260	155	50	0	0	0	0	0	470	0
6,000	6,100	265	160	55	0	0	0	0	0	500	0
6,100	6,200	275	170	65	0	0	0	0	0	530	0
6,200	6,300	280	175	70	0	0	0	0	0	560	0
6,300	6,400	290	185	75	0	0	0	0	0	590	0
6,400	6,500	295	190	85	0	0	0	0	0	620	0
6,500	6,600	300	195	90	0	0	0	0	0	650	0
6,600	6,700	310	205	100	0	0	0	0	0	670	0
6,700	6,800	315	210	105	0	0	0	0	0	700	0
6,800	6,900	325	220	110	5	0	0	0	0	730	0
6,900	7,000	330	225	120	15	0	0	0	0	760	0

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,000	7,100	335	230	125	20	0	0	0	0	790	0
7,100	7,200	345	240	135	30	0	0	0	0	820	0
7,200	7,300	350	245	140	35	0	0	0	0	840	0
7,300	7,400	360	255	145	40	0	0	0	0	870	0
7,400	7,500	365	260	155	50	0	0	0	0	900	0
7,500	7,600	370	265	160	55	0	0	0	0	940	0
7,600	7,700	380	275	170	65	0	0	0	0	970	0
7,700	7,800	385	280	175	70	0	0	0	0	1,000	0
7,800	7,900	395	290	180	75	0	0	0	0	1,040	0
7,900	8,000	400	295	190	85	0	0	0	0	1,070	0
8,000	8,100	405	300	195	90	0	0	0	0	1,100	0
8,100	8,200	415	310	205	100	0	0	0	0	1,130	0
8,200	8,300	420	315	210	105	0	0	0	0	1,170	0
8,300	8,400	430	325	215	110	5	0	0	0	1,200	0
8,400	8,500	435	330	225	120	15	0	0	0	1,230	0
8,500	8,600	440	335	230	125	20	0	0	0	1,270	0
8,600	8,700	450	345	240	135	25	0	0	0	1,300	0
8,700	8,800	455	350	245	140	35	0	0	0	1,330	0
8,800	8,900	465	360	250	145	40	0	0	0	1,370	0
8,900	9,000	470	365	260	155	50	0	0	0	1,400	0
9,000	9,100	475	370	265	160	55	0	0	0	1,430	0
9,100	9,200	485	380	275	170	60	0	0	0	1,460	0
9,200	9,300	490	385	280	175	70	0	0	0	1,500	0
9,300	9,400	500	395	285	180	75	0	0	0	1,530	6
9,400	9,500	505	400	295	190	85	0	0	0	1,560	13
9,500	9,600	510	405	300	195	90	0	0	0	1,600	20
9,600	9,700	520	415	310	205	95	0	0	0	1,630	27
9,700	9,800	525	420	315	210	105	0	0	0	1,660	34
9,800	9,900	535	430	320	215	110	5	0	0	1,690	41
9,900	10,000	540	435	330	225	120	10	0	0	1,710	48
10,000	10,100	550	440	335	230	125	20	0	0	1,730	55
10,100	10,200	555	450	345	240	135	30	0	0	1,760	62
10,200	10,300	565	460	355	245	140	35	0	0	1,780	69
10,300	10,400	570	465	360	255	150	45	0	0	1,800	76
10,400	10,500	580	475	370	265	160	50	0	0	1,820	83
10,500	10,600	590	480	375	270	165	60	0	0	1,840	90
10,600	10,700	595	490	385	280	175	70	0	0	1,860	97
10,700	10,800	605	500	395	285	180	75	0	0	1,880	104
10,800	10,900	610	505	400	295	190	85	0	0	1,900	111
10,900	11,000	620	515	410	305	200	90	0	0	1,920	118
11,000	11,100	630	520	415	310	205	100	0	0	1,940	125
11,100	11,200	635	530	425	320	215	110	0	0	1,970	132
11,200	11,300	645	540	435	325	220	115	10	0	1,990	139
11,300	11,400	650	545	440	335	230	125	20	0	2,010	146
11,400	11,500	660	555	450	345	240	130	25	0	2,040	153
11,500	11,600	670	560	455	350	245	140	35	0	2,060	160
11,600	11,700	675	570	465	360	255	150	40	0	2,080	167
11,700	11,800	685	580	475	365	260	155	50	0	2,110	174
11,800	11,900	690	585	480	375	270	165	60	0	2,130	181
11,900	12,000	700	595	490	385	280	170	65	0	2,150	188

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
12,000	12,100	710	600	495	390	285	180	75	0	2,180	195
12,100	12,200	715	610	505	400	295	190	80	0	2,200	202
12,200	12,300	725	620	515	405	300	195	90	0	2,220	209
12,300	12,400	730	625	520	415	310	205	100	0	2,240	216
12,400	12,500	740	635	530	425	320	210	105	0	2,260	223
12,500	12,600	750	640	535	430	325	220	115	10	2,280	230
12,600	12,700	755	650	545	440	335	230	120	15	2,310	237
12,700	12,800	765	660	555	445	340	235	130	25	2,330	244
12,800	12,900	770	665	560	455	350	245	140	35	2,350	251
12,900	13,000	780	675	570	465	360	250	145	40	2,370	258
13,000	13,100	790	680	575	470	365	260	155	50	2,400	265
13,100	13,200	795	690	585	480	375	270	160	55	2,440	272
13,200	13,300	805	700	595	485	380	275	170	65	2,490	279
13,300	13,400	810	705	600	495	390	285	180	75	2,530	286
13,400	13,500	820	715	610	505	400	290	185	80	2,570	293
13,500	13,600	830	720	615	510	405	300	195	90	2,620	300
13,600	13,700	835	730	625	520	415	310	200	95	2,660	307
13,700	13,800	845	740	635	525	420	315	210	105	2,710	315
13,800	13,900	850	745	640	535	430	325	220	115	2,750	323
13,900	14,000	860	755	650	545	440	330	225	120	2,790	331
14,000	14,100	870	760	655	550	445	340	235	130	2,840	339
14,100	14,200	875	770	665	560	455	350	240	135	2,880	347
14,200	14,300	885	780	675	565	460	355	250	145	2,930	355
14,300	14,400	890	785	680	575	470	365	260	155	2,970	363
14,400	14,500	900	795	690	585	480	370	265	160	3,020	371
14,500	14,600	910	800	695	590	485	380	275	170	3,060	379
14,600	14,700	915	810	705	600	495	390	280	175	3,100	387
14,700	14,800	930	820	715	605	500	395	290	185	3,150	395
14,800	14,900	945	825	720	615	510	405	300	195	3,190	403
14,900	15,000	965	835	730	625	520	410	305	200	3,240	411
15,000	15,100	980	840	735	630	525	420	315	210	3,280	419
15,100	15,200	995	850	745	640	535	430	320	215	3,330	427
15,200	15,300	1,010	860	755	645	540	435	330	225	3,370	435
15,300	15,400	1,025	865	760	655	550	445	340	235	3,410	443
15,400	15,500	1,045	875	770	665	560	450	345	240	3,460	451
15,500	15,600	1,060	880	775	670	565	460	355	250	3,500	459
15,600	15,700	1,075	890	785	680	575	470	360	255	3,550	467
15,700	15,800	1,090	900	795	685	580	475	370	265	3,590	475
15,800	15,900	1,105	905	800	695	590	485	380	275	3,640	483
15,900	16,000	1,125	915	810	705	600	490	385	280	3,680	491
16,000	16,100	1,140	930	815	710	605	500	395	290	3,720	499
16,100	16,200	1,155	945	825	720	615	510	400	295	3,770	507
16,200	16,300	1,170	960	835	725	620	515	410	305	3,810	515
16,300	16,400	1,185	975	840	735	630	525	420	315	3,860	523
16,400	16,500	1,205	990	850	745	640	530	425	320	3,900	531
16,500	16,600	1,220	1,010	855	750	645	540	435	330	3,950	539
16,600	16,700	1,235	1,025	865	760	655	550	440	335	3,990	547
16,700	16,800	1,250	1,040	875	765	660	555	450	345	4,030	555
16,800	16,900	1,265	1,055	880	775	670	565	460	355	4,080	563
16,900	17,000	1,285	1,070	890	785	680	570	465	360	4,120	571

(四)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,000	17,100	1,300	1,090	895	790	685	580	475	370	4,170	579
17,100	17,200	1,315	1,105	905	800	695	590	480	375	4,210	587
17,200	17,300	1,330	1,120	915	805	700	595	490	385	4,260	595
17,300	17,400	1,345	1,135	925	815	710	605	500	395	4,300	603
17,400	17,500	1,365	1,150	940	825	720	610	505	400	4,340	611
17,500	17,600	1,380	1,170	955	830	725	620	515	410	4,390	619
17,600	17,700	1,395	1,185	975	840	735	630	520	415	4,430	627
17,700	17,800	1,410	1,200	990	845	740	635	530	425	4,480	635
17,800	17,900	1,425	1,215	1,005	855	750	645	540	435	4,520	643
17,900	18,000	1,445	1,230	1,020	865	760	650	545	440	4,560	651
18,000	18,100	1,460	1,250	1,035	870	765	660	555	450	4,610	659
18,100	18,200	1,475	1,265	1,055	880	775	670	560	455	4,650	667
18,200	18,300	1,490	1,280	1,070	885	780	675	570	465	4,700	675
18,300	18,400	1,510	1,295	1,085	895	790	685	580	475	4,740	683
18,400	18,500	1,525	1,315	1,105	905	800	695	585	480	4,790	691
18,500	18,600	1,545	1,330	1,120	915	810	700	595	490	4,830	699
18,600	18,700	1,560	1,350	1,140	930	815	710	605	500	4,870	707
18,700	18,800	1,580	1,370	1,155	945	825	720	615	510	4,920	715
18,800	18,900	1,600	1,385	1,175	965	835	730	625	520	4,960	723
18,900	19,000	1,615	1,405	1,195	980	845	740	630	525	5,000	731
19,000	19,100	1,635	1,420	1,210	1,000	855	745	640	535	5,040	739
19,100	19,200	1,650	1,440	1,230	1,020	860	755	650	545	5,090	747
19,200	19,300	1,670	1,460	1,245	1,035	870	765	660	555	5,130	755
19,300	19,400	1,690	1,475	1,265	1,055	880	775	670	565	5,170	763
19,400	19,500	1,705	1,495	1,285	1,070	890	785	675	570	5,220	771
19,500	19,600	1,725	1,510	1,300	1,090	900	790	685	580	5,260	779
19,600	19,700	1,740	1,530	1,320	1,110	905	800	695	590	5,300	787
19,700	19,800	1,760	1,550	1,335	1,125	915	810	705	600	5,340	795
19,800	19,900	1,780	1,565	1,355	1,145	935	820	715	610	5,390	803
19,900	20,000	1,795	1,585	1,375	1,160	950	830	720	615	5,430	811
20,000	20,100	1,815	1,600	1,390	1,180	970	835	730	625	5,470	819
20,100	20,200	1,830	1,620	1,410	1,200	985	845	740	635	5,520	827
20,200	20,300	1,850	1,640	1,425	1,215	1,005	855	750	645	5,560	835
20,300	20,400	1,870	1,655	1,445	1,235	1,025	865	760	655	5,600	843
20,400	20,500	1,885	1,675	1,465	1,250	1,040	875	765	660	5,640	851
20,500	20,600	1,905	1,690	1,480	1,270	1,060	880	775	670	5,690	859
20,600	20,700	1,920	1,710	1,500	1,290	1,075	890	785	680	5,730	867
20,700	20,800	1,940	1,730	1,515	1,305	1,095	900	795	690	5,770	875
20,800	20,900	1,960	1,745	1,535	1,325	1,115	910	805	700	5,810	883
20,900	21,000	1,975	1,765	1,555	1,340	1,130	920	810	705	5,860	891
21,000	21,100	1,995	1,780	1,570	1,360	1,150	940	820	715	5,900	899
21,100	21,200	2,010	1,800	1,590	1,380	1,165	955	830	725	5,940	907
21,200	21,300	2,030	1,820	1,605	1,395	1,185	975	840	735	5,990	915
21,300	21,400	2,050	1,835	1,625	1,415	1,205	990	850	745	6,030	923
21,400	21,500	2,065	1,855	1,645	1,430	1,220	1,010	855	750	6,070	931
21,500	21,600	2,085	1,870	1,660	1,450	1,240	1,030	865	760	6,110	939
21,600	21,700	2,100	1,890	1,680	1,470	1,255	1,045	875	770	6,160	947
21,700	21,800	2,120	1,910	1,695	1,485	1,275	1,065	885	780	6,190	955
21,800	21,900	2,140	1,925	1,715	1,505	1,295	1,080	895	790	6,210	963
21,900	22,000	2,155	1,945	1,735	1,520	1,310	1,100	900	795	6,240	971

(五)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,000	22,100	2,175	1,960	1,750	1,540	1,330	1,120	910	805	6,270	979
22,100	22,200	2,190	1,980	1,770	1,560	1,345	1,135	925	815	6,300	987
22,200	22,300	2,210	2,000	1,785	1,575	1,365	1,155	940	825	6,330	995
22,300	22,400	2,230	2,015	1,805	1,595	1,385	1,170	960	835	6,360	1,003
22,400	22,500	2,245	2,035	1,825	1,610	1,400	1,190	980	840	6,380	1,011
22,500	22,600	2,265	2,050	1,840	1,630	1,420	1,210	995	850	6,410	1,019
22,600	22,700	2,280	2,070	1,860	1,650	1,435	1,225	1,015	860	6,440	1,027
22,700	22,800	2,300	2,090	1,875	1,665	1,455	1,245	1,030	870	6,470	1,035
22,800	22,900	2,320	2,105	1,895	1,685	1,475	1,260	1,050	880	6,500	1,043
22,900	23,000	2,335	2,125	1,915	1,700	1,490	1,280	1,070	885	6,530	1,051
23,000	23,100	2,355	2,140	1,930	1,720	1,510	1,300	1,085	895	6,560	1,059
23,100	23,200	2,370	2,160	1,950	1,740	1,525	1,315	1,105	905	6,580	1,067
23,200	23,300	2,390	2,180	1,965	1,755	1,545	1,335	1,120	915	6,610	1,075
23,300	23,400	2,410	2,195	1,985	1,775	1,565	1,350	1,140	930	6,640	1,083
23,400	23,500	2,425	2,215	2,005	1,790	1,580	1,370	1,160	945	6,670	1,091
23,500	23,600	2,445	2,230	2,020	1,810	1,600	1,390	1,175	965	6,700	1,099
23,600	23,700	2,460	2,250	2,040	1,830	1,615	1,405	1,195	985	6,750	1,107
23,700	23,800	2,480	2,270	2,055	1,845	1,635	1,425	1,210	1,000	6,810	1,115
23,800	23,900	2,500	2,285	2,075	1,865	1,655	1,440	1,230	1,020	6,860	1,123
23,900	24,000	2,515	2,305	2,095	1,880	1,670	1,460	1,250	1,035	6,910	1,131
24,000	24,100	2,535	2,320	2,110	1,900	1,690	1,480	1,265	1,055	6,960	1,139
24,100	24,200	2,550	2,340	2,130	1,920	1,705	1,495	1,285	1,075	7,020	1,147
24,200	24,300	2,570	2,360	2,145	1,935	1,725	1,515	1,300	1,090	7,070	1,155
24,300	24,400	2,590	2,375	2,165	1,955	1,745	1,530	1,320	1,110	7,120	1,163
24,400	24,500	2,605	2,395	2,185	1,970	1,760	1,550	1,340	1,125	7,170	1,171
24,500	24,600	2,625	2,410	2,200	1,990	1,780	1,570	1,355	1,145	7,220	1,179
24,600	24,700	2,640	2,430	2,220	2,010	1,795	1,585	1,375	1,165	7,280	1,187
24,700	24,800	2,660	2,450	2,235	2,025	1,815	1,605	1,390	1,180	7,330	1,195
24,800	24,900	2,680	2,465	2,255	2,045	1,835	1,620	1,410	1,200	7,380	1,203
24,900	25,000	2,695	2,485	2,275	2,060	1,850	1,640	1,430	1,215	7,430	1,211
25,000	25,100	2,715	2,500	2,290	2,080	1,870	1,660	1,445	1,235	7,490	1,219
25,100	25,200	2,730	2,520	2,310	2,100	1,885	1,675	1,465	1,255	7,540	1,228
25,200	25,300	2,750	2,540	2,325	2,115	1,905	1,695	1,480	1,270	7,590	1,237
25,300	25,400	2,770	2,555	2,345	2,135	1,925	1,710	1,500	1,290	7,640	1,246
25,400	25,500	2,785	2,575	2,365	2,150	1,940	1,730	1,520	1,305	7,690	1,260
25,500	25,600	2,805	2,590	2,380	2,170	1,960	1,750	1,535	1,325	7,750	1,278
25,600	25,700	2,820	2,610	2,400	2,190	1,975	1,765	1,555	1,345	7,800	1,296
25,700	25,800	2,840	2,630	2,415	2,205	1,995	1,785	1,570	1,360	7,850	1,314
25,800	25,900	2,860	2,645	2,435	2,225	2,015	1,800	1,590	1,380	7,900	1,332
25,900	26,000	2,875	2,665	2,455	2,240	2,030	1,820	1,610	1,395	7,960	1,350
26,000	26,100	2,895	2,680	2,470	2,260	2,050	1,840	1,625	1,415	8,010	1,368
26,100	26,200	2,910	2,700	2,490	2,280	2,065	1,855	1,645	1,435	8,060	1,386
26,200	26,300	2,930	2,720	2,505	2,295	2,085	1,875	1,660	1,450	8,110	1,404
26,300	26,400	2,950	2,735	2,525	2,315	2,105	1,890	1,680	1,470	8,160	1,422
26,400	26,500	2,965	2,755	2,545	2,330	2,120	1,910	1,700	1,485	8,220	1,440
26,500	26,600	2,985	2,770	2,560	2,350	2,140	1,930	1,715	1,505	8,270	1,458
26,600	26,700	3,000	2,790	2,580	2,370	2,155	1,945	1,735	1,525	8,320	1,476
26,700	26,800	3,020	2,810	2,595	2,385	2,175	1,965	1,750	1,540	8,370	1,494
26,800	26,900	3,040	2,825	2,615	2,405	2,195	1,980	1,770	1,560	8,430	1,512
26,900	27,000	3,055	2,845	2,635	2,420	2,210	2,000	1,790	1,575	8,480	1,530

(六)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額									税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
27,000	27,100	3,075	2,860	2,650	2,440	2,230	2,020	1,805	1,595	8,530	1,548	
27,100	27,200	3,090	2,880	2,670	2,460	2,245	2,035	1,825	1,615	8,580	1,566	
27,200	27,300	3,110	2,900	2,685	2,475	2,265	2,055	1,840	1,630	8,630	1,584	
27,300	27,400	3,130	2,915	2,705	2,495	2,285	2,070	1,860	1,650	8,690	1,602	
27,400	27,500	3,145	2,935	2,725	2,510	2,300	2,090	1,880	1,665	8,740	1,620	
27,500	27,600	3,165	2,950	2,740	2,530	2,320	2,110	1,895	1,685	8,790	1,638	
27,600	27,700	3,180	2,970	2,760	2,550	2,335	2,125	1,915	1,705	8,840	1,656	
27,700	27,800	3,200	2,990	2,775	2,565	2,355	2,145	1,930	1,720	8,900	1,674	
27,800円		3,210	3,000	2,785	2,575	2,365	2,155	1,940	1,730	8,950	1,692	
27,800円を超え 32,500円に満た ない金額		27,800円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,800円を超える金額の19%に相当する金額を加算した金額									8,950円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,800円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額	1,692円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,800円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額
32,500円		円 4,105	円 3,895	円 3,680	円 3,470	円 3,260	円 3,050	円 2,835	円 2,625	円 2,538		
32,500円を超え 58,500円に満た ない金額		32,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額									2,538円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額	
58,500円		円 11,515	円 11,305	円 11,090	円 10,880	円 10,670	円 10,460	円 10,245	円 10,035	円 8,258		
58,500円を超え 94,000円に満た ない金額		58,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち58,500円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額									8,258円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち58,500円を超える金額の28%に相当する金額を加算した金額	
94,000円		円 25,005	円 24,795	円 24,580	円 24,370	円 24,160	円 23,950	円 23,735	円 23,525	円 18,198		
94,000円を超え る金額		94,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち94,000円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額									18,198円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち94,000円を超える金額の32%に相当する金額を加算した金額	

(七)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人 を超える1人ごとに105円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合は、当該申告書に記載された扶養親族等の数に1人ごとに105円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	—

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(イ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに105円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することにより1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(ロ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに105円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) その給与等が第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙	
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上					
除 後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
190	千円未満	223	千円未満	253	千円未満	284	千円未満				
190	210	223	243	253	275	284	308				
210	230	243	266	275	301	308	337				
230	300	266	300	301	333	337	372				
300	441	300	465	333	488	372	512				
441	470	465	496	488	521	512	546	277	千円未満		
470	504	496	531	521	559	546	588				
504	543	531	574	559	604	588	632				
543	592	574	622	604	652	632	683				
592	807	622	829	652	853	683	877				
807	860	829	886	853	911	877	937	277		506	
860	923	886	950	911	978	937	1,006				
923	996	950	1,026	978	1,056	1,006	1,086				
996	1,081	1,026	1,114	1,056	1,146	1,086	1,179				
1,081	1,402	1,114	1,427	1,146	1,451	1,179	1,476				
1,402	1,500	1,427	1,526	1,451	1,552	1,476	1,579	506		563	
1,500	1,674	1,526	1,703	1,552	1,733	1,579	1,762				
1,674	1,894	1,703	1,928	1,733	1,961	1,762	1,994				
1,894	2,293	1,928	2,319	1,961	2,345	1,994	2,371	563		894	
2,293	2,555	2,319	2,584	2,345	2,612	2,371	2,641				
2,555	2,884	2,584	2,916	2,612	2,949	2,641	2,981				
2,884 千円以上		2,916 千円以上		2,949 千円以上		2,981 千円以上		894 千円以上			

金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金

除料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当すると
告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算
にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給
らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規定

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控
金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(第八十六条関係)

賞 与 の 金 額 に 乗 ず る 率	甲 族									
	扶		養		親		族			
	0	人	1	人	2	人	3	人		
	前 月 の 社 会 保 険 料 控									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	千円 64	千円未満	千円 88	千円未満	千円 121	千円未満	千円 155	千円未満	千円	千円
2	64	68	88	94	121	133	155	171		
4	68	73	94	105	133	148	171	191		
6	73	79	105	300	148	300	191	300		
8	79	85	300	365	300	393	300	417		
10	85	363	365	394	393	420	417	445		
12	363	395	394	422	420	450	445	477		
14	395	426	422	455	450	484	477	513		
16	426	550	455	550	484	550	513	557		
18	550	716	550	739	550	762	557	784		
20	716	762	739	786	762	810	784	834		
22	762	813	786	839	810	867	834	895		
24	813	875	839	905	867	935	895	966		
26	875	951	905	983	935	1,016	966	1,048		
28	951	1,303	983	1,328	1,016	1,353	1,048	1,377		
30	1,303	1,394	1,328	1,420	1,353	1,447	1,377	1,473		
32	1,394	1,556	1,420	1,586	1,447	1,615	1,473	1,644		
35	1,556	1,761	1,586	1,794	1,615	1,828	1,644	1,861		
38	1,761	2,189	1,794	2,215	1,828	2,241	1,861	2,267		
41	2,189	2,439	2,215	2,468	2,241	2,497	2,267	2,526		
44	2,439	2,753	2,468	2,786	2,497	2,818	2,526	2,851		
47	2,753 千円以上		2,786 千円以上		2,818 千円以上		2,851 千円以上			

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、
 - (1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等の額を求める。
 - (2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料」により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率
- (二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生等は、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数
- (三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた)
 - (1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
 - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率
- (四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表による含む。)により税額を計算する。
- (五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

別表第五 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表(第二十八条、第百九十条関係)

(一)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
651,000	円未満	0	1,772,000	1,776,000	1,063,200	1,972,000	1,976,000	1,200,400
			1,776,000	1,780,000	1,065,600	1,976,000	1,980,000	1,203,200
			1,780,000	1,784,000	1,068,000	1,980,000	1,984,000	1,206,000
			1,784,000	1,788,000	1,070,400	1,984,000	1,988,000	1,208,800
			1,788,000	1,792,000	1,072,800	1,988,000	1,992,000	1,211,600
651,000	1,619,000	給与等の金額から 650,000円を 控除した金額	1,792,000	1,796,000	1,075,200	1,992,000	1,996,000	1,214,400
			1,796,000	1,800,000	1,077,600	1,996,000	2,000,000	1,217,200
			1,800,000	1,804,000	1,080,000	2,000,000	2,004,000	1,220,000
			1,804,000	1,808,000	1,082,800	2,004,000	2,008,000	1,222,800
			1,808,000	1,812,000	1,085,600	2,008,000	2,012,000	1,225,600
1,619,000	1,620,000	969,000	1,812,000	1,816,000	1,088,400	2,012,000	2,016,000	1,228,400
1,620,000	1,622,000	970,000	1,816,000	1,820,000	1,091,200	2,016,000	2,020,000	1,231,200
1,622,000	1,624,000	972,000	1,820,000	1,824,000	1,094,000	2,020,000	2,024,000	1,234,000
1,624,000	1,628,000	974,000	1,824,000	1,828,000	1,096,800	2,024,000	2,028,000	1,236,800
1,628,000	1,632,000	976,800	1,828,000	1,832,000	1,099,600	2,028,000	2,032,000	1,239,600
1,632,000	1,636,000	979,200	1,832,000	1,836,000	1,102,400	2,032,000	2,036,000	1,242,400
1,636,000	1,640,000	981,600	1,836,000	1,840,000	1,105,200	2,036,000	2,040,000	1,245,200
1,640,000	1,644,000	984,000	1,840,000	1,844,000	1,108,000	2,040,000	2,044,000	1,248,000
1,644,000	1,648,000	986,400	1,844,000	1,848,000	1,110,800	2,044,000	2,048,000	1,250,800
1,648,000	1,652,000	988,800	1,848,000	1,852,000	1,113,600	2,048,000	2,052,000	1,253,600
1,652,000	1,656,000	991,200	1,852,000	1,856,000	1,116,400	2,052,000	2,056,000	1,256,400
1,656,000	1,660,000	993,600	1,856,000	1,860,000	1,119,200	2,056,000	2,060,000	1,259,200
1,660,000	1,664,000	996,000	1,860,000	1,864,000	1,122,000	2,060,000	2,064,000	1,262,000
1,664,000	1,668,000	998,400	1,864,000	1,868,000	1,124,800	2,064,000	2,068,000	1,264,800
1,668,000	1,672,000	1,000,800	1,868,000	1,872,000	1,127,600	2,068,000	2,072,000	1,267,600
1,672,000	1,676,000	1,003,200	1,872,000	1,876,000	1,130,400	2,072,000	2,076,000	1,270,400
1,676,000	1,680,000	1,005,600	1,876,000	1,880,000	1,133,200	2,076,000	2,080,000	1,273,200
1,680,000	1,684,000	1,008,000	1,880,000	1,884,000	1,136,000	2,080,000	2,084,000	1,276,000
1,684,000	1,688,000	1,010,400	1,884,000	1,888,000	1,138,800	2,084,000	2,088,000	1,278,800
1,688,000	1,692,000	1,012,800	1,888,000	1,892,000	1,141,600	2,088,000	2,092,000	1,281,600
1,692,000	1,696,000	1,015,200	1,892,000	1,896,000	1,144,400	2,092,000	2,096,000	1,284,400
1,696,000	1,700,000	1,017,600	1,896,000	1,900,000	1,147,200	2,096,000	2,100,000	1,287,200
1,700,000	1,704,000	1,020,000	1,900,000	1,904,000	1,150,000	2,100,000	2,104,000	1,290,000
1,704,000	1,708,000	1,022,400	1,904,000	1,908,000	1,152,800	2,104,000	2,108,000	1,292,800
1,708,000	1,712,000	1,024,800	1,908,000	1,912,000	1,155,600	2,108,000	2,112,000	1,295,600
1,712,000	1,716,000	1,027,200	1,912,000	1,916,000	1,158,400	2,112,000	2,116,000	1,298,400
1,716,000	1,720,000	1,029,600	1,916,000	1,920,000	1,161,200	2,116,000	2,120,000	1,301,200
1,720,000	1,724,000	1,032,000	1,920,000	1,924,000	1,164,000	2,120,000	2,124,000	1,304,000
1,724,000	1,728,000	1,034,400	1,924,000	1,928,000	1,166,800	2,124,000	2,128,000	1,306,800
1,728,000	1,732,000	1,036,800	1,928,000	1,932,000	1,169,600	2,128,000	2,132,000	1,309,600
1,732,000	1,736,000	1,039,200	1,932,000	1,936,000	1,172,400	2,132,000	2,136,000	1,312,400
1,736,000	1,740,000	1,041,600	1,936,000	1,940,000	1,175,200	2,136,000	2,140,000	1,315,200
1,740,000	1,744,000	1,044,000	1,940,000	1,944,000	1,178,000	2,140,000	2,144,000	1,318,000
1,744,000	1,748,000	1,046,400	1,944,000	1,948,000	1,180,800	2,144,000	2,148,000	1,320,800
1,748,000	1,752,000	1,048,800	1,948,000	1,952,000	1,183,600	2,148,000	2,152,000	1,323,600
1,752,000	1,756,000	1,051,200	1,952,000	1,956,000	1,186,400	2,152,000	2,156,000	1,326,400
1,756,000	1,760,000	1,053,600	1,956,000	1,960,000	1,189,200	2,156,000	2,160,000	1,329,200
1,760,000	1,764,000	1,056,000	1,960,000	1,964,000	1,192,000	2,160,000	2,164,000	1,332,000
1,764,000	1,768,000	1,058,400	1,964,000	1,968,000	1,194,800	2,164,000	2,168,000	1,334,800
1,768,000	1,772,000	1,060,800	1,968,000	1,972,000	1,197,600	2,168,000	2,172,000	1,337,600

(二)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
除後の給与		等 の 金 額	除後の給与		等 の 金 額	除後の給与		等 の 金 額
以	上		以	上		以	上	
未	満		未	満		未	満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,172,000	2,176,000	1,340,400	2,372,000	2,376,000	1,480,400	2,572,000	2,576,000	1,620,400
2,176,000	2,180,000	1,343,200	2,376,000	2,380,000	1,483,200	2,576,000	2,580,000	1,623,200
2,180,000	2,184,000	1,346,000	2,380,000	2,384,000	1,486,000	2,580,000	2,584,000	1,626,000
2,184,000	2,188,000	1,348,800	2,384,000	2,388,000	1,488,800	2,584,000	2,588,000	1,628,800
2,188,000	2,192,000	1,351,600	2,388,000	2,392,000	1,491,600	2,588,000	2,592,000	1,631,600
2,192,000	2,196,000	1,354,400	2,392,000	2,396,000	1,494,400	2,592,000	2,596,000	1,634,400
2,196,000	2,200,000	1,357,200	2,396,000	2,400,000	1,497,200	2,596,000	2,600,000	1,637,200
2,200,000	2,204,000	1,360,000	2,400,000	2,404,000	1,500,000	2,600,000	2,604,000	1,640,000
2,204,000	2,208,000	1,362,800	2,404,000	2,408,000	1,502,800	2,604,000	2,608,000	1,642,800
2,208,000	2,212,000	1,365,600	2,408,000	2,412,000	1,505,600	2,608,000	2,612,000	1,645,600
2,212,000	2,216,000	1,368,400	2,412,000	2,416,000	1,508,400	2,612,000	2,616,000	1,648,400
2,216,000	2,220,000	1,371,200	2,416,000	2,420,000	1,511,200	2,616,000	2,620,000	1,651,200
2,220,000	2,224,000	1,374,000	2,420,000	2,424,000	1,514,000	2,620,000	2,624,000	1,654,000
2,224,000	2,228,000	1,376,800	2,424,000	2,428,000	1,516,800	2,624,000	2,628,000	1,656,800
2,228,000	2,232,000	1,379,600	2,428,000	2,432,000	1,519,600	2,628,000	2,632,000	1,659,600
2,232,000	2,236,000	1,382,400	2,432,000	2,436,000	1,522,400	2,632,000	2,636,000	1,662,400
2,236,000	2,240,000	1,385,200	2,436,000	2,440,000	1,525,200	2,636,000	2,640,000	1,665,200
2,240,000	2,244,000	1,388,000	2,440,000	2,444,000	1,528,000	2,640,000	2,644,000	1,668,000
2,244,000	2,248,000	1,390,800	2,444,000	2,448,000	1,530,800	2,644,000	2,648,000	1,670,800
2,248,000	2,252,000	1,393,600	2,448,000	2,452,000	1,533,600	2,648,000	2,652,000	1,673,600
2,252,000	2,256,000	1,396,400	2,452,000	2,456,000	1,536,400	2,652,000	2,656,000	1,676,400
2,256,000	2,260,000	1,399,200	2,456,000	2,460,000	1,539,200	2,656,000	2,660,000	1,679,200
2,260,000	2,264,000	1,402,000	2,460,000	2,464,000	1,542,000	2,660,000	2,664,000	1,682,000
2,264,000	2,268,000	1,404,800	2,464,000	2,468,000	1,544,800	2,664,000	2,668,000	1,684,800
2,268,000	2,272,000	1,407,600	2,468,000	2,472,000	1,547,600	2,668,000	2,672,000	1,687,600
2,272,000	2,276,000	1,410,400	2,472,000	2,476,000	1,550,400	2,672,000	2,676,000	1,690,400
2,276,000	2,280,000	1,413,200	2,476,000	2,480,000	1,553,200	2,676,000	2,680,000	1,693,200
2,280,000	2,284,000	1,416,000	2,480,000	2,484,000	1,556,000	2,680,000	2,684,000	1,696,000
2,284,000	2,288,000	1,418,800	2,484,000	2,488,000	1,558,800	2,684,000	2,688,000	1,698,800
2,288,000	2,292,000	1,421,600	2,488,000	2,492,000	1,561,600	2,688,000	2,692,000	1,701,600
2,292,000	2,296,000	1,424,400	2,492,000	2,496,000	1,564,400	2,692,000	2,696,000	1,704,400
2,296,000	2,300,000	1,427,200	2,496,000	2,500,000	1,567,200	2,696,000	2,700,000	1,707,200
2,300,000	2,304,000	1,430,000	2,500,000	2,504,000	1,570,000	2,700,000	2,704,000	1,710,000
2,304,000	2,308,000	1,432,800	2,504,000	2,508,000	1,572,800	2,704,000	2,708,000	1,712,800
2,308,000	2,312,000	1,435,600	2,508,000	2,512,000	1,575,600	2,708,000	2,712,000	1,715,600
2,312,000	2,316,000	1,438,400	2,512,000	2,516,000	1,578,400	2,712,000	2,716,000	1,718,400
2,316,000	2,320,000	1,441,200	2,516,000	2,520,000	1,581,200	2,716,000	2,720,000	1,721,200
2,320,000	2,324,000	1,444,000	2,520,000	2,524,000	1,584,000	2,720,000	2,724,000	1,724,000
2,324,000	2,328,000	1,446,800	2,524,000	2,528,000	1,586,800	2,724,000	2,728,000	1,726,800
2,328,000	2,332,000	1,449,600	2,528,000	2,532,000	1,589,600	2,728,000	2,732,000	1,729,600
2,332,000	2,336,000	1,452,400	2,532,000	2,536,000	1,592,400	2,732,000	2,736,000	1,732,400
2,336,000	2,340,000	1,455,200	2,536,000	2,540,000	1,595,200	2,736,000	2,740,000	1,735,200
2,340,000	2,344,000	1,458,000	2,540,000	2,544,000	1,598,000	2,740,000	2,744,000	1,738,000
2,344,000	2,348,000	1,460,800	2,544,000	2,548,000	1,600,800	2,744,000	2,748,000	1,740,800
2,348,000	2,352,000	1,463,600	2,548,000	2,552,000	1,603,600	2,748,000	2,752,000	1,743,600
2,352,000	2,356,000	1,466,400	2,552,000	2,556,000	1,606,400	2,752,000	2,756,000	1,746,400
2,356,000	2,360,000	1,469,200	2,556,000	2,560,000	1,609,200	2,756,000	2,760,000	1,749,200
2,360,000	2,364,000	1,472,000	2,560,000	2,564,000	1,612,000	2,760,000	2,764,000	1,752,000
2,364,000	2,368,000	1,474,800	2,564,000	2,568,000	1,614,800	2,764,000	2,768,000	1,754,800
2,368,000	2,372,000	1,477,600	2,568,000	2,572,000	1,617,600	2,768,000	2,772,000	1,757,600

(三)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額
以	上		以	上		以	上	
未	満	円	未	満	円	未	満	円
2,772,000	2,776,000	1,760,400	2,972,000	2,976,000	1,900,400	3,172,000	3,176,000	2,040,400
2,776,000	2,780,000	1,763,200	2,976,000	2,980,000	1,903,200	3,176,000	3,180,000	2,043,200
2,780,000	2,784,000	1,766,000	2,980,000	2,984,000	1,906,000	3,180,000	3,184,000	2,046,000
2,784,000	2,788,000	1,768,800	2,984,000	2,988,000	1,908,800	3,184,000	3,188,000	2,048,800
2,788,000	2,792,000	1,771,600	2,988,000	2,992,000	1,911,600	3,188,000	3,192,000	2,051,600
2,792,000	2,796,000	1,774,400	2,992,000	2,996,000	1,914,400	3,192,000	3,196,000	2,054,400
2,796,000	2,800,000	1,777,200	2,996,000	3,000,000	1,917,200	3,196,000	3,200,000	2,057,200
2,800,000	2,804,000	1,780,000	3,000,000	3,004,000	1,920,000	3,200,000	3,204,000	2,060,000
2,804,000	2,808,000	1,782,800	3,004,000	3,008,000	1,922,800	3,204,000	3,208,000	2,062,800
2,808,000	2,812,000	1,785,600	3,008,000	3,012,000	1,925,600	3,208,000	3,212,000	2,065,600
2,812,000	2,816,000	1,788,400	3,012,000	3,016,000	1,928,400	3,212,000	3,216,000	2,068,400
2,816,000	2,820,000	1,791,200	3,016,000	3,020,000	1,931,200	3,216,000	3,220,000	2,071,200
2,820,000	2,824,000	1,794,000	3,020,000	3,024,000	1,934,000	3,220,000	3,224,000	2,074,000
2,824,000	2,828,000	1,796,800	3,024,000	3,028,000	1,936,800	3,224,000	3,228,000	2,076,800
2,828,000	2,832,000	1,799,600	3,028,000	3,032,000	1,939,600	3,228,000	3,232,000	2,079,600
2,832,000	2,836,000	1,802,400	3,032,000	3,036,000	1,942,400	3,232,000	3,236,000	2,082,400
2,836,000	2,840,000	1,805,200	3,036,000	3,040,000	1,945,200	3,236,000	3,240,000	2,085,200
2,840,000	2,844,000	1,808,000	3,040,000	3,044,000	1,948,000	3,240,000	3,244,000	2,088,000
2,844,000	2,848,000	1,810,800	3,044,000	3,048,000	1,950,800	3,244,000	3,248,000	2,090,800
2,848,000	2,852,000	1,813,600	3,048,000	3,052,000	1,953,600	3,248,000	3,252,000	2,093,600
2,852,000	2,856,000	1,816,400	3,052,000	3,056,000	1,956,400	3,252,000	3,256,000	2,096,400
2,856,000	2,860,000	1,819,200	3,056,000	3,060,000	1,959,200	3,256,000	3,260,000	2,099,200
2,860,000	2,864,000	1,822,000	3,060,000	3,064,000	1,962,000	3,260,000	3,264,000	2,102,000
2,864,000	2,868,000	1,824,800	3,064,000	3,068,000	1,964,800	3,264,000	3,268,000	2,104,800
2,868,000	2,872,000	1,827,600	3,068,000	3,072,000	1,967,600	3,268,000	3,272,000	2,107,600
2,872,000	2,876,000	1,830,400	3,072,000	3,076,000	1,970,400	3,272,000	3,276,000	2,110,400
2,876,000	2,880,000	1,833,200	3,076,000	3,080,000	1,973,200	3,276,000	3,280,000	2,113,200
2,880,000	2,884,000	1,836,000	3,080,000	3,084,000	1,976,000	3,280,000	3,284,000	2,116,000
2,884,000	2,888,000	1,838,800	3,084,000	3,088,000	1,978,800	3,284,000	3,288,000	2,118,800
2,888,000	2,892,000	1,841,600	3,088,000	3,092,000	1,981,600	3,288,000	3,292,000	2,121,600
2,892,000	2,896,000	1,844,400	3,092,000	3,096,000	1,984,400	3,292,000	3,296,000	2,124,400
2,896,000	2,900,000	1,847,200	3,096,000	3,100,000	1,987,200	3,296,000	3,300,000	2,127,200
2,900,000	2,904,000	1,850,000	3,100,000	3,104,000	1,990,000	3,300,000	3,304,000	2,130,000
2,904,000	2,908,000	1,852,800	3,104,000	3,108,000	1,992,800	3,304,000	3,308,000	2,132,800
2,908,000	2,912,000	1,855,600	3,108,000	3,112,000	1,995,600	3,308,000	3,312,000	2,135,600
2,912,000	2,916,000	1,858,400	3,112,000	3,116,000	1,998,400	3,312,000	3,316,000	2,138,400
2,916,000	2,920,000	1,861,200	3,116,000	3,120,000	2,001,200	3,316,000	3,320,000	2,141,200
2,920,000	2,924,000	1,864,000	3,120,000	3,124,000	2,004,000	3,320,000	3,324,000	2,144,000
2,924,000	2,928,000	1,866,800	3,124,000	3,128,000	2,006,800	3,324,000	3,328,000	2,146,800
2,928,000	2,932,000	1,869,600	3,128,000	3,132,000	2,009,600	3,328,000	3,332,000	2,149,600
2,932,000	2,936,000	1,872,400	3,132,000	3,136,000	2,012,400	3,332,000	3,336,000	2,152,400
2,936,000	2,940,000	1,875,200	3,136,000	3,140,000	2,015,200	3,336,000	3,340,000	2,155,200
2,940,000	2,944,000	1,878,000	3,140,000	3,144,000	2,018,000	3,340,000	3,344,000	2,158,000
2,944,000	2,948,000	1,880,800	3,144,000	3,148,000	2,020,800	3,344,000	3,348,000	2,160,800
2,948,000	2,952,000	1,883,600	3,148,000	3,152,000	2,023,600	3,348,000	3,352,000	2,163,600
2,952,000	2,956,000	1,886,400	3,152,000	3,156,000	2,026,400	3,352,000	3,356,000	2,166,400
2,956,000	2,960,000	1,889,200	3,156,000	3,160,000	2,029,200	3,356,000	3,360,000	2,169,200
2,960,000	2,964,000	1,892,000	3,160,000	3,164,000	2,032,000	3,360,000	3,364,000	2,172,000
2,964,000	2,968,000	1,894,800	3,164,000	3,168,000	2,034,800	3,364,000	3,368,000	2,174,800
2,968,000	2,972,000	1,897,600	3,168,000	3,172,000	2,037,600	3,368,000	3,372,000	2,177,600

(四)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額
以	上		以	上		以	上	
未	満		未	満		未	満	
等	の	金額	等	の	金額	等	の	金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,372,000	3,376,000	2,180,400	3,572,000	3,576,000	2,320,400	3,772,000	3,776,000	2,477,600
3,376,000	3,380,000	2,183,200	3,576,000	3,580,000	2,323,200	3,776,000	3,780,000	2,480,800
3,380,000	3,384,000	2,186,000	3,580,000	3,584,000	2,326,000	3,780,000	3,784,000	2,484,000
3,384,000	3,388,000	2,188,800	3,584,000	3,588,000	2,328,800	3,784,000	3,788,000	2,487,200
3,388,000	3,392,000	2,191,600	3,588,000	3,592,000	2,331,600	3,788,000	3,792,000	2,490,400
3,392,000	3,396,000	2,194,400	3,592,000	3,596,000	2,334,400	3,792,000	3,796,000	2,493,600
3,396,000	3,400,000	2,197,200	3,596,000	3,600,000	2,337,200	3,796,000	3,800,000	2,496,800
3,400,000	3,404,000	2,200,000	3,600,000	3,604,000	2,340,000	3,800,000	3,804,000	2,500,000
3,404,000	3,408,000	2,202,800	3,604,000	3,608,000	2,343,200	3,804,000	3,808,000	2,503,200
3,408,000	3,412,000	2,205,600	3,608,000	3,612,000	2,346,400	3,808,000	3,812,000	2,506,400
3,412,000	3,416,000	2,208,400	3,612,000	3,616,000	2,349,600	3,812,000	3,816,000	2,509,600
3,416,000	3,420,000	2,211,200	3,616,000	3,620,000	2,352,800	3,816,000	3,820,000	2,512,800
3,420,000	3,424,000	2,214,000	3,620,000	3,624,000	2,356,000	3,820,000	3,824,000	2,516,000
3,424,000	3,428,000	2,216,800	3,624,000	3,628,000	2,359,200	3,824,000	3,828,000	2,519,200
3,428,000	3,432,000	2,219,600	3,628,000	3,632,000	2,362,400	3,828,000	3,832,000	2,522,400
3,432,000	3,436,000	2,222,400	3,632,000	3,636,000	2,365,600	3,832,000	3,836,000	2,525,600
3,436,000	3,440,000	2,225,200	3,636,000	3,640,000	2,368,800	3,836,000	3,840,000	2,528,800
3,440,000	3,444,000	2,228,000	3,640,000	3,644,000	2,372,000	3,840,000	3,844,000	2,532,000
3,444,000	3,448,000	2,230,800	3,644,000	3,648,000	2,375,200	3,844,000	3,848,000	2,535,200
3,448,000	3,452,000	2,233,600	3,648,000	3,652,000	2,378,400	3,848,000	3,852,000	2,538,400
3,452,000	3,456,000	2,236,400	3,652,000	3,656,000	2,381,600	3,852,000	3,856,000	2,541,600
3,456,000	3,460,000	2,239,200	3,656,000	3,660,000	2,384,800	3,856,000	3,860,000	2,544,800
3,460,000	3,464,000	2,242,000	3,660,000	3,664,000	2,388,000	3,860,000	3,864,000	2,548,000
3,464,000	3,468,000	2,244,800	3,664,000	3,668,000	2,391,200	3,864,000	3,868,000	2,551,200
3,468,000	3,472,000	2,247,600	3,668,000	3,672,000	2,394,400	3,868,000	3,872,000	2,554,400
3,472,000	3,476,000	2,250,400	3,672,000	3,676,000	2,397,600	3,872,000	3,876,000	2,557,600
3,476,000	3,480,000	2,253,200	3,676,000	3,680,000	2,400,800	3,876,000	3,880,000	2,560,800
3,480,000	3,484,000	2,256,000	3,680,000	3,684,000	2,404,000	3,880,000	3,884,000	2,564,000
3,484,000	3,488,000	2,258,800	3,684,000	3,688,000	2,407,200	3,884,000	3,888,000	2,567,200
3,488,000	3,492,000	2,261,600	3,688,000	3,692,000	2,410,400	3,888,000	3,892,000	2,570,400
3,492,000	3,496,000	2,264,400	3,692,000	3,696,000	2,413,600	3,892,000	3,896,000	2,573,600
3,496,000	3,500,000	2,267,200	3,696,000	3,700,000	2,416,800	3,896,000	3,900,000	2,576,800
3,500,000	3,504,000	2,270,000	3,700,000	3,704,000	2,420,000	3,900,000	3,904,000	2,580,000
3,504,000	3,508,000	2,272,800	3,704,000	3,708,000	2,423,200	3,904,000	3,908,000	2,583,200
3,508,000	3,512,000	2,275,600	3,708,000	3,712,000	2,426,400	3,908,000	3,912,000	2,586,400
3,512,000	3,516,000	2,278,400	3,712,000	3,716,000	2,429,600	3,912,000	3,916,000	2,589,600
3,516,000	3,520,000	2,281,200	3,716,000	3,720,000	2,432,800	3,916,000	3,920,000	2,592,800
3,520,000	3,524,000	2,284,000	3,720,000	3,724,000	2,436,000	3,920,000	3,924,000	2,596,000
3,524,000	3,528,000	2,286,800	3,724,000	3,728,000	2,439,200	3,924,000	3,928,000	2,599,200
3,528,000	3,532,000	2,289,600	3,728,000	3,732,000	2,442,400	3,928,000	3,932,000	2,602,400
3,532,000	3,536,000	2,292,400	3,732,000	3,736,000	2,445,600	3,932,000	3,936,000	2,605,600
3,536,000	3,540,000	2,295,200	3,736,000	3,740,000	2,448,800	3,936,000	3,940,000	2,608,800
3,540,000	3,544,000	2,298,000	3,740,000	3,744,000	2,452,000	3,940,000	3,944,000	2,612,000
3,544,000	3,548,000	2,300,800	3,744,000	3,748,000	2,455,200	3,944,000	3,948,000	2,615,200
3,548,000	3,552,000	2,303,600	3,748,000	3,752,000	2,458,400	3,948,000	3,952,000	2,618,400
3,552,000	3,556,000	2,306,400	3,752,000	3,756,000	2,461,600	3,952,000	3,956,000	2,621,600
3,556,000	3,560,000	2,309,200	3,756,000	3,760,000	2,464,800	3,956,000	3,960,000	2,624,800
3,560,000	3,564,000	2,312,000	3,760,000	3,764,000	2,468,000	3,960,000	3,964,000	2,628,000
3,564,000	3,568,000	2,314,800	3,764,000	3,768,000	2,471,200	3,964,000	3,968,000	2,631,200
3,568,000	3,572,000	2,317,600	3,768,000	3,772,000	2,474,400	3,968,000	3,972,000	2,634,400

(五)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上	満	以	上	満	以	上	満
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,972,000	3,976,000	2,637,600	4,172,000	4,176,000	2,797,600	4,372,000	4,376,000	2,957,600
3,976,000	3,980,000	2,640,800	4,176,000	4,180,000	2,800,800	4,376,000	4,380,000	2,960,800
3,980,000	3,984,000	2,644,000	4,180,000	4,184,000	2,804,000	4,380,000	4,384,000	2,964,000
3,984,000	3,988,000	2,647,200	4,184,000	4,188,000	2,807,200	4,384,000	4,388,000	2,967,200
3,988,000	3,992,000	2,650,400	4,188,000	4,192,000	2,810,400	4,388,000	4,392,000	2,970,400
3,992,000	3,996,000	2,653,600	4,192,000	4,196,000	2,813,600	4,392,000	4,396,000	2,973,600
3,996,000	4,000,000	2,656,800	4,196,000	4,200,000	2,816,800	4,396,000	4,400,000	2,976,800
4,000,000	4,004,000	2,660,000	4,200,000	4,204,000	2,820,000	4,400,000	4,404,000	2,980,000
4,004,000	4,008,000	2,663,200	4,204,000	4,208,000	2,823,200	4,404,000	4,408,000	2,983,200
4,008,000	4,012,000	2,666,400	4,208,000	4,212,000	2,826,400	4,408,000	4,412,000	2,986,400
4,012,000	4,016,000	2,669,600	4,212,000	4,216,000	2,829,600	4,412,000	4,416,000	2,989,600
4,016,000	4,020,000	2,672,800	4,216,000	4,220,000	2,832,800	4,416,000	4,420,000	2,992,800
4,020,000	4,024,000	2,676,000	4,220,000	4,224,000	2,836,000	4,420,000	4,424,000	2,996,000
4,024,000	4,028,000	2,679,200	4,224,000	4,228,000	2,839,200	4,424,000	4,428,000	2,999,200
4,028,000	4,032,000	2,682,400	4,228,000	4,232,000	2,842,400	4,428,000	4,432,000	3,002,400
4,032,000	4,036,000	2,685,600	4,232,000	4,236,000	2,845,600	4,432,000	4,436,000	3,005,600
4,036,000	4,040,000	2,688,800	4,236,000	4,240,000	2,848,800	4,436,000	4,440,000	3,008,800
4,040,000	4,044,000	2,692,000	4,240,000	4,244,000	2,852,000	4,440,000	4,444,000	3,012,000
4,044,000	4,048,000	2,695,200	4,244,000	4,248,000	2,855,200	4,444,000	4,448,000	3,015,200
4,048,000	4,052,000	2,698,400	4,248,000	4,252,000	2,858,400	4,448,000	4,452,000	3,018,400
4,052,000	4,056,000	2,701,600	4,252,000	4,256,000	2,861,600	4,452,000	4,456,000	3,021,600
4,056,000	4,060,000	2,704,800	4,256,000	4,260,000	2,864,800	4,456,000	4,460,000	3,024,800
4,060,000	4,064,000	2,708,000	4,260,000	4,264,000	2,868,000	4,460,000	4,464,000	3,028,000
4,064,000	4,068,000	2,711,200	4,264,000	4,268,000	2,871,200	4,464,000	4,468,000	3,031,200
4,068,000	4,072,000	2,714,400	4,268,000	4,272,000	2,874,400	4,468,000	4,472,000	3,034,400
4,072,000	4,076,000	2,717,600	4,272,000	4,276,000	2,877,600	4,472,000	4,476,000	3,037,600
4,076,000	4,080,000	2,720,800	4,276,000	4,280,000	2,880,800	4,476,000	4,480,000	3,040,800
4,080,000	4,084,000	2,724,000	4,280,000	4,284,000	2,884,000	4,480,000	4,484,000	3,044,000
4,084,000	4,088,000	2,727,200	4,284,000	4,288,000	2,887,200	4,484,000	4,488,000	3,047,200
4,088,000	4,092,000	2,730,400	4,288,000	4,292,000	2,890,400	4,488,000	4,492,000	3,050,400
4,092,000	4,096,000	2,733,600	4,292,000	4,296,000	2,893,600	4,492,000	4,496,000	3,053,600
4,096,000	4,100,000	2,736,800	4,296,000	4,300,000	2,896,800	4,496,000	4,500,000	3,056,800
4,100,000	4,104,000	2,740,000	4,300,000	4,304,000	2,900,000	4,500,000	4,504,000	3,060,000
4,104,000	4,108,000	2,743,200	4,304,000	4,308,000	2,903,200	4,504,000	4,508,000	3,063,200
4,108,000	4,112,000	2,746,400	4,308,000	4,312,000	2,906,400	4,508,000	4,512,000	3,066,400
4,112,000	4,116,000	2,749,600	4,312,000	4,316,000	2,909,600	4,512,000	4,516,000	3,069,600
4,116,000	4,120,000	2,752,800	4,316,000	4,320,000	2,912,800	4,516,000	4,520,000	3,072,800
4,120,000	4,124,000	2,756,000	4,320,000	4,324,000	2,916,000	4,520,000	4,524,000	3,076,000
4,124,000	4,128,000	2,759,200	4,324,000	4,328,000	2,919,200	4,524,000	4,528,000	3,079,200
4,128,000	4,132,000	2,762,400	4,328,000	4,332,000	2,922,400	4,528,000	4,532,000	3,082,400
4,132,000	4,136,000	2,765,600	4,332,000	4,336,000	2,925,600	4,532,000	4,536,000	3,085,600
4,136,000	4,140,000	2,768,800	4,336,000	4,340,000	2,928,800	4,536,000	4,540,000	3,088,800
4,140,000	4,144,000	2,772,000	4,340,000	4,344,000	2,932,000	4,540,000	4,544,000	3,092,000
4,144,000	4,148,000	2,775,200	4,344,000	4,348,000	2,935,200	4,544,000	4,548,000	3,095,200
4,148,000	4,152,000	2,778,400	4,348,000	4,352,000	2,938,400	4,548,000	4,552,000	3,098,400
4,152,000	4,156,000	2,781,600	4,352,000	4,356,000	2,941,600	4,552,000	4,556,000	3,101,600
4,156,000	4,160,000	2,784,800	4,356,000	4,360,000	2,944,800	4,556,000	4,560,000	3,104,800
4,160,000	4,164,000	2,788,000	4,360,000	4,364,000	2,948,000	4,560,000	4,564,000	3,108,000
4,164,000	4,168,000	2,791,200	4,364,000	4,368,000	2,951,200	4,564,000	4,568,000	3,111,200
4,168,000	4,172,000	2,794,400	4,368,000	4,372,000	2,954,400	4,568,000	4,572,000	3,114,400

(六)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
除後の給与 等の金額		除後の給与 等の金額	除後の給与 等の金額		除後の給与 等の金額	除後の給与 等の金額		除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
満	未	等	満	未	等	満	未	等
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,572,000	4,576,000	3,117,600	4,772,000	4,776,000	3,277,600	4,972,000	4,976,000	3,437,600
4,576,000	4,580,000	3,120,800	4,776,000	4,780,000	3,280,800	4,976,000	4,980,000	3,440,800
4,580,000	4,584,000	3,124,000	4,780,000	4,784,000	3,284,000	4,980,000	4,984,000	3,444,000
4,584,000	4,588,000	3,127,200	4,784,000	4,788,000	3,287,200	4,984,000	4,988,000	3,447,200
4,588,000	4,592,000	3,130,400	4,788,000	4,792,000	3,290,400	4,988,000	4,992,000	3,450,400
4,592,000	4,596,000	3,133,600	4,792,000	4,796,000	3,293,600	4,992,000	4,996,000	3,453,600
4,596,000	4,600,000	3,136,800	4,796,000	4,800,000	3,296,800	4,996,000	5,000,000	3,456,800
4,600,000	4,604,000	3,140,000	4,800,000	4,804,000	3,300,000	5,000,000	5,004,000	3,460,000
4,604,000	4,608,000	3,143,200	4,804,000	4,808,000	3,303,200	5,004,000	5,008,000	3,463,200
4,608,000	4,612,000	3,146,400	4,808,000	4,812,000	3,306,400	5,008,000	5,012,000	3,466,400
4,612,000	4,616,000	3,149,600	4,812,000	4,816,000	3,309,600	5,012,000	5,016,000	3,469,600
4,616,000	4,620,000	3,152,800	4,816,000	4,820,000	3,312,800	5,016,000	5,020,000	3,472,800
4,620,000	4,624,000	3,156,000	4,820,000	4,824,000	3,316,000	5,020,000	5,024,000	3,476,000
4,624,000	4,628,000	3,159,200	4,824,000	4,828,000	3,319,200	5,024,000	5,028,000	3,479,200
4,628,000	4,632,000	3,162,400	4,828,000	4,832,000	3,322,400	5,028,000	5,032,000	3,482,400
4,632,000	4,636,000	3,165,600	4,832,000	4,836,000	3,325,600	5,032,000	5,036,000	3,485,600
4,636,000	4,640,000	3,168,800	4,836,000	4,840,000	3,328,800	5,036,000	5,040,000	3,488,800
4,640,000	4,644,000	3,172,000	4,840,000	4,844,000	3,332,000	5,040,000	5,044,000	3,492,000
4,644,000	4,648,000	3,175,200	4,844,000	4,848,000	3,335,200	5,044,000	5,048,000	3,495,200
4,648,000	4,652,000	3,178,400	4,848,000	4,852,000	3,338,400	5,048,000	5,052,000	3,498,400
4,652,000	4,656,000	3,181,600	4,852,000	4,856,000	3,341,600	5,052,000	5,056,000	3,501,600
4,656,000	4,660,000	3,184,800	4,856,000	4,860,000	3,344,800	5,056,000	5,060,000	3,504,800
4,660,000	4,664,000	3,188,000	4,860,000	4,864,000	3,348,000	5,060,000	5,064,000	3,508,000
4,664,000	4,668,000	3,191,200	4,864,000	4,868,000	3,351,200	5,064,000	5,068,000	3,511,200
4,668,000	4,672,000	3,194,400	4,868,000	4,872,000	3,354,400	5,068,000	5,072,000	3,514,400
4,672,000	4,676,000	3,197,600	4,872,000	4,876,000	3,357,600	5,072,000	5,076,000	3,517,600
4,676,000	4,680,000	3,200,800	4,876,000	4,880,000	3,360,800	5,076,000	5,080,000	3,520,800
4,680,000	4,684,000	3,204,000	4,880,000	4,884,000	3,364,000	5,080,000	5,084,000	3,524,000
4,684,000	4,688,000	3,207,200	4,884,000	4,888,000	3,367,200	5,084,000	5,088,000	3,527,200
4,688,000	4,692,000	3,210,400	4,888,000	4,892,000	3,370,400	5,088,000	5,092,000	3,530,400
4,692,000	4,696,000	3,213,600	4,892,000	4,896,000	3,373,600	5,092,000	5,096,000	3,533,600
4,696,000	4,700,000	3,216,800	4,896,000	4,900,000	3,376,800	5,096,000	5,100,000	3,536,800
4,700,000	4,704,000	3,220,000	4,900,000	4,904,000	3,380,000	5,100,000	5,104,000	3,540,000
4,704,000	4,708,000	3,223,200	4,904,000	4,908,000	3,383,200	5,104,000	5,108,000	3,543,200
4,708,000	4,712,000	3,226,400	4,908,000	4,912,000	3,386,400	5,108,000	5,112,000	3,546,400
4,712,000	4,716,000	3,229,600	4,912,000	4,916,000	3,389,600	5,112,000	5,116,000	3,549,600
4,716,000	4,720,000	3,232,800	4,916,000	4,920,000	3,392,800	5,116,000	5,120,000	3,552,800
4,720,000	4,724,000	3,236,000	4,920,000	4,924,000	3,396,000	5,120,000	5,124,000	3,556,000
4,724,000	4,728,000	3,239,200	4,924,000	4,928,000	3,399,200	5,124,000	5,128,000	3,559,200
4,728,000	4,732,000	3,242,400	4,928,000	4,932,000	3,402,400	5,128,000	5,132,000	3,562,400
4,732,000	4,736,000	3,245,600	4,932,000	4,936,000	3,405,600	5,132,000	5,136,000	3,565,600
4,736,000	4,740,000	3,248,800	4,936,000	4,940,000	3,408,800	5,136,000	5,140,000	3,568,800
4,740,000	4,744,000	3,252,000	4,940,000	4,944,000	3,412,000	5,140,000	5,144,000	3,572,000
4,744,000	4,748,000	3,255,200	4,944,000	4,948,000	3,415,200	5,144,000	5,148,000	3,575,200
4,748,000	4,752,000	3,258,400	4,948,000	4,952,000	3,418,400	5,148,000	5,152,000	3,578,400
4,752,000	4,756,000	3,261,600	4,952,000	4,956,000	3,421,600	5,152,000	5,156,000	3,581,600
4,756,000	4,760,000	3,264,800	4,956,000	4,960,000	3,424,800	5,156,000	5,160,000	3,584,800
4,760,000	4,764,000	3,268,000	4,960,000	4,964,000	3,428,000	5,160,000	5,164,000	3,588,000
4,764,000	4,768,000	3,271,200	4,964,000	4,968,000	3,431,200	5,164,000	5,168,000	3,591,200
4,768,000	4,772,000	3,274,400	4,968,000	4,972,000	3,434,400	5,168,000	5,172,000	3,594,400

(七)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
除後の給与		等 の 金額	除後の給与		等 の 金額	除後の給与		等 の 金額
以	上		以	上		以	上	
未	満		未	満		未	満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,172,000	5,176,000	3,597,600	5,372,000	5,376,000	3,757,600	5,572,000	5,576,000	3,917,600
5,176,000	5,180,000	3,600,800	5,376,000	5,380,000	3,760,800	5,576,000	5,580,000	3,920,800
5,180,000	5,184,000	3,604,000	5,380,000	5,384,000	3,764,000	5,580,000	5,584,000	3,924,000
5,184,000	5,188,000	3,607,200	5,384,000	5,388,000	3,767,200	5,584,000	5,588,000	3,927,200
5,188,000	5,192,000	3,610,400	5,388,000	5,392,000	3,770,400	5,588,000	5,592,000	3,930,400
5,192,000	5,196,000	3,613,600	5,392,000	5,396,000	3,773,600	5,592,000	5,596,000	3,933,600
5,196,000	5,200,000	3,616,800	5,396,000	5,400,000	3,776,800	5,596,000	5,600,000	3,936,800
5,200,000	5,204,000	3,620,000	5,400,000	5,404,000	3,780,000	5,600,000	5,604,000	3,940,000
5,204,000	5,208,000	3,623,200	5,404,000	5,408,000	3,783,200	5,604,000	5,608,000	3,943,200
5,208,000	5,212,000	3,626,400	5,408,000	5,412,000	3,786,400	5,608,000	5,612,000	3,946,400
5,212,000	5,216,000	3,629,600	5,412,000	5,416,000	3,789,600	5,612,000	5,616,000	3,949,600
5,216,000	5,220,000	3,632,800	5,416,000	5,420,000	3,792,800	5,616,000	5,620,000	3,952,800
5,220,000	5,224,000	3,636,000	5,420,000	5,424,000	3,796,000	5,620,000	5,624,000	3,956,000
5,224,000	5,228,000	3,639,200	5,424,000	5,428,000	3,799,200	5,624,000	5,628,000	3,959,200
5,228,000	5,232,000	3,642,400	5,428,000	5,432,000	3,802,400	5,628,000	5,632,000	3,962,400
5,232,000	5,236,000	3,645,600	5,432,000	5,436,000	3,805,600	5,632,000	5,636,000	3,965,600
5,236,000	5,240,000	3,648,800	5,436,000	5,440,000	3,808,800	5,636,000	5,640,000	3,968,800
5,240,000	5,244,000	3,652,000	5,440,000	5,444,000	3,812,000	5,640,000	5,644,000	3,972,000
5,244,000	5,248,000	3,655,200	5,444,000	5,448,000	3,815,200	5,644,000	5,648,000	3,975,200
5,248,000	5,252,000	3,658,400	5,448,000	5,452,000	3,818,400	5,648,000	5,652,000	3,978,400
5,252,000	5,256,000	3,661,600	5,452,000	5,456,000	3,821,600	5,652,000	5,656,000	3,981,600
5,256,000	5,260,000	3,664,800	5,456,000	5,460,000	3,824,800	5,656,000	5,660,000	3,984,800
5,260,000	5,264,000	3,668,000	5,460,000	5,464,000	3,828,000	5,660,000	5,664,000	3,988,000
5,264,000	5,268,000	3,671,200	5,464,000	5,468,000	3,831,200	5,664,000	5,668,000	3,991,200
5,268,000	5,272,000	3,674,400	5,468,000	5,472,000	3,834,400	5,668,000	5,672,000	3,994,400
5,272,000	5,276,000	3,677,600	5,472,000	5,476,000	3,837,600	5,672,000	5,676,000	3,997,600
5,276,000	5,280,000	3,680,800	5,476,000	5,480,000	3,840,800	5,676,000	5,680,000	4,000,800
5,280,000	5,284,000	3,684,000	5,480,000	5,484,000	3,844,000	5,680,000	5,684,000	4,004,000
5,284,000	5,288,000	3,687,200	5,484,000	5,488,000	3,847,200	5,684,000	5,688,000	4,007,200
5,288,000	5,292,000	3,690,400	5,488,000	5,492,000	3,850,400	5,688,000	5,692,000	4,010,400
5,292,000	5,296,000	3,693,600	5,492,000	5,496,000	3,853,600	5,692,000	5,696,000	4,013,600
5,296,000	5,300,000	3,696,800	5,496,000	5,500,000	3,856,800	5,696,000	5,700,000	4,016,800
5,300,000	5,304,000	3,700,000	5,500,000	5,504,000	3,860,000	5,700,000	5,704,000	4,020,000
5,304,000	5,308,000	3,703,200	5,504,000	5,508,000	3,863,200	5,704,000	5,708,000	4,023,200
5,308,000	5,312,000	3,706,400	5,508,000	5,512,000	3,866,400	5,708,000	5,712,000	4,026,400
5,312,000	5,316,000	3,709,600	5,512,000	5,516,000	3,869,600	5,712,000	5,716,000	4,029,600
5,316,000	5,320,000	3,712,800	5,516,000	5,520,000	3,872,800	5,716,000	5,720,000	4,032,800
5,320,000	5,324,000	3,716,000	5,520,000	5,524,000	3,876,000	5,720,000	5,724,000	4,036,000
5,324,000	5,328,000	3,719,200	5,524,000	5,528,000	3,879,200	5,724,000	5,728,000	4,039,200
5,328,000	5,332,000	3,722,400	5,528,000	5,532,000	3,882,400	5,728,000	5,732,000	4,042,400
5,332,000	5,336,000	3,725,600	5,532,000	5,536,000	3,885,600	5,732,000	5,736,000	4,045,600
5,336,000	5,340,000	3,728,800	5,536,000	5,540,000	3,888,800	5,736,000	5,740,000	4,048,800
5,340,000	5,344,000	3,732,000	5,540,000	5,544,000	3,892,000	5,740,000	5,744,000	4,052,000
5,344,000	5,348,000	3,735,200	5,544,000	5,548,000	3,895,200	5,744,000	5,748,000	4,055,200
5,348,000	5,352,000	3,738,400	5,548,000	5,552,000	3,898,400	5,748,000	5,752,000	4,058,400
5,352,000	5,356,000	3,741,600	5,552,000	5,556,000	3,901,600	5,752,000	5,756,000	4,061,600
5,356,000	5,360,000	3,744,800	5,556,000	5,560,000	3,904,800	5,756,000	5,760,000	4,064,800
5,360,000	5,364,000	3,748,000	5,560,000	5,564,000	3,908,000	5,760,000	5,764,000	4,068,000
5,364,000	5,368,000	3,751,200	5,564,000	5,568,000	3,911,200	5,764,000	5,768,000	4,071,200
5,368,000	5,372,000	3,754,400	5,568,000	5,572,000	3,914,400	5,768,000	5,772,000	4,074,400

(八)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,772,000	5,776,000	4,077,600	5,972,000	5,976,000	4,237,600	6,172,000	6,176,000	4,397,600
5,776,000	5,780,000	4,080,800	5,976,000	5,980,000	4,240,800	6,176,000	6,180,000	4,400,800
5,780,000	5,784,000	4,084,000	5,980,000	5,984,000	4,244,000	6,180,000	6,184,000	4,404,000
5,784,000	5,788,000	4,087,200	5,984,000	5,988,000	4,247,200	6,184,000	6,188,000	4,407,200
5,788,000	5,792,000	4,090,400	5,988,000	5,992,000	4,250,400	6,188,000	6,192,000	4,410,400
5,792,000	5,796,000	4,093,600	5,992,000	5,996,000	4,253,600	6,192,000	6,196,000	4,413,600
5,796,000	5,800,000	4,096,800	5,996,000	6,000,000	4,256,800	6,196,000	6,200,000	4,416,800
5,800,000	5,804,000	4,100,000	6,000,000	6,004,000	4,260,000	6,200,000	6,204,000	4,420,000
5,804,000	5,808,000	4,103,200	6,004,000	6,008,000	4,263,200	6,204,000	6,208,000	4,423,200
5,808,000	5,812,000	4,106,400	6,008,000	6,012,000	4,266,400	6,208,000	6,212,000	4,426,400
5,812,000	5,816,000	4,109,600	6,012,000	6,016,000	4,269,600	6,212,000	6,216,000	4,429,600
5,816,000	5,820,000	4,112,800	6,016,000	6,020,000	4,272,800	6,216,000	6,220,000	4,432,800
5,820,000	5,824,000	4,116,000	6,020,000	6,024,000	4,276,000	6,220,000	6,224,000	4,436,000
5,824,000	5,828,000	4,119,200	6,024,000	6,028,000	4,279,200	6,224,000	6,228,000	4,439,200
5,828,000	5,832,000	4,122,400	6,028,000	6,032,000	4,282,400	6,228,000	6,232,000	4,442,400
5,832,000	5,836,000	4,125,600	6,032,000	6,036,000	4,285,600	6,232,000	6,236,000	4,445,600
5,836,000	5,840,000	4,128,800	6,036,000	6,040,000	4,288,800	6,236,000	6,240,000	4,448,800
5,840,000	5,844,000	4,132,000	6,040,000	6,044,000	4,292,000	6,240,000	6,244,000	4,452,000
5,844,000	5,848,000	4,135,200	6,044,000	6,048,000	4,295,200	6,244,000	6,248,000	4,455,200
5,848,000	5,852,000	4,138,400	6,048,000	6,052,000	4,298,400	6,248,000	6,252,000	4,458,400
5,852,000	5,856,000	4,141,600	6,052,000	6,056,000	4,301,600	6,252,000	6,256,000	4,461,600
5,856,000	5,860,000	4,144,800	6,056,000	6,060,000	4,304,800	6,256,000	6,260,000	4,464,800
5,860,000	5,864,000	4,148,000	6,060,000	6,064,000	4,308,000	6,260,000	6,264,000	4,468,000
5,864,000	5,868,000	4,151,200	6,064,000	6,068,000	4,311,200	6,264,000	6,268,000	4,471,200
5,868,000	5,872,000	4,154,400	6,068,000	6,072,000	4,314,400	6,268,000	6,272,000	4,474,400
5,872,000	5,876,000	4,157,600	6,072,000	6,076,000	4,317,600	6,272,000	6,276,000	4,477,600
5,876,000	5,880,000	4,160,800	6,076,000	6,080,000	4,320,800	6,276,000	6,280,000	4,480,800
5,880,000	5,884,000	4,164,000	6,080,000	6,084,000	4,324,000	6,280,000	6,284,000	4,484,000
5,884,000	5,888,000	4,167,200	6,084,000	6,088,000	4,327,200	6,284,000	6,288,000	4,487,200
5,888,000	5,892,000	4,170,400	6,088,000	6,092,000	4,330,400	6,288,000	6,292,000	4,490,400
5,892,000	5,896,000	4,173,600	6,092,000	6,096,000	4,333,600	6,292,000	6,296,000	4,493,600
5,896,000	5,900,000	4,176,800	6,096,000	6,100,000	4,336,800	6,296,000	6,300,000	4,496,800
5,900,000	5,904,000	4,180,000	6,100,000	6,104,000	4,340,000	6,300,000	6,304,000	4,500,000
5,904,000	5,908,000	4,183,200	6,104,000	6,108,000	4,343,200	6,304,000	6,308,000	4,503,200
5,908,000	5,912,000	4,186,400	6,108,000	6,112,000	4,346,400	6,308,000	6,312,000	4,506,400
5,912,000	5,916,000	4,189,600	6,112,000	6,116,000	4,349,600	6,312,000	6,316,000	4,509,600
5,916,000	5,920,000	4,192,800	6,116,000	6,120,000	4,352,800	6,316,000	6,320,000	4,512,800
5,920,000	5,924,000	4,196,000	6,120,000	6,124,000	4,356,000	6,320,000	6,324,000	4,516,000
5,924,000	5,928,000	4,199,200	6,124,000	6,128,000	4,359,200	6,324,000	6,328,000	4,519,200
5,928,000	5,932,000	4,202,400	6,128,000	6,132,000	4,362,400	6,328,000	6,332,000	4,522,400
5,932,000	5,936,000	4,205,600	6,132,000	6,136,000	4,365,600	6,332,000	6,336,000	4,525,600
5,936,000	5,940,000	4,208,800	6,136,000	6,140,000	4,368,800	6,336,000	6,340,000	4,528,800
5,940,000	5,944,000	4,212,000	6,140,000	6,144,000	4,372,000	6,340,000	6,344,000	4,532,000
5,944,000	5,948,000	4,215,200	6,144,000	6,148,000	4,375,200	6,344,000	6,348,000	4,535,200
5,948,000	5,952,000	4,218,400	6,148,000	6,152,000	4,378,400	6,348,000	6,352,000	4,538,400
5,952,000	5,956,000	4,221,600	6,152,000	6,156,000	4,381,600	6,352,000	6,356,000	4,541,600
5,956,000	5,960,000	4,224,800	6,156,000	6,160,000	4,384,800	6,356,000	6,360,000	4,544,800
5,960,000	5,964,000	4,228,000	6,160,000	6,164,000	4,388,000	6,360,000	6,364,000	4,548,000
5,964,000	5,968,000	4,231,200	6,164,000	6,168,000	4,391,200	6,364,000	6,368,000	4,551,200
5,968,000	5,972,000	4,234,400	6,168,000	6,172,000	4,394,400	6,368,000	6,372,000	4,554,400

(九)

給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額			給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額		
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,372,000	6,376,000	4,557,600	6,472,000	6,476,000	4,637,600	6,572,000	6,576,000	4,717,600			
6,376,000	6,380,000	4,560,800	6,476,000	6,480,000	4,640,800	6,576,000	6,580,000	4,720,800			
6,380,000	6,384,000	4,564,000	6,480,000	6,484,000	4,644,000	6,580,000	6,584,000	4,724,000			
6,384,000	6,388,000	4,567,200	6,484,000	6,488,000	4,647,200	6,584,000	6,588,000	4,727,200			
6,388,000	6,392,000	4,570,400	6,488,000	6,492,000	4,650,400	6,588,000	6,592,000	4,730,400			
6,392,000	6,396,000	4,573,600	6,492,000	6,496,000	4,653,600	6,592,000	6,596,000	4,733,600			
6,396,000	6,400,000	4,576,800	6,496,000	6,500,000	4,656,800	6,596,000	6,600,000	4,736,800			
6,400,000	6,404,000	4,580,000	6,500,000	6,504,000	4,660,000						
6,404,000	6,408,000	4,583,200	6,504,000	6,508,000	4,663,200						
6,408,000	6,412,000	4,586,400	6,508,000	6,512,000	4,666,400						
6,412,000	6,416,000	4,589,600	6,512,000	6,516,000	4,669,600	6,600,000	10,000,000	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,200,000円を控除した金額			
6,416,000	6,420,000	4,592,800	6,516,000	6,520,000	4,672,800						
6,420,000	6,424,000	4,596,000	6,520,000	6,524,000	4,676,000						
6,424,000	6,428,000	4,599,200	6,524,000	6,528,000	4,679,200						
6,428,000	6,432,000	4,602,400	6,528,000	6,532,000	4,682,400						
6,432,000	6,436,000	4,605,600	6,532,000	6,536,000	4,685,600	10,000,000	20,000,000	給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から1,700,000円を控除した金額			
6,436,000	6,440,000	4,608,800	6,536,000	6,540,000	4,688,800						
6,440,000	6,444,000	4,612,000	6,540,000	6,544,000	4,692,000						
6,444,000	6,448,000	4,615,200	6,544,000	6,548,000	4,695,200						
6,448,000	6,452,000	4,618,400	6,548,000	6,552,000	4,698,400						
6,452,000	6,456,000	4,621,600	6,552,000	6,556,000	4,701,600	20,000,000円		17,300,000円			
6,456,000	6,460,000	4,624,800	6,556,000	6,560,000	4,704,800						
6,460,000	6,464,000	4,628,000	6,560,000	6,564,000	4,708,000						
6,464,000	6,468,000	4,631,200	6,564,000	6,568,000	4,711,200						
6,468,000	6,472,000	4,634,400	6,568,000	6,572,000	4,714,400						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

（消費税法の一部改正）

第三条 消費税法の一部を次のように改正する。

第三十二条（以下「第十二条の二及び」を加える。）

第九條第二項第一号ロ中「消費税額」の下に「百分の百二十五を乗じて算出した金額」を加え、同条第四項中（次条第一項若しくは第二項、第十一條又は第十二條第一項から第五項までの規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間（以下この項において「相統等に係る課税期間」という。）を除く。）及び「相統等に係る課税期間」を削り、同条に次の一項を加える。

8 やむを得ない事情があるため第四項又は第五項の規定による届出書を第四項の規定の適用を受けようとし、又は受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに提出できなかつた場合における同項又は前項の規定の適用の特例については、政令で定める。

第十二條の次に次の一條を加える。

第十二條の二 その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條（定義）に規定する社会福祉法人その他の専ら別表第一に掲げる資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。）のうち、当該事業年度開始の日における資本又は出資の金額が千百万円以上である法人（第九條第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されない法人を除く。以下この条において「新設法人」という。）については、当該新設法人の基準期間がない事業年度（第十一條第三項若しくは第四項又は前条第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる事業年度を除く。）における課税資産の譲渡等については、第九條第一項本文の規定は、適用しない。

第二十八條第一項中「課されるべき消費税」を「課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額」に改める。

第二十九條中「百分の三」を「百分の四」に改める。

第三十條第一項中「百分の三」を「百分の四」に改め、同条第六項中「消費税額（を）消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（これらの税額に係るに改め、同条第七項中「又は請求書等」を「及び請求書等（同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿）に改め、同条第八項第二号イ中を削り、ロをイとし、ハをロとし、ニを削り、同号に次のように加える。

ハ 課税貨物の引取りに係る消費税額及び地方消費税額又はその合計額

第三十條第九項第一号中「他の事業者」の下に「（当該課税資産の譲渡等が卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われるものである場合には、当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者）」を、「消費税額」の下に「及び地方消費税額」を加え、同条第二号ニ中「及び引取りに係る消費税額」を「並びに引取りに係る消費税額及び地方消費税額」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一項を加える。

二 事業者がその行つた課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で次に掲げる事項が記載されているもの（当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。）

イ 書類の作成者の氏名又は名称
ロ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
ハ 課税仕入れを行つた年月日（課税期間

の範囲内で一定の期間内に行つた課税仕入れにつきまとめて当該書類を作成する場合）は、当該一定の期間）

ニ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容

ホ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額

第三十條第十項中「又は」を「及び」に改める。

第三十二條第一項第一号及び第三十六條第一項中「百分の三」を「百分の四」に改める。

第三十七條第一項中「四億円」を「二億円」に改め、同条に次の一項を加える。

5 やむを得ない事情があるため第一項又は第二項の規定による届出書を第一項の規定の適用を受けようとし、又は受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに提出できなかつた場合における同項又は前項の規定の適用の特例については、政令で定める。

第三十八條第一項中「百分の三」を「百分の五」に、「百分の三」を「百分の四」に改める。

第三十九條第一項中「百分の三」を「百分の四」に改める。

第四十條を次のように改める。

第四十條 削除

第四十二條第一項、第四項及び第六項中「百二十五万円」を「百万円」に改め、同条第八項中「三十万円」を「二十四万円」に改める。

第四十三條第一項第三号中「二」を「ハ」に改め、同条第三項中「と、第四十條第二項中（第四十五條第一項の規定による申告書」とあるのは「第四十二條第一項、第四項、第六項又は第八項の規定による申告書（第四十三條第一項各号に掲げる事項を記載したもの）を削り、同条に次の一項を加える。

4 第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書には、大蔵省令で定めるところにより、同項に規定する中間申告対象期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額（第三十條第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この章において同じ。）の

明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならぬ。

第四十五條第一項第三号ニを削り、同条第二項中「第一項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の規定による申告書には、大蔵省令で定めるところにより、当該課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

第四十六條に次の一項を加える。

3 第一項の規定による申告書には、大蔵省令で定めるところにより、当該課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

第五十七條第一号中「課税売上高の下に（第九條第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。次号において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第十二條の二に規定する新設法人に該当することとなつた事業者は、当該事業者が新設法人に該当することとなつた旨を記載した届出書を速やかに当該事業者の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

第六十條第六項中「第四十條」を「第三十九條」に改める。

第七十條第一項中「代表者」の下に「（人格のない社団等の管理人を含む。）」を加える。

別表第一第七号イ中（昭和二十六年法律第四十五号）を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年一月一日から施行する。ただし、第三条の規定並びに附則第七条から第二十四条まで及び第二十八條の規定は、平成九年四月一日から施行する。

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除

第二類第十号 税制改革に関する特別委員会議案第二号 平成六年十月二十日

き、第二条の規定による改正後の所得税法(以下「新所得税法」という。)の規定は、平成七年分以後の所得税について適用し、平成六年分以前の所得税については、なお従前の例による。(平成七年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)

第三条 居住者の平成七年分の所得税については、新所得税法第四十一条(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額(以下この条において「予定納税基準額」という。)は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(同項において「基準所得税額」という。)によるものとする。

一 その者の平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成六年法律第二十九号)第三条(特別減税の額の控除)の規定の適用がないものとした場合における平成六年分の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基礎となった各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があった場合には、第二条の規定による改正前の所得税法(以下「旧所得税法」という。))第四百四十一条第一号の規定に基づき政令の規定に準じてこれらの金額がなかったものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条(所得税の軽減又は免除の規定の適用があった場合には、同条の規定の適用がなかったものとして計算した額とする。以下この号において「調整後所得税額」という。))から当該調整後所得税額の百分の二十に相当する金額(当該金額が二百万円を超える場合には、二百万円)を控除した金額

二 その者の平成六年分の課税総所得金額の計算の基礎となった各種所得につき源泉徴収を

された又はされるべき所得税の額(当該各種所得のうち一時所得、雑所得又は雑所得に該当しない臨時所得がある場合にはこれらの所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額を、平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法第九条(居住者の平成六年一月から同年六月までの間に支払われた給与等に係る特別減税額の控除)の規定により還付を受けた金額がある場合には当該還付を受けた金額を、それぞれ控除した額)

2 基準所得税額の計算の基礎となった課税総所得金額(平成六年分の所得税について旧所得税法第九十条第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税の規定の適用があった場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となった各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があった場合には、旧所得税法第四百四十一条第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかったものとみなして計算した金額とする。))が三千万円以上である居住者の平成七年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の基準所得税額から十四万五千円を控除した金額によるものとする。

3 非居住者の平成七年分の所得税に係る予定納税基準額は、前二項の規定に準じて計算したところによる。

(平成七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例)

第四条 平成七年において純損失の金額がある場合における新所得税法第四十条第一項(純損失の繰戻しによる還付の請求)又は第四百四十一条第一項(相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求)(これらの規定を新所得税法第六十六条(非居住者の総合課税に係る所得税の申告納付及び還付)において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、旧所

得税法第二編第三章第一節(税率)又は第六十五条(非居住者の総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算)の規定を適用して計算した所得税の額から当該所得税の額の百分の二十に相当する金額(当該金額が二百万円を超える場合には、二百万円)を控除した金額による。(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第五条 新所得税法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、平成七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第八十三条第一項(給与所得に係る源泉徴収義務)に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。))について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

(公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置)

第六条 新所得税法第二百三条の三(公的年金等に係る徴収税額)の規定は、平成七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)に規定する公的年金等(以下この条において「公的年金等」という。))について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第七条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法(以下「新消費税法」という。))の規定は、平成九年四月一日(以下「適用日」という。))以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び適用日に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに適用日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用し、適用日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び適用日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに適用日前に保税地域から引き取った外国貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

(小規模事業者に係る納税義務の免除に関する経過措置)

第八条 事業者が、適用日前に国内において行った課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号(定義)に規定する課税資産の譲渡等)を行う。以下同じ。につき、同項第十四号に規定する基準期間中に新消費税法第三十八条第一項(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除)に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る新消費税法第九条第一項(小規模事業者に係る納税義務の免除)、第十一項(合併があった場合の納税義務の免除の特例)又は第十二条第二項(分割があった場合の納税義務の免除の特例)に規定する基準期間における課税売上高の計算については、なお従前の例による。

(基準期間がない法人の納税義務の免除の特例に関する経過措置)

第九条 新消費税法第十二条の二(基準期間がない法人の納税義務の免除の特例)の規定は、適用日以後に同条に規定する新設法人に該当することとなった事業者について適用する。

(旅客運賃等の税率等に関する経過措置)

第十条 事業者が、旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを適用日前に徴収している場合において、当該対価の徴収に係る課税資産の譲渡等を適用日以後に行うときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、第三条の規定による改正前の消費税法(以下「旧消費税法」という。))第二十九条(税率)に規定する税率による。

2 事業者が継続的に供給し、又は提供することとを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号(定義)に規定する電気通信役務をいう。))で適用日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又

は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等
で適用日から平成九年四月三十日までの間に料
金の支払を受ける権利が確定するもの（適用日
以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する
日が同月三十日後であるもの（以下この項にお
いて「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」
という。）にあつては、当該確定したもののう
ち、政令で定める部分）の当該確定した料金
（特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等に
あつては、当該確定した料金のうち当該政令で
定める部分に対応する部分に限る。）に係る課
税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消
費税法第二十九条に規定する税率による。

3 事業者が、昭和六十三年十二月三十日から平
成八年十月一日（以下「指定日」という。）の前日
までの間に締結した工事（製造を含む。）の請負
に係る契約（これに類する政令で定める契約を
含む。）に基づき、適用日以後に当該契約に係
る課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税
資産の譲渡等（指定日以後に当該契約に係る対
価の額が増額された場合には、当該増額される
前の対価の額に相当する部分に限る。）に係る
消費税については、旧消費税法第二十九条に規
定する税率による。

4 事業者が、昭和六十三年十二月三十日から指
定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに
係る契約に基づき、適用日前から適用日以後引
き続き当該契約に係る資産の貸付けを行って
いる場合において、当該契約の内容が、第一号及
び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に
該当するときは、適用日以後に行う当該資産の
貸付けに係る消費税については、旧消費税法第
二十九条に規定する税率による。ただし、指定
日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が
行われた場合には、当該変更後における当該資
産の貸付けについては、この限りでない。

一 当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当
該期間中の対価の額が定められていること。
二 事業者が事情の変更その他の理由により当

該対価の額の変更を求めることができる旨の
定めがないこと。

三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつ
でも解約の申入れをすることができ旨の定め
がないことその他対価に関する契約の内容が
政令で定める要件に該当していること。

5 事業者が、昭和六十三年十二月三十日から指
定日の前日までの間に締結した役務の提供に係
る契約で当該契約の性質上当該役務の提供の時
期をあらかじめ定めることができないもので
あつて、当該役務の提供に先立って対価の全部
又は一部が分割して支払われる契約として政令
で定めるものに基づき、適用日以後に当該契約
に係る役務の提供を行う場合において、当該契
約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、
当該役務の提供に係る消費税については、旧消
費税法第二十九条に規定する税率による。た
だし、指定日以後において当該役務の提供の対
価の額の変更が行われた場合は、この限りでな
い。

一 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定
められていること。

二 事業者が事情の変更その他の理由により当
該対価の額の変更を求めることができる旨の
定めがないこと。

6 第一項から第三項まで、第四項本文又は前項
本文の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等
に係る新消費税法第三十八条第一項（元上げに
係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）
及び第三十九条第一項（貸倒れに係る消費税額
の控除等）の規定の適用については、新消費
税法第三十八条第一項中「百分の五」とあるのは
「百分の三」と、「百分の四」とあるのは「百
分の三」と、新消費税法第三十九条第一項中「百
分の四」とあるのは「百分の三」とする。

7 事業者が第一項から第三項まで、第四項本文
又は第五項本文の規定の適用を受けた事業者か
らこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡
等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、

又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を
受けた場合における新消費税法第三十条第一項
（仕入れに係る消費税額の控除）、第三十二条第
一項（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合
の仕入れに係る消費税額の控除の特例）及び第
三十六条第一項（納税義務の免除を受けないこ
となつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の
調整）の規定の適用については、これらの規定
中「百分の四」とあるのは、「百分の三」とす
る。

8 事業者が、第三項又は第四項本文の規定の適
用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合に
は、その相手方に対し当該課税資産の譲渡等が
これらの規定の適用を受けたものであることに
ついて書面により通知するものとする。

（割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例
を受ける場合における税率等に関する経過措
置）

第十二条 事業者が、適用日前に行った消費税法
第十五条第一項（割賦販売等に係る資産の譲渡
等の時期の特例）に規定する棚卸資産又は役務
の割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた
場合において、当該割賦販売等に係る賦払金の
額で適用日以後にその支払の期日が到来するも
のがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税
資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費
税法第二十九条（税率）に規定する税率による。

2 前条第六項の規定は、前項の規定の適用を受
ける場合について準用する。

（延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期
の特例を受ける場合における税率等に関する経
過措置）

第十二条 事業者が、適用日前に行った消費税法
第十六条第一項（延払条件付販売等に係る資産
の譲渡等の時期の特例）に規定する延払条件付
販売等につき同項の規定の適用を受けた場合に
おいて、当該延払条件付販売等に係る賦払金の
額で適用日以後にその支払の期日が到来するも
のがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税

資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費
税法第二十九条（税率）に規定する税率による。

2 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適
用を受ける場合について準用する。

（長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の
特例を受ける場合における税率等に関する経過
措置）

第十三条 事業者が、指定日から適用日の前日ま
での間に締結した消費税法第十七条第一項（長
期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特
例）に規定する長期工事の請負に係る契約に基
づき、適用日以後に当該契約に係る目的物の引
渡しを行う場合において、当該長期工事に係る
対価の額につき、適用日の属する年又は事業年
度以前の年又は事業年度において同項に規定す
る工事進行基準の方法により経理した金額があ
り、かつ、同項の規定の適用を受けるときは、
当該長期工事の目的物のうち当該長期工事の着
手の日から適用日の前日までの期間に対応す
る部分の対価の額として政令で定めるところに
より計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡
等に係る消費税については、旧消費税法第二十九
条（税率）に規定する税率による。

2 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適
用を受ける場合について準用する。

3 附則第十条第七項の規定は、事業者が、第一
項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定
の適用を受けた目的物の引渡しを受けた場合
（当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額
のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部
分に限る。）について準用する。

4 事業者が、第一項の規定の適用を受けた目的
物の引渡しを行った場合には、その相手方に対
し当該目的物の引渡しが同項の規定の適用を受
けたものである旨及び同項の規定の適用を受け
た部分に係る対価の額を書面により通知するも
のとする。

（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の
特例を受ける場合における税率等に関する経過

措置)

第十四条 消費税法第十八条第一項(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例)の個人事業者が、適用日前に行った課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日が適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条(税率)に規定する税率による。

2 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、適用日前に行った課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六条まで(仕入れに係る消費税額の控除等)の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第十五条 事業者が、適用日前に国内において行った課税仕入れにつき、適用日以後に新消費税法第三十二条第一項(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例)に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

(納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置)

第十六条 新消費税法第三十六条第一項(納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整)の事業者が、適用日前に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は適用日前に保税地域から引き

取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを適用日以後有している場合には、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物で棚卸資産に該当するものに係る同項の規定による消費税額の調整については、なお従前の例による。

2 前項の規定は、新消費税法第三十六条第三項の個人事業者又は法人が同項の被相続人又は被合併法人の事業を承継した場合について準用する。この場合において、前項中「第三十六条第一項(納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整)」とあるのは「第三十六条第三項」と、「事業者」とあるのは「個人事業者又は法人」と、「国内」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人が国内」と、「保税地域」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人が保税地域」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、新消費税法第三十六条第五項の事業者が、新消費税法第九条第一項本文(小規模事業者に係る納税義務の免除)の規定により消費税を納める義務が免除されることとなった場合について準用する。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第十七条 新消費税法第三十七条第一項(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)の規定は、適用日以後に開始する課税期間について適用し、適用日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

2 適用日前に提出された旧消費税法第三十七条第一項の規定による届出書は、新消費税法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第十八条 新消費税法第三十八条第一項(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除)に規定する事業者が、適用日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき、適用日以

後に同項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

(貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置)

第十九条 新消費税法第三十九条第一項(貸倒れに係る消費税額の控除等)に規定する事業者が、適用日前に国内において行った課税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、同項に規定する事実が生じたため、適用日以後に当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合には、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

(小規模事業者等に係る限界控除に関する経過措置)

第二十条 旧消費税法第四十条第一項(小規模事業者等に係る限界控除)に規定する事業者の適用日前に開始した同項に規定する課税期間については、同条並びに旧消費税法第四十三条(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)及び第四十五条(課税資産の譲渡等についての確定申告)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧消費税法第四十条第一項の事業者の適用日前に開始し、かつ、適用日以後に終了する同項に規定する課税期間については、同項中「金額」とあるのは「金額(当該金額が、十万円を十二で除しこれに当該課税期間の初日から平成九年三月三十一日までの期間の月数(以下この項において「適用日前の月数」という。)を乗じて計算した金額と八万円を十二で除しこれに当該課税期間の月数から適用日前の月数を控除した月数を乗じて計算した金額との合計額を超えるときは、当該合計額)」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第一項及び前項」とする。

(課税資産の譲渡等についての中間申告等に関する経過措置)

する経過措置)

第二十一条 新消費税法第四十二条(課税資産の譲渡等についての中間申告)及び第四十三条(第四項を除く。)(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)の規定は、新消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が適用日前に開始した場合については、なお従前の例による。

2 新消費税法第四十三条第四項の規定は、同条第一項に規定する中間申告対象期間の末日が適用日以後である当該中間申告対象期間に係る同項に規定する中間申告書を提出する場合について適用する。

3 適用日以後に終了する課税期間(新消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間が同項の規定により一の課税期間とみなされる場合には、その末日が適用日以後である当該中間申告対象期間。以下この項において同じ)においてこの附則の規定により旧消費税法第二十九条(税率)に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等が行われた場合における当該課税期間に係る新消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項の規定による申告書で新消費税法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものと及び新消費税法第四十五条第一項(課税資産の譲渡等についての確定申告)の規定による申告書については、新消費税法第四十三条第一項第一号及び第四十五条第一項第一号中「課税標準である金額の合計額」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準である金額及びその合計額」と、新消費税法第四十三条第一項第二号及び第四十五条第一項第二号中「課税標準額」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準額」とする。

4 新消費税法第四十五条第五項及び第四十六条第三項(還付を受けるための申告)の規定は、適用日以後に終了する課税期間に係るこれらの規定に規定する申告書を提出する場合について

適用する。
(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

第二十二條 消費税法第六十條第二項(国、地方公共団体等に対する特例)の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、適用日前に行った課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九條(税率)に規定する税率による。

2 附則第十條第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3 消費税法第六十條第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、適用日前に行った課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が適用日以後であるとときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十條から第三十六條まで(仕入れに係る消費税額の控除等)並びに第六十條第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

4 消費税法第六十條第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が適用日前に行った課税資産の譲渡等及び課税仕入れに関する経過措置については、前三項の規定に準じて、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第二十三條 第三條の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十四條 附則第七條から前条までに定めるもののほか、予約販売に係る書籍等に関する経過措置その他第三條の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二類第十号 税制改革に関する特別委員会議録第二号 平成六年十月二十日

第二十五條 消費税の税率については、社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行政及び財政の改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、財政状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日まで所要の措置を講ずるものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十六條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一條の十六を次のように改める。

第四十一條の十六 削除

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七條 平成六年分以前の所得税に係る前条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一條の十六第六項(特定扶養親族に係る扶養控除の特例)に規定する扶養控除の額については、なお従前の例による。

(郵便法の一部改正)

第二十八條 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第九十三條の前の見出し中「消費税法の施行等」を「消費税法の一部改正に改め、同条第一項中「消費税法(昭和六十三年法律第八号)」を「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)第三條の規定に改め、(地方税法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第百十号)及び所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第百九号)の施行に伴い郵便の役務の提供に要する費用が減少することとなるときは、当該減少することとなる費用の額を控除した額の費用」を削り、同条第三項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第九十四條に第一項として次の一項を加える。

第二十七條の四第一項(同条第二項において準用する場合を含む)の規定により第一種郵便物の料金が定められている間は、前条第一項

中「第二十一條第二項から第四項まで及び第二十二條第二項とあるのは「第二十七條の四第一項(同条第二項において準用する場合を含む)以下この項において同じ。」と、「これらの規定に定める額」とあるのは、同条第一項の規定により定められた額」とする。

理由

活力ある福祉社会の実現を目指す観点に立ち、社会の構成員が広く負担を分かち合い、かつ、歳出面の諸措置の安定的な維持に資するような所得、消費、資産等の間における均衡がとれた税体系を構築する観点から、個人所得課税の負担の軽減及び消費課税の充実を図るための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案
平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法

(趣旨)
第一条 この法律は、平成七年分の所得税について、特別減税を行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二 非居住者 所得税法第百六十四條第一項各号に掲げる非居住者をいう。

三 特別減税前の所得税額 平成七年分の所得税につき、この法律の規定を適用せず、かつ、所得税法第二編第二章第四節、第三章及び第四章並びに第百六十五條の規定、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三

条の三第四項後段、第八條の三第四項後段、第八條の四第一項後段、第九條、第九條の三第一項後段、第九條の四第一項後段、第十條、第十條の二第三項及び第四項、第十條の三第三項から第五項まで及び第十一項、第十條の四第三項から第五項まで、第十一項及び第十七項から第二十項まで、第十二條の五第四項、第二十四條、第二十五條、第二十八條の四、第二十八條の五、第二章第四節第二款から第八款まで、第三十七條の十、第三十七條の十二、第三十八條、第三十九條、第四十條の二第二項、第二章第五節、第四十一條の七第五項及び第四十一條の十七の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)附則第九條の規定、租税特別措置法(第十六号)附則第九條の規定、(平成五年法律第六十八号)附則第二條の規定、(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第二十二号)附則第四條、第九條第五項及び第十條の規定並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)第二條の規定を適用して計算した所得税の額をいう。

四 確定申告書 所得税法第二條第一項第三十七号に規定する確定申告書(当該確定申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九條第三項に規定する修正申告書を含む)をいう。

五 給与等 所得税法第百八十三條第一項に規定する給与等をいう。

六 源泉徴収 所得税法第二條第一項第四十五号に規定する源泉徴収をいう。

七 納税地 所得税法第一編第五章に規定する納税地をいう。

(特別減税の額の控除)
第三条 居住者又は非居住者の平成七年分の所得税については、この法律の定めるところにより、その者の特別減税前の所得税額から特別減

税の額を控除する。

(特別減税の額)

第四条 前条に規定する特別減税の額は、居住者又は非居住者の特別減税前の所得税額に百分の十五を乗じて計算した金額(当該金額が五万円を超える場合には、五万円)とする。

(居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除)

第五条 居住者の平成七年分の所得税に係る所得税法第二百一十條第一項第三号及び第五号の規定の適用については、同項第三号中「第三章(税額の計算)とあるのは」第三章(税額の計算)及び平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成六年法律第 号)第三條(特別減税の額の控除)と、同項第五号中「又は当該申告書」とあるのは「若しくは当該申告書」と、政令で定める金額がある場合には、当該金額とあるのは「政令で定める金額又は平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法第八條若しくは第十條(居住者の平成七年一月から同年六月までの間に支払われた給与等に係る特別減税額の控除等)の規定により還付を受けた所得税の額がある場合には、これらの金額」とする。

(居住者の確定申告書の提出の特例)

第六条 居住者の平成七年分の所得税に係る確定申告書の提出については、次に定めるところによる。

一 所得税法第二百一十條第一項の規定の適用については、同項中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法第三條(特別減税の額の控除)の規定により控除される特別減税の額との合計額」とする。

二 所得税法第二百一十條第三項第三号の規定の適用については、同号中「交付される源泉徴収票」とあるのは、「交付される源泉徴収票(当該給与所得に係る第二十八條第一項(給与所得)に規定する給与等のうち第八十五條第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等については、当該給

与等の金額その他必要な事項を証する書類として大蔵省令で定めるものを含む。）」とする。

(非居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除等)

第七条 前二條の規定は、非居住者の平成七年分の所得税に係る所得税の額の計算及び確定申告書の提出について準用する。

(居住者の平成七年一月から同年六月までの間に支払われた給与等に係る特別減税額の控除)

第八条 給与等の支払者(以下この項、次条第二項及び第十一條において「給与支払者」という。)は、当該給与支払者から平成七年一月一日から同年六月三十日までの間に主たる給与等(居住者が所得税法第九十四條第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この項及び第十一條において同じ。)の支払を受ける居住者で、かつ、同年六月一日において当該給与支払者から主たる給与等の支払を受ける者であるものに對し、同年六月(当該給与支払者がこの項の規定による還付を同月以外の月において行うことにつき相当の理由があると認められる場合には、政令で定めるところにより、源泉徴収に係る所得税の納税地の所轄税務署長が当該還付を行うことが適当であると認めた月)において、同年一月一日から同年六月三十日までの間に支払われた当該居住者に対する同年中の主たる給与等(次条第一項の規定の適用を受けたものを除く。)につき同法第四編第二章第一節の規定及び同法列表第二から別表第四までにより徴収された所得税の額の合計額に百分の十五を乗じて計算した金額(当該金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円)に相当する所得税を還付しなければならぬ。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による所得税の還付をする場合におけるその還付の方法、源泉徴収に関する所得税法の規定の適用その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(居住者の年末調整に係る給与特別減税額の控除)

第九条 居住者の平成七年中に支払の確定した給与等に対する所得税法第九十條の規定の適用については、同条第一号に掲げる所得税の額の合計額は、当該合計額に相当する金額から前条第一項の規定により還付を受けた所得税の額を控除した金額に相当する金額とし、同法第九十條第二号に掲げる税額は、当該税額に相当する金額から給与特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。

2 前項に規定する給与特別減税額とは、居住者が所得税法第九十四條第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与支払者から平成七年中に支払を受けた給与等につき同法第九十條の規定(租税特別措置法第四十一條の二の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六號)附則第九條の規定又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第六十八號)附則第二條の規定)の適用がある場合には、これらの規定を含む。)を適用して求めた所得税法第九十條第二号に掲げる税額に百分の十五を乗じて計算した金額(当該金額が五万円を超える場合には、五万円)とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二條第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで(源泉徴収)」とあるのは、「第六章まで(源泉徴収)及び平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法第九條第一項(居住者の年末調整に係る給与特別減税額の控除)とする。

(居住者の平成七年中に支払われた公的年金等に係る特別減税額の控除)

第十条 所得税法第二百一十條の二に規定する公的年金等(以下この項及び次条において「公的年金等」という。)の支払をする者(以下この項及び次条において「公的年金支払者」という。)は、当該公的年金支払者から平成七年中に公的年金等(居住者が同法第二百一十條の五第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の際に經由した公的年金支払者から支払を受けるものに限る。以下この項及び次条において同じ。)の支払を受ける居住者で、かつ、次の各号に掲げる者に該当するものに對し、当該各号に定める期間に属する最終の支払月(当該公的年金支払者がこの項の規定による還付を当該最終の支払月以外の月において行うことにつき相当の理由があると認められる場合には、政令で定めるところにより、源泉徴収に係る所得税の納税地の所轄税務署長が当該還付を行うことが適当であると認めた月)において、当該各号に定める期間内に支払われた当該居住者に対する同年中の公的年金等につき同法第四編第三章の二の規定により徴収された所得税の額の合計額に百分の十五を乗じて計算した金額(当該金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円)に相当する所得税を、それぞれ還付しなければならぬ。

一 平成七年六月一日(政令で定める公的年金等)にあっては、政令で定める日)において当該公的年金支払者から公的年金等の支払を受ける者である者 同年一月から同年六月までの期間

二 平成七年十二月一日(政令で定める公的年金等)にあっては、政令で定める日)において当該公的年金支払者から公的年金等の支払を受ける者である者 同年七月から同年十二月までの期間

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による所得税の還付をする場合におけるその還付の方法、源泉徴収に関する所得税法の規定の適用その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(還付金の支払明細書)

第十一条 主たる給与等の支払を受ける居住者又

は公的年金等の支払を受ける居住者に対し第八
条第一項又は前条第一項の規定により所得税の
還付をする給与支払者又は公的年金支払者は、
大蔵省令で定めるところにより、その還付金の
額その他必要な事項を記載した支払明細書を、
その還付の際、その還付を受ける者に交付しな
ければならない。

(政令への委任)

第十二条 第五条から前条までに定めるものは
か、この法律の適用がある場合における所得税
法その他の法令の規定に関する必要な技術的説
明を、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成七年一月一日から施行す
る。

2 平成七年分の所得税に係る予定納税基準額の
計算の特例

第一項に規定する予定納税基準額の計算につ
いては、所得税法及び消費税法の一部を改正す
る法律(平成六年法律第 号)附則第三条第一
項第一号中「控除した金額」とあるのは「控除し
た金額(以下この号において「特別減税調整後所
得税額」という。)から当該特別減税調整後所得
税額の百分の十五に相当する金額(当該金額が
五万円を超える場合には、五万円)を控除した
金額」と、同項第二号中「それぞれ控除した額」
とあるのは「当該各種所得のうち給与所得が
ある場合には政令で定めるところにより給与所
得の金額を課税総所得金額とみなして新所得税
法第八十九条第一項の規定を適用して計算した
所得税の額の百分の十五に相当する金額(当該
金額が五万円を超える場合には、五万円)を、
それぞれ控除した残額」と、同条第二項中「基
準所得税額」とあるのは「平成七年分所得税の
特別減税のための臨時措置法(平成六年法律第
号)附則第二項(平成七年分の所得税に係る

予定納税基準額の計算の特例)の規定の適用が
ないものとした場合における基準所得税額の」
と、「基準所得税額から十四万五千円」とあるの
は「当該基準所得税額から十九万五千円(当該各
種所得のうち給与所得がある場合には、政令
で定めるところにより、給与所得の金額を課税
総所得金額とみなして新所得税法第八十九条第
一項の規定を適用して計算した所得税の額の百
分の十五に相当する金額当該金額が五万円を
超える場合には、五万円)を控除した金額」と
する。

.....

目次中「第三節 不動産取得税」を

「第三節 地方消費税

第一款 通則(第七十二条の七十七―第七十二条の八十

第二款 譲渡割(第七十二条の八十六―第七十二条の九

第三款 貨物割(第七十二条の百一―第七十二条の百十

第四款 清算及び交付(第七十二条の百十四―第七十二

第四節 不動産取得税

五)に、「第四節 道府県たばこ税」を「第五節 ゴル
フ場利用税」を「第六節 自動車税」を「第七節 特別地方消費
税」に、「第七節 自動車税」を「第八節 自動車税」に、「第九節 鈷区税」に、
「第十節 道府県法外普通税」に改める。

第四節 道府県法外普通税

第四節 道府県法外普通税を第十号とし、第三号
から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の
次に次の一号を加える。

三 地方消費税

第十一号の五中「第二号」の下に「に掲げる者
は同号に規定する貸付けに係る財産(取得財産
を含む。)を限度として、第三号を加え、「第三
号を「第四号」に改め、同条中第三号を第四号

理由

平成七年分の所得税について、特別減税を実施
する必要がある。これが、この法律案を提出する
理由である。

地方税法等の一部を改正する法律案
地方税法等の一部を改正する法律
(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十
六号)の一部を次のように改正する。

上行つたとみられる者

第十四条の九第二項中第三号を第四号とし、
第二号の次に次の一号を加える。

三 消費税の課税に基づいて課する地方消費
税 当該消費税の国税徴収法第十五条第一
項に規定する法定納期等

第十六条の四第二項中「又は法人税を、」
法人税又は消費税に、「又は当該所得税を、」
当該所得税に改め、「事業税の下に」又は当該
消費税の課税に基づいて課する地方消費税を
加える。

第十七条の四第一項第一号中「若しくは第七
十二条の三十三第三項を、」第七十二条の三十
三第三項に改め、「修正申告書の下に」若しく
は第七十二条の八十九第三項の規定による申告
書(消費税に係る更正又は決定により納付すべ
き消費税額を課税標準として算定した地方消費
税の譲渡割額に係るものに限る。)を加える。

第十七条の六第二項中「又は事業税を、」事
業税に改め、「ものを除く。」の下に「又は地方
消費税を、」当該事業税の下に「若しくは地方
消費税を加え、」又は法人税を、」法人税又は
消費税に改める。

第十九条の九第二項中「次の各号に」を「次に」
に、「又は所得税を、」所得税に、「課税標準に
ついては」を「課税標準又は消費税額について」に
改め、同項に次の一号を加える。

四 消費税の課税に基づいて課する地方消費
税に係る更正、決定又は賦課決定

第二十三条第一項第七号及び第八号中「三十
五万円」を「三十八万円」に改める。

第三十二条第四項第一号イ中「八十万円」を
「八十六万円」に改め、同号ロ中「四十七万円」を
「五十五万円」に改める。

第三十四条第一項第十号中「三十一万円」を
「三十三万円」に、「三十六万円」を「三十八万円」
に改め、同項第十号の二中「を有する」を「で前
年の合計所得金額が七十六万円未満であるもの
を有する」に改め、同号イ(1)を削り、同号イ(2)

中「五万円以上を削り、「三十万円」を「三十三万円」に改め、同号イ(2)を同号イ(1)とし、同号イ(3)中「三十万円」を「三十三万円」に改め、「一の金額が」の下に「三十三万円未満であり、かつ、」を加え、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ(1)中「四十万円」を「四十五万円」に、「三十一万円」を「三十三万円」に改め、同号ロ(2)及び(3)を次のように改める。

- (2) 前年の合計所得金額が四十五万円以上七十五万円未満である者 三十八万円からその者の前年の合計所得金額のうち三十八万円を超える部分の金額(当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円の整数倍の金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額とする)を控除した金額
- (3) 前年の合計所得金額が七十五万円以上である者 三万円

第三十四条第一項第十一号中「三十一万円」を「三十三万円」に、「三十九万円」を「四十一万円」に、「三十六万円」を「三十八万円」に改め、同条第二項中「三十一万円」を「三十三万円」に改め、同条第四項中「五十二万円」を「五十四万円」に、「五十七万円」を「五十九万円」に、「六十万円」を「六十二万円」に改め、同条第五項中「四十三万円」を「四十五万円」に、「六十四万円」を「六十六万円」に改める。

第三十五条第一項及び第五十条の四の表中「五百五十万円」を「七百万円」に改める。

第二章第十節を第十一節とし、第三節から第九節までを一節ずつ繰り下げ、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 地方消費税

第一款 通則

(地方消費税に関する用語の意義)

第七十二条の七十七 地方消費税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該

各号に定めるところによる。

一 事業者 個人事業者(事業を行う個人をいう。次条第二項において同じ。)及び法人をいう。

二 譲渡割 消費税法第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額を課税標準として課する地方消費税をいう。

三 貨物割 消費税法第四十七条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額又は同法第五十条第二項の規定により徴収すべき消費税額(消費税に係る延滞税の額を含まないものとする)を課税標準として課する地方消費税をいう。

(地方消費税の納税義務者等)

第七十二条の七十八 地方消費税は、事業者の行つた消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等(同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。以下本節において「課税資産の譲渡等」という。)について、当該事業者(同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く)に対し、次項に規定する道府県が譲渡割によつて、同法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十一年法律第三十七号)その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く)については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る者に対し、当該保税地域所在の道府県が貨物割によつて課する。

2 譲渡割を課する道府県は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める場所の所在する道府県とする。

一 国内に住所を有する個人事業者 その住所

二 国内に住所を有せず、居所を有する個人

事業者 その居所地

三 国内に住所及び居所を有しない個人事業者で、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下本号及び第六号において「事務所等」という。)を有する個人事業者 その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地)

四 前三号に掲げる個人事業者以外の個人事業者 政令で定める場所

五 国内に本店又は主たる事務所を有する法人(次号において「内国法人」という。) その本店又は主たる事務所の所在地

六 内国法人以外の法人で国内に事務所等を有する法人 その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地)

七 前二号に掲げる法人以外の法人 政令で定める場所

3 前項各号(第四号及び第七号を除く。)に定める場所は、それぞれ同項の譲渡割の課税標準である消費税額の算定に係る課税期間(消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。以下本節において同じ。)の開始の日現在における場所による。

4 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下地方消費税について「人格のない社団等」という。)は、法人とみなして、本節の規定を適用する。

5 消費税法第六十条第一項の規定により一の法人が行う事業とみなされる国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は国若しくは地方公共団体が特別会計を設けて行う事業は、当該一般会計又は特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして、本節の規定を適用する。

6 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第八条第一項の規定に基づき税関長が消費税を徴収する場合その他消費税に関する法律の規定で政令で定めるものに基づき税務署長が消費税を徴収する場合に

法律の規定で政令で定めるものに基づき税務署長又は税関長が消費税を徴収する場合には、当該税務署長又は税関長の所属する税関所在の道府県が、当該消費税を納付すべき者に対し、当該徴収すべき消費税額を課税標準として、地方消費税を課するものとし、税務署長が消費税を徴収する場合に課すべき地方消費税にあつては譲渡割に、税関長が消費税を徴収する場合に課すべき地方消費税にあつては貨物割に含まれるものとして、本節(第一項から第三項まで及び本項を除く。)の規定を適用する。この場合において、譲渡割に含まれるものとされる地方消費税の徴収については、普通徴収の方法によるものとする。

7 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第五条第一項の規定に基づき外国貨物の保税地域からの引取りとみなす場合その他消費税法に関する法律の規定で政令で定めるものに基づき外国貨物の保税地域からの引取りとみなして消費税法の規定を適用する場合に、当該外国貨物の引取りを第一項に規定する課税貨物の引取りとみなして、本節の規定を適用する。この場合において、同項中「当該保税地域所在の道府県」とあるのは、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第五条第一項の規定その他第七項に規定する政令で定める法律の規定に基づいて適用される消費税法の規定により課される消費税に係る税関長の所属する税関所在の道府県」とする。

8 前二項の規定による本節の規定の適用に關し必要な技術的読替その他必要な事項は、政令で定める。

(課税資産の譲渡等を行う者が名義人である場合における譲渡割の納税義務者)

第七十二条の七十九 法律上課税資産の譲渡等を行つたとみられる者が単なる名義人であつて、その課税資産の譲渡等に係る対価を享受

せず、その者以外の者がその課税資産の譲渡等に係る対価を享受する場合には、当該課税資産の譲渡等は、当該対価を享受する者が行ったものとして、本節の規定を適用する。

(譲渡割と信託財産)

第七十二条の八十一 信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、本節の規定を適用する。ただし、合同運用信託、証券投資信託、法人税法第三十七条第五項に規定する特定公益信託又は同法第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百七条の十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等については、この限りでない。

一 受益者が特定している場合
二 受益者が特定していない場合又は存在していない場合
その信託財産に係る信託の委託者

2 前項の合同運用信託とは、信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをい、前項の証券投資信託とは、証券投資信託法第二条第一項に規定する証券投資信託(同法第二条の二に規定する信託を含む。)及びこれらに類する外国の信託をいう。

3 第一項の場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定は、同項に規定する信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等が行われた時の現況

による。

(地方消費税の課税免除の特例)

第七十二条の八十一 第六条及び第七条の規定は、地方消費税については適用しない。

(地方消費税の課税標準額の端数計算の特例)

第七十二条の八十二 地方消費税については、第二十条の四の二第一項の規定にかかわらず、消費税額を課税標準額とする。

(地方消費税の税率)

第七十二条の八十三 地方消費税の税率は、百分の二十五とする。

(譲渡割に係る徴税吏員の質問検査権)

第七十二条の八十四 道府県の徴税吏員は、譲渡割の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者、納税義務があると認められる者又は第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出した者
二 前号に掲げる者に金銭の支払若しくは課税資産の譲渡等をする義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭の支払若しくは課税資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(譲渡割に係る検査拒否等に関する罪)

第七十二条の八十五 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。第七十二条の九十一第二項、第七十二条の九十二第二項、第七十二条の九十五第三項、第七十二条の百二第二項及び第七十二条の百九第三項において同じ。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二款 譲渡割

(譲渡割の徴収の方法)

第七十二条の八十六 譲渡割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(譲渡割の中間申告納付)

第七十二条の八十七 消費税法第四十二条第一項(同法第四十三条第一項の規定が適用される場合を含む。)の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者(同法第五十九条の規定により当該義務を承継した相続人(以下第七十二条の八十九までにおいて「承継相続人」という。)を含む。)は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二条第一項第一号に掲げる金額(同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額)、当該金額に百分の二十五を乗じて得た金額その他の必要な事項を記載した申告書を第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所の所在する道府県(以下本条及び次条において「譲渡割課税道府県」という。)の知事に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡割を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。

この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、前項後段の規定を準用する。

3 消費税法第四十二条第六項(同法第四十三条第一項の規定が適用される場合を含む。)の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者(承継相続人を含む。)は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二条第六項第一号に掲げる金額(同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額)、当該金額に百分の二十五を乗じて得た金額その他の必要な事項を記載した申告書を第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所の所在する道府県(以下本条及び次条において「譲渡割課税道府県」という。)の知事に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡割を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。

この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、当該申告書の提出期限において当該譲渡割課税道府県の知事に対し、政令で定めるところにより計算した金額を記載した申告書の提出があつたものとみなし、当該事業者は当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る金額に相当する譲渡割を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。

2 消費税法第四十二条第四項(同法第四十三条第一項の規定が適用される場合を含む。)

の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者(承継相続人を含む。)は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二条第四項第一号に掲げる金額(同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額)、当該金額に百分の二十五を乗じて得た金額その他の必要な事項を記載した申告書を譲渡割課税道府県の知事に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡割を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。

この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、前項後段の規定を準用する。

3 消費税法第四十二条第六項(同法第四十三条第一項の規定が適用される場合を含む。)の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者(承継相続人を含む。)は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二条第六項第一号に掲げる金額(同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額)、当該金額に百分の二十五を乗じて得た金額その他の必要な事項を記載した申告書を第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所の所在する道府県(以下本条及び次条において「譲渡割課税道府県」という。)の知事に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡割を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。

この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、前項後段の規定を準用する。

得た金額その他必要な事項を記載した申告書を譲渡課税道府県に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡税を当該譲渡課税道府県に納付しなければならない。この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、第一項後段の規定を準用する。

4 消費税法第四十二条第八項（同法第四十三条第一項の規定が適用される場合を含む。）の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者（承継相続人を含む。）は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二条第八項第一号に掲げる金額（同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同法第四号に掲げる金額）、当該金額に百分の二十五を乗じて得た金額その他必要な事項を記載した申告書を譲渡課税道府県に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡税を当該譲渡課税道府県に納付しなければならない。この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、第一項後段の規定を準用する。

第七十二条の八十八 消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者（承継相続人を含む）、当該申告書に記載すべき同項第四号に掲げる消費税額がある者に限る。）は、当該申告書の提出期限までに、当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡税額その他必要な事項を記載した申告書を譲渡課税道府県に提出し、及びその申告に係る譲渡税額を当該譲渡課税道府県に納付しなければならない。この場合において、当該事業者のうち前条各項の規定により譲渡税を納付すべき者が納付すべき譲渡税額は、当該事業者が当該申告書に記載した譲渡税額から当該申告書に係る課税期間につき同条各項の規定により納

付すべき譲渡税の額（その額につき次条第二項若しくは第三項の規定による申告書の提出又は第七十二条の九十三第二項若しくは第四項の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の譲渡税の額（第三項並びに第七十二条の九十三第二項及び第四項において「譲渡税の中間納付額」という。）を控除した額とする。

2 消費税法第五十二条第一項の規定により消費税の還付を受ける事業者（承継相続人を含む。）は、同項の不足額、当該不足額に百分の二十五を乗じて得た金額その他必要な事項を記載した申告書を譲渡課税道府県に提出し、及びその申告に係る譲渡税額を当該提出期限までに提出しなかつたときは、第一項後段の規定を準用する。

3 第一項の場合において、事業者が同項の規定により提出する申告書に係る消費税額に基づいて算定した譲渡税額が、当該譲渡税額に係る譲渡税の中間納付額に満たないとき若しくはないとき、又は前項の場合において、同項の規定による申告書に係る課税期間において譲渡税の中間納付額があるときその他政令で定めるときは、譲渡課税道府県は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する譲渡税の中間納付額若しくは譲渡税の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

（譲渡税の期限後申告及び修正申告納付）
第七十二条の八十九 前条第一項の規定により申告書を提出すべき事業者は、当該申告書の提出期限後においても、第七十二条の九十三第五項の規定による決定の通知があるまでは、前条第一項の規定により申告書を提出し、及びその申告に係る譲渡税額を納付することができる。

2 第七十二条の八十七各項、前条第一項若しくは第二項若しくは前項若しくは本項の規定により申告書を提出した事業者（承継相続人を含む。以下本項において同じ。）又は第七十二条の九十三の規定による更正若しくは決定を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、次に該当する場合を除くほか、遅滞なく、自治省令で定める様式により、当該申告書を提出し又は当該更正若しくは決定をした道府県知事に、当該申告書に記載し又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された譲渡税額又は譲渡税に係る還付金の額を修正する申告書を提出し、及びその申告により増加した譲渡税額（第二号の場合にあつては、その申告により減少した還付金の額に相当する譲渡税額）を納付しなければならない。

一 先の申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載し、又は当該更正若しくは決定により納付すべきものとして当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された譲渡税額に不足額があるとき。
二 先の申告書に記載し、又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された譲渡税額に係る還付金の額に相当する税額が過大であるとき。
三 先の申告書に納付すべき譲渡税額を記載しなかつた場合又は納付すべき譲渡税額がない旨の更正を受けた場合において、その納付すべき譲渡税額があるとき。

3 前条第一項又は第二項の事業者が消費税に係る修正申告書の提出又は消費税に係る更正若しくは決定の通知により前項各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該事業者は、当該修正申告又は当該更正若しくは決定により納付すべき税額を納付すべき日までに、同項の規定により申告納付しなければならない。
（更正の請求の特例）

第七十二条の九十 第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の申告書を提出した事業者は、当該申告書に係る譲渡税額の算定の基礎となつた消費税の額又は第七十二条の八十八第二項の不足額に相当する還付金の額について税務官署の更正を受けたことに伴い当該申告書に係る譲渡税額が過大となる場合又は譲渡税に係る還付金の額が過小となる場合には、税務官署が当該更正の通知をした日から二月以内に限り、自治省令で定めるところにより、道府県知事に対し、当該譲渡税額又は譲渡税に係る還付金の額につき、第二十条の九の第三第一項の規定による更正の請求をすることができる。

（譲渡税に係る虚偽の中間申告に関する罪）
第七十二条の九十一 第七十二条の八十七各項の規定による申告書で消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額を記載したものに虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（譲渡税に係る故意不申告の罪）
第七十二条の九十二 正当な理由がなく第七十二条の八十八第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(譲渡割の更正及び決定等)

第七十二条の九十三 道府県知事は、第七十二条の八十八第一項若しくは第二項の規定による申告書又は第七十二条の八十九各項の規定による申告書(第七十二条の八十七各項の規定による申告書に係るものを除く)の提出があつた場合において、当該申告に係る消費税額若しくはこれを課税標準として算定した譲渡割額がその調査により、消費税に関する法律の規定により申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された消費税額(以下本項において「確定消費税額」という。)若しくはこれを課税標準として算定すべき譲渡割額と異なることを発見したとき、又は当該申告に係る譲渡割に係る還付金の額がその調査したところと異なることを発見したときは、当該申告に係る確定消費税額若しくはこれを課税標準として算定した譲渡割額(第三項及び第四項において「譲渡割額等」という。)又は譲渡割に係る還付金の額を更正するものとする。

2 道府県知事は、第七十二条の八十七各項の規定による申告書又は当該申告書に係る第七十二条の八十九各項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る譲渡割の中間納付額がその調査したところと異なることを発見したときは、当該譲渡割の中間納付額を更正するものとする。

3 道府県知事は、納税者が第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、その調査により申告すべき譲渡割額等を決定するものとする。

4 道府県知事は、第一項、第二項若しくは本項の規定による更正又は前項の規定による決定をした場合において、当該更正又は決定をした譲渡割額等、譲渡割に係る還付金の額又は譲渡割の中間納付額がその調査したところと異なることを発見したときは、当該譲渡割額等、譲渡割に係る還付金の額又は譲渡割の中間納付額を更正するものとする。

5 道府県知事は、前各項の規定により更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

6 道府県の徴税吏員は、第一項、第二項若しくは第四項の規定による更正又は第三項の規定による決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいい、譲渡割に係る還付金の額に相当する税額が過大であつたことによる納付すべき額を含む)があるときは、前項の規定による通知をした日から一月を経過した日を納期限としてこれを徴収しなければならない。

(課税資産の譲渡等に係る消費税に関する書類の供覧等)

第七十二条の九十四 道府県知事が譲渡割の賦課徴収について、政府に対し、課税資産の譲渡等に係る消費税の納税義務者が政府に提出した申告書又は政府がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 政府は、課税資産の譲渡等に係る消費税に係る更正又は決定の通知をした場合においては、遅滞なく、当該更正又は決定に係る課税資産の譲渡等の対価の額及び消費税額を当該

更正又は決定に係る消費税額の算定に係る課税期間の開始の日現在における第七十二条の八十七第一項に規定する譲渡割課税道府県の知事に通知しなければならない。

(譲渡割の脱税に関する罪)

第七十二条の九十五 偽りその他不正の行為によつて、譲渡割の全部若しくは一部を免れ、又は第七十二条の八十八第二項若しくは第三項の規定による還付を受けた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額又は還付を受けた金額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

5 人格のない社団等について第三項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(譲渡割に係る犯罪事件に関する国税犯則取締法の準用)

第七十二条の九十六 譲渡割に関する犯罪事件については、国税犯則取締法の規定(同法第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く)を準用する。

第七十二条の九十七 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、譲渡割に関する犯罪事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七十二条の九十八 第七十二条の九十六の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても譲渡割に関する犯罪事件の調査を行うことができる。

第七十二条の九十九 第七十二条の九十六の場合において、譲渡割に関する犯罪事件は、間接国税以外の国税に関する犯罪事件とする。

第三款 貨物割
(貨物割の賦課徴収等)

第七十二条の百 貨物割の賦課徴収は、第七十二条の百七の規定を除くほか、前章第二節から第十四節までの規定にかかわらず、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。

2 貨物割に係る延滞税(その賦課徴収について消費税の例によることとされる貨物割について納付される延滞税をいう。第七十二条の百六において同じ。)は、貨物割として、本款の規定を適用する。

(貨物割の申告)

第七十二条の百一 消費税法第四十七条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者は、前章第二節から第十四節までの規定にかかわらず、当該申告書に記載すべき同項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額、これを課税標準として算定した貨

物割額その他必要な事項を記載した申告書を、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税関長に提出しなければならない。

(貨物割に係る故意不申告の罪)

第七十二条の百二 正当な理由がなく前条の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(貨物割の納付等)

第七十二条の百三 貨物割の納税義務者は、前章第二節から第十四節までの規定にかかわらず、貨物割を、消費税の納付の例により、消費税の納付と併せて国に納付しなければならない。

2 貨物割及び消費税の納付があつた場合においては、その納付額を第七十二条の百又は第七十二条の百一の規定により併せて賦課され又は申告された貨物割及び消費税の額にあん分した額に相当する貨物割及び消費税の納付があつたものとする。

3 国は、貨物割の納付があつた場合においては、当該納付があつた月の翌々月の末日までに、政令で定めるところにより、貨物割として納付された額を当該貨物割に係る第七十二条の七十八第一項の保税地域所在の道府県

(同条第六項又は第七項の規定の適用がある場合にあっては、当該税関長の所属する税関所在の道府県)に払い込むものとする。

(貨物割の還付等)

第七十二条の百四 国は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の規定により消費税の全部又は一部に相当する金額を還付する場合においては、消費税の還付の例により、前条第一項の規定により当該消費税と併せて納付された貨物割の全部又は一部に相当する金額を還付しなければならない。この場合においては、当該還付すべき消費税に係る還付金に相当する額に百分の二十五を乗じて得た額を還付するものとする。

2 国は、貨物割に係る過誤納金があるときは、前章第二節から第十四節までの規定にかかわらず、消費税に係る過誤納金の還付の例により、還納なく、金銭で還付しなければならない。

3 前二項の規定による貨物割に係る還付金又は過誤納金(過誤納金に計算すべき還付加算金を含む。以下本項、次条及び第七十二条の百七において「還付金等」という。)の還付は、消費税に係る還付金等の還付と併せて行わなければならない。

(貨物割に係る還付金等の道府県への払込額からの控除等)

第七十二条の百五 国は、前条の規定により貨物割に係る還付金等を還付した場合には、当該還付金等に相当する額を、当該貨物割に係る第七十二条の百三第三項に規定する道府県に同項の規定により払い込む貨物割として納付された額で当該還付金等を還付した日の属する月に納付されたものの総額から控除するものとする。

2 貨物割として納付された額の総額から前項の規定によりその相当額が控除された還付金等について返納があつた場合その他政令で定める事由が生じた場合には、当該返納があつ

た額その他政令で定める額に相当する額を、第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込む貨物割として納付された額で当該返納があつた又は政令で定める事由が生じた日の属する月に納付されたものの総額に加算するものとする。

3 第一項の規定により控除すべき還付金等に相当する額が、当該還付金等を還付した日の属する月に貨物割として納付された額の総額(同月に前項の規定による加算すべき額がある場合にあっては、これを加算した額)を超える場合には、当該超える額に相当する還付金等をその翌月に還付したものとみなして、第一項の規定を適用する。

(貨物割に係る延滞税等の計算)

第七十二条の百六 貨物割に係る延滞税及び消費税に係る延滞税並びにこれらの延滞税の免除に係る金額(以下本条において「延滞税等」という。)の計算については、貨物割及び消費税の合算額によつて行ひ、算出された延滞税等をその計算の基礎となつた貨物割及び消費税の額にあん分した額に相当する金額を貨物割又は消費税に係る延滞税等の額とする。

2 貨物割及び消費税に係る還付加算金の計算については、貨物割及び消費税に係る過誤納金の合算額によつて行ひ、算出された還付加算金をその計算の基礎となつた貨物割及び消費税に係る過誤納金の額にあん分した額に相当する金額を貨物割又は消費税に係る還付加算金の額とする。

3 前二項の規定により貨物割及び消費税に係る延滞税等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、貨物割及び消費税を一の税とみなしてこれを行ふ。

(貨物割に係る充当等の特例)

第七十二条の百七 国税通則法第五十七条の規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金等については適用しない。

一 第七十二条の百の規定により併せて更正され若しくは決定され若しくは第七十二条の百一の規定により併せて申告され又は第七十二条の百三の規定により併せて納付された貨物割及び消費税に係る還付金等の還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつてゐる国税がある場合における当該還付金等

二 国税に係る還付金等(前号に該当するものを除く。)の還付を受けるべき者につき第七十二条の百又は第七十二条の百一の規定により併せて賦課され又は申告された貨物割及び消費税で納付すべきこととなつてゐるもの(次項及び第三項において「未納貨物割等」という。)がある場合における当該還付金等

2 前項第一号に規定する場合にあっては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき税関長に対し、当該還付金等(未納貨物割等又は納付すべきこととなつてゐるその他の国税に係る金額に相当する額を限度とする。)により未納貨物割等又は納付すべきこととなつてゐるその他の国税を納付することを委託したものとみなす。

3 第一項第二号に規定する場合にあっては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき税関長に対し、当該還付金等(未納貨物割等に係る金額に相当する額を限度とする。)により未納貨物割等を納付することを委託したものとみなす。

4 前二項の規定が適用される場合には、これらの規定の委託をするのに適することとなつた時として政令で定める時に、その委託納付に相当する額の還付及び納付があつたものと

みなす。

5 第二項又は第三項の規定が適用される場合には、これらの規定による納付をした税関長は、遅滞なく、その旨をこれらの規定により委託したものとみなされた者に通知しなければならない。

(貨物割に係る処分に関する不服審査等の特例)

第七十二条の百八 第七十二条の百第一項の規定により税関長が消費税の賦課徴収の例により消費税と併せて賦課徴収を行う貨物割に関する処分は、不服申立て及び訴訟については、国税に関する法律に基づく処分とみなして、国税通則法第八章の規定を適用する。この場合において、同法第五十五条第二項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税若しくは地方消費税の貨物割」と、同条第三項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の貨物割」と、同条第四項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の貨物割」と、同条第五項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の貨物割」と、同条第六項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の貨物割」とする。

2 前項の規定により国税に関する法律に基づく処分とみなされた処分に係る貨物割又は消費税に係る国税通則法第五十八条第一項第一号に規定する更正決定等(以下本項において「更正決定等」という。)について不服申立てがされている場合において、当該貨物割又は消費税と納税義務者が同一である他の消費税又は貨物割についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二

項、第一百四十二条第二項又は第一百五十一条第二号の規定の適用については、当該他の消費税又は貨物割についてされた更正決定等は、当該貨物割又は消費税の同法第九十条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

(貨物割の脱税に関する罪)

第七十二条の百九 偽りその他不正の行為によつて貨物割の全部又は一部を免れ、又は免れようとした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れ、又は免れようとした税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れ、又は免れようとした税額に相当する額以下の額とすることができ。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

5 人格のない社団等について第三項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の百十 偽りその他不正の行為によつて第七十二条の百四第一項の規定による還

付を受けた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の還付を受けた金額の三倍が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超え当該相当額の三倍以下の額とすることができ。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(貨物割に係る犯罪取締りの特例)

第七十二条の百十一 貨物割に関する犯罪事件については、税関長又は税関職員を国税局長若しくは税務署長又は税関官吏とみなして、国税犯罪取締法の規定(同法第十一条及び第十二条第一項の規定を除く。)を適用する。

2 国税犯罪取締法第十一条第五項の規定は、前項の犯罪事件を国税庁、国税局又は税務署の税関官吏及び税関職員が発見した場合について準用する。この場合において、同条第五項中「所轄税務署ノ税関官吏」とあるのは「所轄税務署ノ税関官吏(税関職員が最初ニ発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯罪物件ノ輸入地所轄税関ノ税関職員)」と、「所轄国税局ノ税関官吏」とあるのは「所轄国税局ノ税関官吏(税関職員が最初ニ発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯罪物件ノ輸入地又ハ犯罪物件ノ輸入地所轄税関ノ税関職員)」と読み替へるものとする。

3 第一項の場合において、貨物割に関する犯罪事件は、間接国税に関する犯罪事件とする。

(貨物割の賦課徴収又は申告納付に関する報告等)

第七十二条の百十二 税関長は、政令で定めるところにより、道府県知事に対し、貨物割の申告の件数、貨物割額、貨物割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 道府県知事は、税関長に対し、必要があると認める事項を示して、当該税関長に係る貨物割の賦課徴収又は申告納付に関する事項について、これらに関する書類を閲覧し、又は記録することを請求することができる。この場合において、当該請求に理由があると認めるときは、税関長は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

3 税関長は、貨物割の賦課徴収を行うため必要があるときは、道府県知事及び市町村長に対し、当該事務に関し参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができる。

(貨物割に係る徴収取扱費の支払)

第七十二条の百十三 道府県は、国が貨物割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、政令で定めるところにより、徴収取扱費を国に支払わなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の徴収取扱費の算定に関し必要な事項を道府県知事に通知しなければならない。

3 道府県知事は、前項の規定による通知があつた場合においては、その通知があつた日から三十日以内に、第一項の徴収取扱費を支払

うものとする。

第四款 清算及び交付

(地方消費税の清算)

第七十二条の百十四 道府県は、当該道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び第七十二条の百三十三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額に相当する額から前条第一項の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額を、政令で定めるところにより、各道府県ごとの消費に相当する額に応じてあん分し、当該あん分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。

2 前項の規定により他の道府県に支払うべき金額と同項の規定により他の道府県から支払を受けるべき金額は、関係道府県間で、それぞれ相殺するものとする。

3 第一項の各道府県ごとの消費に相当する額とは、各道府県ごとに、当該道府県の小売年間販売額(統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき自治省令で定める額をいう)と当該道府県の当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額(消費に関連する指標で政令で定めるものを基準として政令で定めるところにより算定した額をいう)とを合計して得た額をいう。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の実施のための手続その他その執行のために必要な事項は、自治省令で定める。

(地方消費税の市町村に対する交付)

第七十二条の百十五 道府県は、当該道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び第七十二条の百三十三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額に相当する額から第

七十二条の百三十三第一項の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額に、前条の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同条の規定により他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口及び統計法第二条に規定する指定統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数にあん分して交付するものとする。

2 前項の場合においては、市町村に対して交付すべき額の二分の一の額を同項の人口で、他の二分の一の額を同項の従業者数であん分するものとする。

(政令への委任)

第七十二条の百十六 第七十二条の七十八から前条までに定めるもののほか、本節の規定の実施のための手続その他その施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第二百九十二条第一項第七号及び第八号中「三十五万円」を「三十八万円」に改める。

第三百十三条第四項第一号イ中「八十万円」を「八十六万円」に改め、同号ロ中「四十七万円」を「五十万円」に改める。

第三百十四条の二第二項第十号中「三十一万円」を「三十三万円」に、「三十六万円」を「三十八万円」に改め、同項第十号の二中「を有する」を「で前年の合計所得金額が七十六万円未満であるものを有する」に改め、同号イ(1)を削り、同号イ(2)中「五万円以上」を削り、「三十万円」を「三十三万円」に改め、同号イ(2)を同号イ(1)とし、同号イ(3)中「三十万円」を「三十三万円」に改め、「の金額が」の下に「三十三万円未満であり、

かつ、」を加え、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ(1)中「四十万円」を「四十五万円」に、「三十一万円」を「三十三万円」に改め、同号ロ(2)及び(3)を次のように改める。

(2) 前年の合計所得金額が四十五万円以上七十五万円未満である者 三十八万円からその者の前年の合計所得金額のうち三十八万円を超える部分の金額(当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないものうち最も多い金額とする。)を控除した金額

(3) 前年の合計所得金額が七十五万円以上である者 三万円

第三百十四条の二第二項第十一号中「三十一万円」を「三十三万円」に、「三十九万円」を「四十一万円」に、「三十六万円」を「三十八万円」に改め、同条第二項中「三十一万円」を「三十三万円」に改め、同条第四項中「五十二万円」を「五十四万円」に、「五十七万円」を「五十九万円」に、「六十万円」を「六十二万円」に改め、同条第五項中「四十三万円」を「四十五万円」に、「六十四万円」を「六十六万円」に改める。

第三百十四条の三第一項の表及び第三百二十八条の三の表中「百六十万円」を「二百万円」に、「五百五十万円」を「七百万円」に改める。

附則第三条の四の見出し及び同条第一項中「平成六年度分を平成七年度分」に改め、同条第二項中「百分の二十」を「百分の十五」に、「二十万円」を「二十万円」に改め、同条第三項中「平成六年度分を平成七年度分」に改める。

附則第三条の五の見出し及び同条第一項中「平成六年度分を平成七年度分」に改める。

附則第三条の六の見出し中「平成六年度分」を

「平成七年度分」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「平成六年度分」を「平成七年度分」に、「十分の一」を「十一分の一」に、「八月」を「七月」に改め、「属する月の翌月」とあるのは「属する月の翌月(当該翌月が七月である場合には、八月)」とを削り、同項を同条とする。

附則第九条の三の次に次の十三条を加える。

(譲渡割の賦課徴収の特例等)

第九条の四 譲渡割の賦課徴収は、当分の間、附則第九条の十の規定を除くほか、第一章第二節から第十四節まで、第七十二条の八十四、第七十二条の八十八第二項後段及び第三項、第七十二条の九十、第七十二条の九十三並びに第七十二条の九十四の規定にかかわらず、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行いものとする。この場合において、国税通則法第七十一条第一号の規定に基づき同法第五十八条第一項第一号イに規定する更正決定等(附則第九条の十一第二項において「更正決定等」という)をすることができず期間については、譲渡割及び消費税は、同一の税目に属する国税とみなして、同法第七十一条第一号の規定を適用するものとする。

2 譲渡割に係る延滞税及び加算税(その賦課徴収について消費税の例によることとされる譲渡割について納付される延滞税及び課される加算税をいう。附則第九条の九において同じ。)は、譲渡割として、本条から附則第九条の十六までの規定を適用する。

(譲渡割の申告の特例)

第九条の五 譲渡割の申告は、当分の間、第一章第二節から第十四節まで及び第七十二条の八十九の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、

第七十二条の八十七各項並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段の規定による申告については、第七十二条の八十七第一項中「第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所の所在する道府県（以下本条及び次条において「譲渡割課税道府県」という。）の知事」とあるのは「税務署長」と、同条第二項から第四項まで並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段中「譲渡割課税道府県の知事」とあるのは「税務署長」とする。

（譲渡割の納付の特例等）

第九条の六 譲渡割の納税義務者は、当分の間、第一章第二節から第十四節まで及び第七十二条の八十九の規定にかかわらず、譲渡割を、消費税の納付の例により、消費税の納付と併せて国に納付しなければならない。この場合において、第七十二条の八十七各項及び第七十二条の八十八第一項の規定による納付については、これらの規定中「当該譲渡割課税道府県」とあるのは、「国」とする。

2 譲渡割及び消費税の納付があつた場合においては、その納付額を附則第九条の四又は前条の規定により併せて賦課され又は申告された譲渡割及び消費税の額にあん分した額に相当する譲渡割及び消費税の納付があつたものとする。

3 国は、譲渡割の納付があつた場合においては、当該納付があつた月の翌々月の末日までに、政令で定めるところにより、譲渡割として納付された額を当該譲渡割に併せて納付された消費税の納税地所在の道府県に払い込むものとする。この場合において、当該払込みを受けた道府県は、当該払込みを受けた金額のうち他の道府県の譲渡割に係るものを当該

他の道府県に支払うものとする。

4 前項の規定により国から払込みを受けた道府県が他の道府県に支払うべき金額と他の道府県から支払を受けるべき金額は、政令で定めるところにより、関係道府県間でそれぞれ相殺するものとする。

（譲渡割の還付の特例等）

第九条の七 譲渡割に係る還付金又は過誤納金の還付は、当分の間、第一章第二節から第十四節まで並びに第七十二条の八十八第二項後段及び第三項の規定にかかわらず、国が、消費税の還付の例により、消費税に係る還付金又は過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。次条及び附則第九条の十において「還付金等」という。）と併せて行わなければならない。

（譲渡割に係る還付金等の道府県への払込額からの控除等）

第九条の八 国は、前条の規定により譲渡割に係る還付金等を還付した場合には、当該還付金等に相当する額を、当該譲渡割に係る附則第九条の六第三項に規定する道府県に同項の規定により払い込む譲渡割として納付された額で当該還付金等を還付した日の属する月に納付されたものの総額から控除するものとする。

2 譲渡割として納付された額の総額から前項の規定によりその相当額が控除された還付金等について返納があつた場合その他政令で定める事由が生じた場合には、当該返納があつた額その他政令で定める額に相当する額を、附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込む譲渡割として納付された額で当該返納があつた又は政令で定める事由が生じた日の属する月に納付されたものの総額に加算するものとする。

3 第一項の規定により控除すべき還付金等に相当する額が、当該還付金等を還付した日の属する月に譲渡割として納付された額の総額（同月に前項の規定による加算すべき額がある場合にあっては、これを加算した額）を超える場合で、同月に第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額があるときは、当該超える額を同月に当該貨物割として納付された額の総額から控除するものとする。この場合において、控除しきれなかつた額があるときは、当該控除しきれなかつた額に相当する還付金等をその翌月に還付したものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 第一項の規定により控除すべき還付金等に相当する額が、当該還付金等を還付した日の属する月に譲渡割として納付された額の総額（同月に第二項の規定による加算すべき額がある場合にあっては、これを加算した額）を超える場合で、同月に第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額がないときは、当該超える額に相当する還付金等をその翌月に還付したものとみなして、第一項の規定を適用する。

5 その月に附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額（第一項又は第二項の規定による控除し、又は加算すべき額がある場合にあっては、当該控除又は加算をした後の額）がある場合（同月に第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額がある場合を除く。）における第七十二条の百五第三項の規定の適用については、同項中「当該超える額に相当する還付金等」とあるのは、「当該超える額を、同

月に附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額から控除するものとする。この場合において、控除しきれなかつた額があるときは、当該控除しきれなかつた額に相当する還付金等」とする。

（譲渡割に係る延滞税等の計算の特例）

第九条の九 譲渡割に係る延滞税及び加算税並びに消費税に係る延滞税及び加算税並びにこれらの延滞税の免除に係る金額（以下本条において「延滞税等」という。）の計算については、譲渡割及び消費税の合算額によつて行い、算出された延滞税等をその計算の基礎となつた譲渡割及び消費税の額にあん分した額に相当する金額を譲渡割又は消費税に係る延滞税等の額とする。

2 譲渡割及び消費税に係る還付加算金の計算については、譲渡割及び消費税に係る還付金又は過誤納金の合算額によつて行い、算出された還付加算金をその計算の基礎となつた譲渡割及び消費税に係る還付金又は過誤納金の額にあん分した額に相当する金額を譲渡割又は消費税に係る還付加算金の額とする。

3 前二項の規定により譲渡割及び消費税に係る延滞税等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、譲渡割及び消費税を一の税とみなしてこれを行う。

（譲渡割に係る充当等の特例）

第九条の十 国税通則法第五十七条の規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金等については適用しない。ただし、附則第九条の四の規定により併せて更正され若しくは決定され又は附則第九条の五の規定により併せて申告された譲渡割及び消費税に係る還付金をその額の計算の基礎とされた課税期間（第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間をい

う。次条第二項において同じ。の譲渡割及び消費税で納付すべきこととなつてゐるものに充当する場合は、この限りでない。

一 附則第九条の四の規定により併せて更正され若しくは決定され若しくは附則第九条の五の規定により併せて申告され又は附則第九条の六の規定により併せて納付された譲渡割及び消費税に係る還付金等の還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつてゐる国税がある場合における当該還付金等

二 国税に係る還付金等(前号に該当するものを除く。)の還付を受けるべき者につき附則第九条の四又は第九条の五の規定により併せて賦課され又は申告された譲渡割及び消費税で納付すべきこととなつてゐるもの(次項及び第三項において「未納譲渡割等」という。)がある場合における当該還付金等前項第一号に規定する場合にあつては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付すべき国税局長又は税務署長に対し、当該還付金等(未納譲渡割等又は納付すべきこととなつてゐるその他の国税に係る金額に相当する額を限度とする。)により未納譲渡割等又は納付すべきこととなつてゐるその他の国税を納付することを委託したものとみなす。

3 第一項第二号に規定する場合にあつては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき国税局長又は税務署長に対し、当該還付金等(未納譲渡割等に係る金額に相当する額を限度とする。)により未納譲渡割等を納付することを委託したものとみなす。

4 前二項の規定が適用される場合には、これらの規定の委託をするのに適することとなつ

た時として政令で定める時に、その委託納付に相当する額の還付及び納付があつたものとみなす。

5 第二項又は第三項の規定が適用される場合には、これらの規定による納付をした国税局長又は税務署長は、遅滞なく、その旨をこれらの規定により委託したものとなされた者に通知しなければならない。

(譲渡割に係る処分に関する不服審査等の特例)

第九条の十一 附則第九条の四第一項の規定により税務署長が消費税の賦課徴収の例により消費税と併せて賦課徴収を行う譲渡割に関する処分は、不服申立て及び訴訟については、国税に関する法律に基づく処分となして、国税通則法第八章の規定を適用する。この場合において、同法第八十五条第一項中「消費税」とあるのは「消費税、地方消費税の譲渡割」と、同法第八十六条第一項中「消費税」とあるのは「消費税、地方消費税の譲渡割」と、同法第九十二条の九十九までの規定にかかわらず、間接国税以外の国税に関する犯罪事件とみなして、国税犯則取締法の規定を適用する。

2 前項の規定により国税に関する法律に基づく処分となされた処分に係る譲渡割又は消費税に係る更正決定等について不服申立てが

されている場合において、当該譲渡割又は消費税と納税義務者及び課税期間が同一である他の消費税又は譲渡割についてされた更正決定等があるときは、国税通則法第九十条第一項若しくは第二項、第四百四十二条第二項又は第四百四十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の消費税又は譲渡割についてされた更正決定等は、当該譲渡割又は消費税の同法第九十条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

(譲渡割に係る犯罪取締りの特例)

第九条の十二 譲渡割に関する犯罪事件については、当分の間、第七十二条の九十六から第七十二条の九十九までの規定にかかわらず、間接国税以外の国税に関する犯罪事件とみなして、国税犯則取締法の規定を適用する。

第九条の十三 税務署長は、政令で定めるところにより、道府県知事に対し、譲渡割の申告の件数、譲渡割額、譲渡割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 道府県知事は、税務署長に対し、必要があると認める事項を示して、当該税務署長に係る譲渡割の賦課徴収又は申告納付に関する事項について、これらに関する書類を閲覧し、又は記録することを請求することができる。この場合において、当該請求に理由があると認めるときは、税務署長は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

3 税務署長は、譲渡割の賦課徴収を行うため必要があるときは、道府県知事及び市町村長に対し、当該事務に関し参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができる。

(譲渡割に係る徴収取扱費の支払)

第九条の十四 道府県は、国が譲渡割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、政令で定めるところにより、徴収取扱費を国に支払わなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の徴収取扱費の算定に関し必要な事項を道府県知事に通知しなければならない。

3 道府県知事は、前項の規定による通知があつた場合においては、その通知があつた日から三十日以内に、第一項の徴収取扱費を支払うものとする。

(地方消費税の清算等の特例)

第九条の十五 第七十二条の百四十一項及び第七十二条の百五十一項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「納付された譲渡割額に相当する額及び第七十二条の百三十三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額」とあるのは「第七十二条の百三十三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び附則第九条の六第三項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額」と、第七十二条の百四十一項中「前条第一項」とあるのは「前条第一項及び附則第九条の十四第一項」と、第七十二条の百五十一項中「第七十二条の百三十三第一項」とあるのは「第七十二条の百三十三第一項及び附則第九条の十四第一項」とする。

(政令への委任)

第九条の十六 附則第九条の四から前条までに定めるもののほか、これらの規定に規定する譲渡割の賦課徴収の特例の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表(第五十条の六、第五十条の八、附則第七条関係)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
8,000円未満		0	100,000	104,000	900	200,000	204,000	1,800	348,000	356,000	3,100
8,000	12,000	0	104,000	108,000	900	204,000	208,000	1,800	356,000	364,000	3,200
12,000	16,000	100	108,000	112,000	900	208,000	212,000	1,800	364,000	372,000	3,200
16,000	20,000	100	112,000	116,000	1,000	212,000	216,000	1,900	372,000	380,000	3,300
			116,000	120,000	1,000	216,000	220,000	1,900	380,000	388,000	3,400
20,000	24,000	100	120,000	124,000	1,000	220,000	224,000	1,900	388,000	396,000	3,400
24,000	28,000	200	124,000	128,000	1,100	224,000	228,000	2,000	396,000	404,000	3,500
28,000	32,000	200	128,000	132,000	1,100	228,000	232,000	2,000	404,000	412,000	3,600
32,000	36,000	200	132,000	136,000	1,100	232,000	236,000	2,000	412,000	420,000	3,700
36,000	40,000	300	136,000	140,000	1,200	236,000	240,000	2,100	420,000	428,000	3,700
40,000	44,000	300	140,000	144,000	1,200	240,000	244,000	2,100	428,000	436,000	3,800
44,000	48,000	300	144,000	148,000	1,200	244,000	248,000	2,100	436,000	444,000	3,900
48,000	52,000	400	148,000	152,000	1,300	248,000	252,000	2,200	444,000	452,000	3,900
52,000	56,000	400	152,000	156,000	1,300	252,000	260,000	2,200	452,000	460,000	4,000
56,000	60,000	500	156,000	160,000	1,400	260,000	268,000	2,300	460,000	468,000	4,100
60,000	64,000	500	160,000	164,000	1,400	268,000	276,000	2,400	468,000	476,000	4,200
64,000	68,000	500	164,000	168,000	1,400	276,000	284,000	2,400	476,000	484,000	4,200
68,000	72,000	600	168,000	172,000	1,500	284,000	292,000	2,500	484,000	492,000	4,300
72,000	76,000	600	172,000	176,000	1,500	292,000	300,000	2,600	492,000	500,000	4,400
76,000	80,000	600	176,000	180,000	1,500	300,000	308,000	2,700	500,000	508,000	4,500
80,000	84,000	700	180,000	184,000	1,600	308,000	316,000	2,700	508,000	516,000	4,500
84,000	88,000	700	184,000	188,000	1,600	316,000	324,000	2,800	516,000	524,000	4,600
88,000	92,000	700	188,000	192,000	1,600	324,000	332,000	2,900	524,000	532,000	4,700
92,000	96,000	800	192,000	196,000	1,700	332,000	340,000	2,900	532,000	540,000	4,700
96,000	100,000	800	196,000	200,000	1,700	340,000	348,000	3,000	540,000	548,000	4,800

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
548,000	556,000	4,900	748,000	756,000	6,700	1,032,000	1,044,000	9,200	1,332,000	1,344,000	11,900
556,000	564,000	5,000	756,000	764,000	6,800	1,044,000	1,056,000	9,300	1,344,000	1,356,000	12,000
564,000	572,000	5,000	764,000	772,000	6,800	1,056,000	1,068,000	9,500	1,356,000	1,368,000	12,200
572,000	580,000	5,100	772,000	780,000	6,900	1,068,000	1,080,000	9,600	1,368,000	1,380,000	12,300
580,000	588,000	5,200	780,000	792,000	7,000	1,080,000	1,092,000	9,700	1,380,000	1,392,000	12,400
588,000	596,000	5,200	792,000	804,000	7,100	1,092,000	1,104,000	9,800	1,392,000	1,404,000	12,500
596,000	604,000	5,300	804,000	816,000	7,200	1,104,000	1,116,000	9,900	1,404,000	1,416,000	12,600
604,000	612,000	5,400	816,000	828,000	7,300	1,116,000	1,128,000	10,000	1,416,000	1,428,000	12,700
612,000	620,000	5,500	828,000	840,000	7,400	1,128,000	1,140,000	10,100	1,428,000	1,440,000	12,800
620,000	628,000	5,500	840,000	852,000	7,500	1,140,000	1,152,000	10,200	1,440,000	1,452,000	12,900
628,000	636,000	5,600	852,000	864,000	7,600	1,152,000	1,164,000	10,300	1,452,000	1,464,000	13,000
636,000	644,000	5,700	864,000	876,000	7,700	1,164,000	1,176,000	10,400	1,464,000	1,476,000	13,100
644,000	652,000	5,700	876,000	888,000	7,800	1,176,000	1,188,000	10,500	1,476,000	1,488,000	13,200
652,000	660,000	5,800	888,000	900,000	7,900	1,188,000	1,200,000	10,600	1,488,000	1,500,000	13,300
660,000	668,000	5,900	900,000	912,000	8,100	1,200,000	1,212,000	10,800	1,500,000	1,512,000	13,500
668,000	676,000	6,000	912,000	924,000	8,200	1,212,000	1,224,000	10,900	1,512,000	1,524,000	13,600
676,000	684,000	6,000	924,000	936,000	8,300	1,224,000	1,236,000	11,000	1,524,000	1,536,000	13,700
684,000	692,000	6,100	936,000	948,000	8,400	1,236,000	1,248,000	11,100	1,536,000	1,548,000	13,800
692,000	700,000	6,200	948,000	960,000	8,500	1,248,000	1,260,000	11,200	1,548,000	1,560,000	13,900
700,000	708,000	6,300	960,000	972,000	8,600	1,260,000	1,272,000	11,300	1,560,000	1,576,000	14,000
708,000	716,000	6,300	972,000	984,000	8,700	1,272,000	1,284,000	11,400	1,576,000	1,592,000	14,100
716,000	724,000	6,400	984,000	996,000	8,800	1,284,000	1,296,000	11,500	1,592,000	1,608,000	14,300
724,000	732,000	6,500	996,000	1,008,000	8,900	1,296,000	1,308,000	11,600	1,608,000	1,624,000	14,400
732,000	740,000	6,500	1,008,000	1,020,000	9,000	1,308,000	1,320,000	11,700	1,624,000	1,640,000	14,600
740,000	748,000	6,600	1,020,000	1,032,000	9,100	1,320,000	1,332,000	11,800	1,640,000	1,656,000	14,700

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,656,000	1,672,000	14,900		2,056,000	2,072,000	18,500		2,456,000	2,472,000	22,100		2,820,000	2,840,000	26,200	
1,672,000	1,688,000	15,000		2,072,000	2,088,000	18,600		2,472,000	2,488,000	22,200		2,840,000	2,860,000	26,400	
1,688,000	1,704,000	15,100		2,088,000	2,104,000	18,700		2,488,000	2,504,000	22,300		2,860,000	2,880,000	26,600	
1,704,000	1,720,000	15,300		2,104,000	2,120,000	18,900		2,504,000	2,520,000	22,500		2,880,000	3,000,000	26,800	
1,720,000	1,736,000	15,400		2,120,000	2,136,000	19,000		2,520,000	2,536,000	22,600		3,000,000	3,020,000	27,000	
1,736,000	1,752,000	15,600		2,136,000	2,152,000	19,200		2,536,000	2,552,000	22,800		3,020,000	3,040,000	27,100	
1,752,000	1,768,000	15,700		2,152,000	2,168,000	19,300		2,552,000	2,568,000	22,900		3,040,000	3,060,000	27,300	
1,768,000	1,784,000	15,900		2,168,000	2,184,000	19,500		2,568,000	2,584,000	23,100		3,060,000	3,080,000	27,500	
1,784,000	1,800,000	16,000		2,184,000	2,200,000	19,600		2,584,000	2,600,000	23,200		3,080,000	3,100,000	27,700	
1,800,000	1,816,000	16,200		2,200,000	2,216,000	19,800		2,600,000	2,620,000	23,400		3,100,000	3,120,000	27,900	
1,816,000	1,832,000	16,300		2,216,000	2,232,000	19,900		2,620,000	2,640,000	23,500		3,120,000	3,140,000	28,000	
1,832,000	1,848,000	16,400		2,232,000	2,248,000	20,000		2,640,000	2,660,000	23,700		3,140,000	3,160,000	28,200	
1,848,000	1,864,000	16,600		2,248,000	2,264,000	20,200		2,660,000	2,680,000	23,900		3,160,000	3,180,000	28,400	
1,864,000	1,880,000	16,700		2,264,000	2,280,000	20,300		2,680,000	2,700,000	24,100		3,180,000	3,200,000	28,600	
1,880,000	1,896,000	16,900		2,280,000	2,296,000	20,500		2,700,000	2,720,000	24,300		3,200,000	3,220,000	28,800	
1,896,000	1,912,000	17,000		2,296,000	2,312,000	20,600		2,720,000	2,740,000	24,400		3,220,000	3,240,000	28,900	
1,912,000	1,928,000	17,200		2,312,000	2,328,000	20,800		2,740,000	2,760,000	24,600		3,240,000	3,260,000	29,100	
1,928,000	1,944,000	17,300		2,328,000	2,344,000	20,900		2,760,000	2,780,000	24,800		3,260,000	3,280,000	29,300	
1,944,000	1,960,000	17,400		2,344,000	2,360,000	21,000		2,780,000	2,800,000	25,000		3,280,000	3,300,000	29,500	
1,960,000	1,976,000	17,600		2,360,000	2,376,000	21,200		2,800,000	2,820,000	25,200		3,300,000	3,320,000	29,700	
1,976,000	1,992,000	17,700		2,376,000	2,392,000	21,300		2,820,000	2,840,000	25,300		3,320,000	3,340,000	29,800	
1,992,000	2,008,000	17,900		2,392,000	2,408,000	21,500		2,840,000	2,860,000	25,500		3,340,000	3,360,000	30,000	
2,008,000	2,024,000	18,000		2,408,000	2,424,000	21,600		2,860,000	2,880,000	25,700		3,360,000	3,380,000	30,200	
2,024,000	2,040,000	18,200		2,424,000	2,440,000	21,800		2,880,000	2,900,000	25,900		3,380,000	3,400,000	30,400	
2,040,000	2,056,000	18,300		2,440,000	2,456,000	21,900		2,900,000	2,920,000	26,100		3,400,000	3,420,000	30,600	

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,420,000	3,440,000	30,700		3,920,000	3,940,000	35,200		4,420,000	4,440,000	39,700		4,920,000	4,940,000	44,200	
3,440,000	3,460,000	30,900		3,940,000	3,960,000	35,400		4,440,000	4,460,000	39,900		4,940,000	4,960,000	44,400	
3,460,000	3,480,000	31,100		3,960,000	3,980,000	35,600		4,460,000	4,480,000	40,100		4,960,000	4,980,000	44,600	
3,480,000	3,500,000	31,300		3,980,000	4,000,000	35,800		4,480,000	4,500,000	40,300		4,980,000	5,000,000	44,800	
3,500,000	3,520,000	31,500		4,000,000	4,020,000	36,000		4,500,000	4,520,000	40,500		5,000,000	5,020,000	45,000	
3,520,000	3,540,000	31,600		4,020,000	4,040,000	36,100		4,520,000	4,540,000	40,600		5,020,000	5,040,000	45,100	
3,540,000	3,560,000	31,800		4,040,000	4,060,000	36,300		4,540,000	4,560,000	40,800		5,040,000	5,060,000	45,300	
3,560,000	3,580,000	32,000		4,060,000	4,080,000	36,500		4,560,000	4,580,000	41,000		5,060,000	5,080,000	45,500	
3,580,000	3,600,000	32,200		4,080,000	4,100,000	36,700		4,580,000	4,600,000	41,200		5,080,000	5,100,000	45,700	
3,600,000	3,620,000	32,400		4,100,000	4,120,000	36,900		4,600,000	4,620,000	41,400		5,100,000	5,120,000	45,900	
3,620,000	3,640,000	32,500		4,120,000	4,140,000	37,000		4,620,000	4,640,000	41,500		5,120,000	5,140,000	46,000	
3,640,000	3,660,000	32,700		4,140,000	4,160,000	37,200		4,640,000	4,660,000	41,700		5,140,000	5,160,000	46,200	
3,660,000	3,680,000	32,900		4,160,000	4,180,000	37,400		4,660,000	4,680,000	41,900		5,160,000	5,180,000	46,400	
3,680,000	3,700,000	33,100		4,180,000	4,200,000	37,600		4,680,000	4,700,000	42,100		5,180,000	5,200,000	46,600	
3,700,000	3,720,000	33,300		4,200,000	4,220,000	37,800		4,700,000	4,720,000	42,300		5,200,000	5,220,000	46,800	
3,720,000	3,740,000	33,400		4,220,000	4,240,000	37,900		4,720,000	4,740,000	42,400		5,220,000	5,240,000	46,900	
3,740,000	3,760,000	33,600		4,240,000	4,260,000	38,100		4,740,000	4,760,000	42,600		5,240,000	5,260,000	47,100	
3,760,000	3,780,000	33,800		4,260,000	4,280,000	38,300		4,760,000	4,780,000	42,800		5,260,000	5,280,000	47,300	
3,780,000	3,800,000	34,000		4,280,000	4,300,000	38,500		4,780,000	4,800,000	43,000		5,280,000	5,300,000	47,500	
3,800,000	3,820,000	34,200		4,300,000	4,320,000	38,700		4,800,000	4,820,000	43,200		5,300,000	5,320,000	47,700	
3,820,000	3,840,000	34,300		4,320,000	4,340,000	38,800		4,820,000	4,840,000	43,300		5,320,000	5,340,000	47,800	
3,840,000	3,860,000	34,500		4,340,000	4,360,000	39,000		4,840,000	4,860,000	43,500		5,340,000	5,360,000	48,000	
3,860,000	3,880,000	34,700		4,360,000	4,380,000	39,200		4,860,000	4,880,000	43,700		5,360,000	5,380,000	48,200	
3,880,000	3,900,000	34,900		4,380,000	4,400,000	39,400		4,880,000	4,900,000	43,900		5,380,000	5,400,000	48,400	
3,900,000	3,920,000	35,100		4,400,000	4,420,000	39,600		4,900,000	4,920,000	44,100		5,400,000	5,420,000	48,600	

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,420,000	5,440,000	48,700		5,920,000	5,940,000	53,200		6,420,000	6,440,000	57,700		6,920,000	6,940,000	62,200	
5,440,000	5,460,000	48,900		5,940,000	5,960,000	53,400		6,440,000	6,460,000	57,900		6,940,000	6,960,000	62,400	
5,460,000	5,480,000	49,100		5,960,000	5,980,000	53,600		6,460,000	6,480,000	58,100		6,960,000	6,980,000	62,600	
5,480,000	5,500,000	49,300		5,980,000	6,000,000	53,800		6,480,000	6,500,000	58,300		6,980,000	7,000,000	62,800	
5,500,000	5,520,000	49,500		6,000,000	6,020,000	54,000		6,500,000	6,520,000	58,500		7,000,000	7,020,000	63,000	
5,520,000	5,540,000	49,600		6,020,000	6,040,000	54,100		6,520,000	6,540,000	58,600		7,020,000	7,040,000	63,100	
5,540,000	5,560,000	49,800		6,040,000	6,060,000	54,300		6,540,000	6,560,000	58,800		7,040,000	7,060,000	63,300	
5,560,000	5,580,000	50,000		6,060,000	6,080,000	54,500		6,560,000	6,580,000	59,000		7,060,000	7,080,000	63,500	
5,580,000	5,600,000	50,200		6,080,000	6,100,000	54,700		6,580,000	6,600,000	59,200		7,080,000	7,100,000	63,700	
5,600,000	5,620,000	50,400		6,100,000	6,120,000	54,900		6,600,000	6,620,000	59,400		7,100,000	7,120,000	63,900	
5,620,000	5,640,000	50,500		6,120,000	6,140,000	55,000		6,620,000	6,640,000	59,500		7,120,000	7,140,000	64,000	
5,640,000	5,660,000	50,700		6,140,000	6,160,000	55,200		6,640,000	6,660,000	59,700		7,140,000	7,160,000	64,200	
5,660,000	5,680,000	50,900		6,160,000	6,180,000	55,400		6,660,000	6,680,000	59,900		7,160,000	7,180,000	64,400	
5,680,000	5,700,000	51,100		6,180,000	6,200,000	55,600		6,680,000	6,700,000	60,100		7,180,000	7,200,000	64,600	
5,700,000	5,720,000	51,300		6,200,000	6,220,000	55,800		6,700,000	6,720,000	60,300		7,200,000	7,220,000	64,800	
5,720,000	5,740,000	51,400		6,220,000	6,240,000	55,900		6,720,000	6,740,000	60,400		7,220,000	7,240,000	64,900	
5,740,000	5,760,000	51,600		6,240,000	6,260,000	56,100		6,740,000	6,760,000	60,600		7,240,000	7,260,000	65,100	
5,760,000	5,780,000	51,800		6,260,000	6,280,000	56,300		6,760,000	6,780,000	60,800		7,260,000	7,280,000	65,300	
5,780,000	5,800,000	52,000		6,280,000	6,300,000	56,500		6,780,000	6,800,000	61,000		7,280,000	7,300,000	65,500	
5,800,000	5,820,000	52,200		6,300,000	6,320,000	56,700		6,800,000	6,820,000	61,200		7,300,000	7,320,000	65,700	
5,820,000	5,840,000	52,300		6,320,000	6,340,000	56,800		6,820,000	6,840,000	61,300		7,320,000	7,340,000	65,800	
5,840,000	5,860,000	52,500		6,340,000	6,360,000	57,000		6,840,000	6,860,000	61,500		7,340,000	7,360,000	66,000	
5,860,000	5,880,000	52,700		6,360,000	6,380,000	57,200		6,860,000	6,880,000	61,700		7,360,000	7,380,000	66,200	
5,880,000	5,900,000	52,900		6,380,000	6,400,000	57,400		6,880,000	6,900,000	61,900		7,380,000	7,400,000	66,400	
5,900,000	5,920,000	53,100		6,400,000	6,420,000	57,600		6,900,000	6,920,000	62,100		7,400,000	7,420,000	66,600	

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,420,000	7,440,000	66,700		7,720,000	7,740,000	69,400		8,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に0.9%を乗じて算出した金額		14,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に1.8%を乗じて算出した金額から126,000円を控除した金額	
7,440,000	7,460,000	66,900		7,740,000	7,760,000	69,600									
7,460,000	7,480,000	67,100		7,760,000	7,780,000	69,800									
7,480,000	7,500,000	67,300		7,780,000	7,800,000	70,000									
7,500,000	7,520,000	67,500		7,800,000	7,820,000	70,200									
7,520,000	7,540,000	67,600		7,820,000	7,840,000	70,300									
7,540,000	7,560,000	67,800		7,840,000	7,860,000	70,500									
7,560,000	7,580,000	68,000		7,860,000	7,880,000	70,700									
7,580,000	7,600,000	68,200		7,880,000	7,900,000	70,900									
7,600,000	7,620,000	68,400		7,900,000	7,920,000	71,100									
7,620,000	7,640,000	68,500		7,920,000	7,940,000	71,200									
7,640,000	7,660,000	68,700		7,940,000	7,960,000	71,400									
7,660,000	7,680,000	68,900		7,960,000	7,980,000	71,600									
7,680,000	7,700,000	69,100		7,980,000	8,000,000	71,800									
7,700,000	7,720,000	69,300													

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表(第三百二十八条の六、第三百二十八条の十三、附則第七条関係)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
8,000	円未満	0	100,000	104,000	1,300	200,000	204,000	2,700	348,000	356,000	4,800
8,000	12,000	100	104,000	108,000	1,400	204,000	208,000	2,700	356,000	364,000	4,800
12,000	18,000	100	108,000	112,000	1,400	208,000	212,000	2,800	364,000	372,000	4,900
16,000	20,000	200	112,000	116,000	1,500	212,000	216,000	2,800	372,000	380,000	5,000
			116,000	120,000	1,500	216,000	220,000	2,900	380,000	388,000	5,100
20,000	24,000	200	120,000	124,000	1,600	220,000	224,000	2,900	388,000	396,000	5,200
24,000	28,000	300	124,000	128,000	1,600	224,000	228,000	3,000	396,000	404,000	5,300
28,000	32,000	300	128,000	132,000	1,700	228,000	232,000	3,000	404,000	412,000	5,400
32,000	36,000	400	132,000	136,000	1,700	232,000	236,000	3,100	412,000	420,000	5,500
36,000	40,000	400	136,000	140,000	1,800	236,000	240,000	3,100	420,000	428,000	5,600
40,000	44,000	500	140,000	144,000	1,800	240,000	244,000	3,200	428,000	436,000	5,700
44,000	48,000	500	144,000	148,000	1,900	244,000	248,000	3,200	436,000	444,000	5,800
48,000	52,000	600	148,000	152,000	1,900	248,000	252,000	3,300	444,000	452,000	5,900
52,000	56,000	700	152,000	156,000	2,000	252,000	260,000	3,400	452,000	460,000	6,100
56,000	60,000	700	156,000	160,000	2,100	260,000	268,000	3,500	460,000	468,000	6,200
60,000	64,000	800	160,000	164,000	2,100	268,000	276,000	3,600	468,000	476,000	6,300
64,000	68,000	800	164,000	168,000	2,200	276,000	284,000	3,700	476,000	484,000	6,400
68,000	72,000	900	168,000	172,000	2,200	284,000	292,000	3,800	484,000	492,000	6,500
72,000	76,000	900	172,000	176,000	2,300	292,000	300,000	3,900	492,000	500,000	6,600
76,000	80,000	1,000	176,000	180,000	2,300	300,000	308,000	4,000	500,000	508,000	6,700
80,000	84,000	1,000	180,000	184,000	2,400	308,000	316,000	4,100	508,000	516,000	6,800
84,000	88,000	1,100	184,000	188,000	2,400	316,000	324,000	4,200	516,000	524,000	6,900
88,000	92,000	1,100	188,000	192,000	2,500	324,000	332,000	4,300	524,000	532,000	7,000
92,000	96,000	1,200	192,000	196,000	2,500	332,000	340,000	4,400	532,000	540,000	7,100
96,000	100,000	1,200	196,000	200,000	2,600	340,000	348,000	4,500	540,000	548,000	7,200

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
548,000	556,000	7,300	748,000	756,000	10,000	1,032,000	1,044,000	13,900	1,332,000	1,344,000	17,900
556,000	564,000	7,500	756,000	764,000	10,200	1,044,000	1,056,000	14,000	1,344,000	1,356,000	18,100
564,000	572,000	7,600	764,000	772,000	10,300	1,056,000	1,068,000	14,200	1,356,000	1,368,000	18,300
572,000	580,000	7,700	772,000	780,000	10,400	1,068,000	1,080,000	14,400	1,368,000	1,380,000	18,400
580,000	588,000	7,800	780,000	792,000	10,500	1,080,000	1,092,000	14,500	1,380,000	1,392,000	18,600
588,000	596,000	7,900	792,000	804,000	10,600	1,092,000	1,104,000	14,700	1,392,000	1,404,000	18,700
596,000	604,000	8,000	804,000	816,000	10,800	1,104,000	1,116,000	14,900	1,404,000	1,416,000	18,900
604,000	612,000	8,100	816,000	828,000	11,000	1,116,000	1,128,000	15,000	1,416,000	1,428,000	19,100
612,000	620,000	8,200	828,000	840,000	11,100	1,128,000	1,140,000	15,200	1,428,000	1,440,000	19,200
620,000	628,000	8,300	840,000	852,000	11,300	1,140,000	1,152,000	15,300	1,440,000	1,452,000	19,400
628,000	636,000	8,400	852,000	864,000	11,500	1,152,000	1,164,000	15,500	1,452,000	1,464,000	19,600
636,000	644,000	8,500	864,000	876,000	11,600	1,164,000	1,176,000	15,700	1,464,000	1,476,000	19,700
644,000	652,000	8,600	876,000	888,000	11,800	1,176,000	1,188,000	15,800	1,476,000	1,488,000	19,900
652,000	660,000	8,800	888,000	900,000	11,900	1,188,000	1,200,000	16,000	1,488,000	1,500,000	20,000
660,000	668,000	8,900	900,000	912,000	12,100	1,200,000	1,212,000	16,200	1,500,000	1,512,000	20,200
668,000	676,000	9,000	912,000	924,000	12,300	1,212,000	1,224,000	16,300	1,512,000	1,524,000	20,400
676,000	684,000	9,100	924,000	936,000	12,400	1,224,000	1,236,000	16,500	1,524,000	1,536,000	20,500
684,000	692,000	9,200	936,000	948,000	12,600	1,236,000	1,248,000	16,600	1,536,000	1,548,000	20,700
692,000	700,000	9,300	948,000	960,000	12,700	1,248,000	1,260,000	16,800	1,548,000	1,560,000	20,800
700,000	708,000	9,400	960,000	972,000	12,900	1,260,000	1,272,000	17,000	1,560,000	1,578,000	21,000
708,000	716,000	9,500	972,000	984,000	13,100	1,272,000	1,284,000	17,100	1,578,000	1,592,000	21,200
716,000	724,000	9,600	984,000	996,000	13,200	1,284,000	1,296,000	17,300	1,592,000	1,608,000	21,400
724,000	732,000	9,700	996,000	1,008,000	13,400	1,296,000	1,308,000	17,400	1,608,000	1,624,000	21,700
732,000	740,000	9,800	1,008,000	1,020,000	13,600	1,308,000	1,320,000	17,600	1,624,000	1,640,000	21,900
740,000	748,000	9,900	1,020,000	1,032,000	13,700	1,320,000	1,332,000	17,800	1,640,000	1,656,000	22,100

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円		円	円	円		円	円	円		円	円	円	
1,656,000	1,672,000	22,300		2,056,000	2,072,000	27,700		2,456,000	2,472,000	33,100		2,920,000	2,940,000	39,400	
1,672,000	1,688,000	22,500		2,072,000	2,088,000	27,900		2,472,000	2,488,000	33,300		2,940,000	2,960,000	39,600	
1,688,000	1,704,000	22,700		2,088,000	2,104,000	28,100		2,488,000	2,504,000	33,500		2,960,000	2,980,000	39,900	
1,704,000	1,720,000	23,000		2,104,000	2,120,000	28,400		2,504,000	2,520,000	33,800		2,980,000	3,000,000	40,200	
1,720,000	1,736,000	23,200		2,120,000	2,136,000	28,600		2,520,000	2,536,000	34,000		3,000,000	3,020,000	40,500	
1,736,000	1,752,000	23,400		2,136,000	2,152,000	28,800		2,536,000	2,552,000	34,200		3,020,000	3,040,000	40,700	
1,752,000	1,768,000	23,600		2,152,000	2,168,000	29,000		2,552,000	2,568,000	34,400		3,040,000	3,060,000	41,000	
1,768,000	1,784,000	23,800		2,168,000	2,184,000	29,200		2,568,000	2,584,000	34,600		3,060,000	3,080,000	41,300	
1,784,000	1,800,000	24,000		2,184,000	2,200,000	29,400		2,584,000	2,600,000	34,800		3,080,000	3,100,000	41,500	
1,800,000	1,816,000	24,300		2,200,000	2,216,000	29,700		2,600,000	2,620,000	35,100		3,100,000	3,120,000	41,800	
1,816,000	1,832,000	24,500		2,216,000	2,232,000	29,900		2,620,000	2,640,000	35,300		3,120,000	3,140,000	42,100	
1,832,000	1,848,000	24,700		2,232,000	2,248,000	30,100		2,640,000	2,660,000	35,600		3,140,000	3,160,000	42,300	
1,848,000	1,864,000	24,900		2,248,000	2,264,000	30,300		2,660,000	2,680,000	35,900		3,160,000	3,180,000	42,600	
1,864,000	1,880,000	25,100		2,264,000	2,280,000	30,500		2,680,000	2,700,000	36,100		3,180,000	3,200,000	42,900	
1,880,000	1,896,000	25,300		2,280,000	2,296,000	30,700		2,700,000	2,720,000	36,400		3,200,000	3,220,000	43,200	
1,896,000	1,912,000	25,500		2,296,000	2,312,000	30,900		2,720,000	2,740,000	36,700		3,220,000	3,240,000	43,400	
1,912,000	1,928,000	25,800		2,312,000	2,328,000	31,200		2,740,000	2,760,000	36,900		3,240,000	3,260,000	43,700	
1,928,000	1,944,000	26,000		2,328,000	2,344,000	31,400		2,760,000	2,780,000	37,200		3,260,000	3,280,000	44,000	
1,944,000	1,960,000	26,200		2,344,000	2,360,000	31,600		2,780,000	2,800,000	37,500		3,280,000	3,300,000	44,200	
1,960,000	1,976,000	26,400		2,360,000	2,376,000	31,800		2,800,000	2,820,000	37,800		3,300,000	3,320,000	44,500	
1,976,000	1,992,000	26,600		2,376,000	2,392,000	32,000		2,820,000	2,840,000	38,000		3,320,000	3,340,000	44,800	
1,992,000	2,008,000	26,800		2,392,000	2,408,000	32,200		2,840,000	2,860,000	38,300		3,340,000	3,360,000	45,000	
2,008,000	2,024,000	27,100		2,408,000	2,424,000	32,500		2,860,000	2,880,000	38,600		3,360,000	3,380,000	45,300	
2,024,000	2,040,000	27,300		2,424,000	2,440,000	32,700		2,880,000	2,900,000	38,800		3,380,000	3,400,000	45,600	
2,040,000	2,056,000	27,500		2,440,000	2,456,000	32,900		2,900,000	2,920,000	39,100		3,400,000	3,420,000	45,900	

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円		円	円	円		円	円	円		円	円	円	
3,420,000	3,440,000	46,100		3,920,000	3,940,000	52,900		4,420,000	4,440,000	69,100		4,920,000	4,940,000	87,100	
3,440,000	3,460,000	46,400		3,940,000	3,960,000	53,100		4,440,000	4,460,000	69,300		4,940,000	4,960,000	87,300	
3,460,000	3,480,000	46,700		3,960,000	3,980,000	53,400		4,460,000	4,480,000	70,500		4,960,000	4,980,000	88,500	
3,480,000	3,500,000	46,900		3,980,000	4,000,000	53,700		4,480,000	4,500,000	71,200		4,980,000	5,000,000	89,200	
3,500,000	3,520,000	47,200		4,000,000	4,020,000	54,000		4,500,000	4,520,000	72,000		5,000,000	5,020,000	90,000	
3,520,000	3,540,000	47,500		4,020,000	4,040,000	54,700		4,520,000	4,540,000	72,700		5,020,000	5,040,000	90,700	
3,540,000	3,560,000	47,700		4,040,000	4,060,000	55,400		4,540,000	4,560,000	73,400		5,040,000	5,060,000	91,400	
3,560,000	3,580,000	48,000		4,060,000	4,080,000	56,100		4,560,000	4,580,000	74,100		5,060,000	5,080,000	92,100	
3,580,000	3,600,000	48,300		4,080,000	4,100,000	56,800		4,580,000	4,600,000	74,800		5,080,000	5,100,000	92,800	
3,600,000	3,620,000	48,600		4,100,000	4,120,000	57,600		4,600,000	4,620,000	75,600		5,100,000	5,120,000	93,600	
3,620,000	3,640,000	48,800		4,120,000	4,140,000	58,300		4,620,000	4,640,000	76,300		5,120,000	5,140,000	94,300	
3,640,000	3,660,000	49,100		4,140,000	4,160,000	59,000		4,640,000	4,660,000	77,000		5,140,000	5,160,000	95,000	
3,660,000	3,680,000	49,400		4,160,000	4,180,000	59,700		4,660,000	4,680,000	77,700		5,160,000	5,180,000	95,700	
3,680,000	3,700,000	49,600		4,180,000	4,200,000	60,400		4,680,000	4,700,000	78,400		5,180,000	5,200,000	96,400	
3,700,000	3,720,000	49,900		4,200,000	4,220,000	61,200		4,700,000	4,720,000	79,200		5,200,000	5,220,000	97,200	
3,720,000	3,740,000	50,200		4,220,000	4,240,000	61,900		4,720,000	4,740,000	79,900		5,220,000	5,240,000	97,900	
3,740,000	3,760,000	50,400		4,240,000	4,260,000	62,600		4,740,000	4,760,000	80,600		5,240,000	5,260,000	98,600	
3,760,000	3,780,000	50,700		4,260,000	4,280,000	63,300		4,760,000	4,780,000	81,300		5,260,000	5,280,000	99,300	
3,780,000	3,800,000	51,000		4,280,000	4,300,000	64,000		4,780,000	4,800,000	82,000		5,280,000	5,300,000	100,000	
3,800,000	3,820,000	51,300		4,300,000	4,320,000	64,800		4,800,000	4,820,000	82,800		5,300,000	5,320,000	100,800	
3,820,000	3,840,000	51,500		4,320,000	4,340,000	65,500		4,820,000	4,840,000	83,500		5,320,000	5,340,000	101,500	
3,840,000	3,860,000	51,800		4,340,000	4,360,000	66,200		4,840,000	4,860,000	84,200		5,340,000	5,360,000	102,200	
3,860,000	3,880,000	52,100		4,360,000	4,380,000	66,900		4,860,000	4,880,000	84,900		5,360,000	5,380,000	102,900	
3,880,000	3,900,000	52,300		4,380,000	4,400,000	67,600		4,880,000	4,900,000	85,600		5,380,000	5,400,000	103,600	
3,900,000	3,920,000	52,600		4,400,000	4,420,000	68,400		4,900,000	4,920,000	86,400		5,400,000	5,420,000	104,400	

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,420,000	5,440,000	105,100		5,920,000	5,940,000	123,100		6,420,000	6,440,000	141,100		6,920,000	6,940,000	159,100	
5,440,000	5,460,000	105,800		5,940,000	5,960,000	123,800		6,440,000	6,460,000	141,800		6,940,000	6,960,000	159,800	
5,460,000	5,480,000	106,500		5,960,000	5,980,000	124,500		6,460,000	6,480,000	142,500		6,960,000	6,980,000	160,500	
5,480,000	5,500,000	107,200		5,980,000	6,000,000	125,200		6,480,000	6,500,000	143,200		6,980,000	7,000,000	161,200	
5,500,000	5,520,000	108,000		6,000,000	6,020,000	126,000		6,500,000	6,520,000	144,000		7,000,000	7,020,000	162,000	
5,520,000	5,540,000	108,700		6,020,000	6,040,000	126,700		6,520,000	6,540,000	144,700		7,020,000	7,040,000	162,700	
5,540,000	5,560,000	109,400		6,040,000	6,060,000	127,400		6,540,000	6,560,000	145,400		7,040,000	7,060,000	163,400	
5,560,000	5,580,000	110,100		6,060,000	6,080,000	128,100		6,560,000	6,580,000	146,100		7,060,000	7,080,000	164,100	
5,580,000	5,600,000	110,800		6,080,000	6,100,000	128,800		6,580,000	6,600,000	146,800		7,080,000	7,100,000	164,800	
5,600,000	5,620,000	111,600		6,100,000	6,120,000	129,600		6,600,000	6,620,000	147,600		7,100,000	7,120,000	165,600	
5,620,000	5,640,000	112,300		6,120,000	6,140,000	130,300		6,620,000	6,640,000	148,300		7,120,000	7,140,000	166,300	
5,640,000	5,660,000	113,000		6,140,000	6,160,000	131,000		6,640,000	6,660,000	149,000		7,140,000	7,160,000	167,000	
5,660,000	5,680,000	113,700		6,160,000	6,180,000	131,700		6,660,000	6,680,000	149,700		7,160,000	7,180,000	167,700	
5,680,000	5,700,000	114,400		6,180,000	6,200,000	132,400		6,680,000	6,700,000	150,400		7,180,000	7,200,000	168,400	
5,700,000	5,720,000	115,200		6,200,000	6,220,000	133,200		6,700,000	6,720,000	151,200		7,200,000	7,220,000	169,200	
5,720,000	5,740,000	115,900		6,220,000	6,240,000	133,900		6,720,000	6,740,000	151,900		7,220,000	7,240,000	169,900	
5,740,000	5,760,000	116,600		6,240,000	6,260,000	134,600		6,740,000	6,760,000	152,600		7,240,000	7,260,000	170,600	
5,760,000	5,780,000	117,300		6,260,000	6,280,000	135,300		6,760,000	6,780,000	153,300		7,260,000	7,280,000	171,300	
5,780,000	5,800,000	118,000		6,280,000	6,300,000	136,000		6,780,000	6,800,000	154,000		7,280,000	7,300,000	172,000	
5,800,000	5,820,000	118,800		6,300,000	6,320,000	136,800		6,800,000	6,820,000	154,800		7,300,000	7,320,000	172,800	
5,820,000	5,840,000	119,500		6,320,000	6,340,000	137,500		6,820,000	6,840,000	155,500		7,320,000	7,340,000	173,500	
5,840,000	5,860,000	120,200		6,340,000	6,360,000	138,200		6,840,000	6,860,000	156,200		7,340,000	7,360,000	174,200	
5,860,000	5,880,000	120,900		6,360,000	6,380,000	138,900		6,860,000	6,880,000	156,900		7,360,000	7,380,000	174,900	
5,880,000	5,900,000	121,600		6,380,000	6,400,000	139,600		6,880,000	6,900,000	157,600		7,380,000	7,400,000	175,600	
5,900,000	5,920,000	122,400		6,400,000	6,420,000	140,400		6,900,000	6,920,000	158,400		7,400,000	7,420,000	176,400	

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,420,000	7,440,000	177,100		7,720,000	7,740,000	187,900		8,000,000	14,000,000		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に3.6%を乗じて算出した金額から90,000円を控除した金額	14,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.95%を乗じて算出した金額から279,000円を控除した金額	
7,440,000	7,460,000	177,800		7,740,000	7,760,000	188,600									
7,460,000	7,480,000	178,500		7,760,000	7,780,000	189,300									
7,480,000	7,500,000	179,200		7,780,000	7,800,000	190,000									
7,500,000	7,520,000	180,000		7,800,000	7,820,000	190,800									
7,520,000	7,540,000	180,700		7,820,000	7,840,000	191,500									
7,540,000	7,560,000	181,400		7,840,000	7,860,000	192,200									
7,560,000	7,580,000	182,100		7,860,000	7,880,000	192,900									
7,580,000	7,600,000	182,800		7,880,000	7,900,000	193,600									
7,600,000	7,620,000	183,600		7,900,000	7,920,000	194,400									
7,620,000	7,640,000	184,300		7,920,000	7,940,000	195,100									
7,640,000	7,660,000	185,000		7,940,000	7,960,000	195,800									
7,660,000	7,680,000	185,700		7,960,000	7,980,000	196,500									
7,680,000	7,700,000	186,400		7,980,000	8,000,000	197,200									
7,700,000	7,720,000	187,200													

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改

円」と、「三十三万円」とあるのは「三十万円」と、同号ロ(1)中「四十五万円」とあるのは「四十万円」と、同号ロ(2)中「四十五万円」とあるのは「四十万円」と、「七十五万円」とあるのは「六十五万円」と、「三十八万円から」とあるのは「三十二万円から」と、同号ロ(3)中「七十五万円」とあるのは「六十五万円」と、「三万円」とあるのは「五万円」とする。

3 新法第五十条の四及び別表第一の規定は、平成七年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新法第五十条の二に規定する退職手当等)をいう。以下この項において同じ。に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

4 新法第二十三条第一項第七号及び第八号並びに第三十二条第四項第一号の規定は、平成八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置等)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法第二章第三節及び附則第九の四から第九の十六までの規定は、平成九年四月一日(以下附則第六条までにおいて「適用日」という。)以後に事業者が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二十一条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。附則第五条及び第六条において同じ。)及び適用日以後に係る課税地域から引き取られる課税貨物(同項第十一号に規定する課税貨物をいう。附則第五条及び第六条において同じ。)に係る地方消費税について適用する。

第四条 新法第七十二条の八十七(新法附則第九条の五後段及び第九の六第一項後段において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用する。

第五条 新法第七十二条の八十七の事業者は、消費税法第四十三条第一項の規定が適用される場合に限って、同項第四号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、新法第七十二条の八十七の規定による申告書に係る同項に規定する中間申告対象期間を一つの課税期間とみなして次条第一項の規定を適用して算出した金額を当該中間申告対象期間に係る新法第七十二条の八十七各項の規定に規定する消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額として、当該申告書提出することができる。

2 前項の経過措置対象課税資産の譲渡等とは、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号。以下この条及び次条において「所得税法等改正法」という。)附則第七條、第十條から第十四條まで、第二十二條又は第二十四條の規定により、所得税法等改正法第三條の規定による改正前の消費税法(次条において「旧消費税法」という。)第二十九條に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。

3 第一項の経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。
一 適用日前に事業者が行った課税仕入れ(消費税法第二十一条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。)
二 適用日前に事業者が保税地域から引き取った課税貨物
三 所得税法等改正法附則第十條第七項(所得税法等改正法附則第十三條第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける課税仕入れ
四 所得税法等改正法附則第十八條又は第十九條の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等
五 前各号に掲げるもののほか、所得税法等改正法附則の規定の適用を受ける課税仕入れ等

で政令で定めるもの

第六条 新法第七十二条の八十八第一項の事業者が、適用日以後に終了する課税期間(新法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間をいう。以下この条において同じ。)に係る新法第七十二条の八十八第一項の規定による申告書提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税法第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して残額があるときは、当該残額を当該課税期間に係る新法第七十二条の八十八第一項に規定する消費税額として同項の規定を適用する。

一 当該課税期間中に当該事業者が行った課税資産の譲渡等(前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等を除く。)に係る消費税額の合計額
二 当該課税期間中に当該事業者が行った課税仕入れ又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物(前条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等を除く。)につき、消費税法第三章の規定を適用した場合に同章の規定により当該課税期間の同法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額(当該課税期間が適用日前に開始する場合で、所得税法等改正法附則第二十條の規定によりなお効力を有することとされる旧消費税法第四十条の規定の適用があるときは、当該合計額と同条の規定を適用して算出される同条第一項に規定する限界控除税額に相当する消費税額を十二で除し、これに適用日から当該課税期間の末日までの月数(当該月数に一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。)を乗じて計算した金額との合計額)

2 新法第七十二条の八十八第一項の事業者が、適用日以後に終了する課税期間に係る同項の規定による申告書提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、前項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかった金額があるときは、当該事業者を新法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者と、当該控除しきれなかった金額を同項に規定する不足額とみなして、同項の規定を適用する。

2 新法第七十二条の八十八第二項の事業者が、適用日以後に終了する課税期間に係る同項の規定による申告書提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、前項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかった金額があるときは、当該事業者を新法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者と、当該控除しきれなかった金額を同項に規定する不足額とみなして、同項の規定を適用する。

3 新法第七十二条の八十八第二項の事業者(消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書提出する義務がある者に限る。)が、適用日以後に終了する課税期間に係る新法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかった金額があるときは、当該控除しきれなかった金額を当該課税期間に係る新法第七十二条の八十八第二項に規定する不足額として同項の規定を適用する。

4 新法第七十二条の八十八第二項の事業者(消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書提出する義務がある者に限る。)が、適用日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課

税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して残額があるときは、当該事業者を新法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該消費税額」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第 号）附則第六条第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した残額」とする。

5 新法第七十二条の八十八第二項の事業者（消費税法第四十六条第一項の規定により消費税の申告書を提出しようとする者に限る。）が、適用日以後に終了する課税期間に係る新法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、第一項第二号に掲げる金額を当該課税期間に係る新法第七十二条の八十八第二項に規定する不足額として同項の規定を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における新法第二章第三節及び附則第九條の四から第九條の十六までの規定の適用に關し必要な技術的説替えその他必要な事項は、政令で定める。

7 新法附則第九條の六第三項前段の規定により国から払込みを受けた道府県が同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額は、当分の間、当該道府県が当該他の道府県から支払を受けるべき金額と同額とみなす。

8 新法第二章第三節第三款及び附則第九條の四から第九條の十六までの規定により国が地方消費税の貨物割及び譲渡割の賦課徴収等を消費税の賦課徴収等と併せて行うことに伴い、平成八年度において必要となる電子計算機による情報処理システムの整備その他の準備に要する経費で政令で定めるものについては、政令で定

めるところにより、道府県が負担する。

9 附則第三條から前条までに定めるもののほか、地方消費税に係る延滞金、滞納処分その他新法第二章第三節の規定に關し必要な事項は、別に法律で定める。

10 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村村民税に關する部分は、平成七年度以後の年度分の個人の市町村村民税について適用し、平成六年度分までの個人の市町村村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十四條の二第一項第十号の二の規定の適用については、平成七年度分の個人の市町村村民税に限り、同号中「七十六万円」とあるのは「七十万円」と、同号イ(1)中「十万円」とあるのは「五万円」と、同号イ(2)中「十万円」とあるのは「五万円」と、同号ロ(1)中「四十五万円」とあるのは「四十万円」と、同号ロ(2)中「四十五万円」とあるのは「四十万円」と、「七十五万円」とあるのは「六十五万円」と、「三十八万円」とあるのは「三十三万円から」と、同号ロ(3)中「七十五万円」とあるのは「六十五万円」と、「三万円」とあるのは、「五万円」とする。

3 新法第三百二十八條の三及び別表第二の規定は、平成七年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第三百二十八條に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

4 新法第二百九十二条第一項第七号及び第八号並びに第三百三十三條第四項第一号の規定は、平成八年度以後の年度分の個人の市町村村民税について適用し、平成七年度分までの個人の市町村村民税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一條 附則第二條から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置その他必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第十二條 地方消費税の税率については、社会福祉等に要する費用の確保を確保する観点、地方の行財政改革の推進状況、非課税等特別措置等に係る課税の適正化の状況、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日までに所要の措置を講ずるものとする。

（消費課与税法の廃止）

第十三條 消費課与税法（昭和六十三年法律第一百一十一号）は、廃止する。

（消費課与税法の廃止に伴う経過措置）

第十四條 平成九年三月から同年五月までの間の収納に係る平成八年度の消費税の収入額の五分の一に相当する額は、廃止前の消費課与税に相当する額として、廃止前の消費課与税法第三條、第六條、第八條及び第九條の規定の例により、平成九年七月に課与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、各道府県及び市町村に対して課与すべき額の計算における端数金額の処理その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、自治省令で定める。

（課税定率法の一部改正）

第十五條 課税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三條の二第二項中「対して」を「ついて」に、「及び内国消費税」を、「内国消費税」に改め、「いう。」の下に「及び地方消費税」を加える。

（郵便法の一部改正）

第十六條 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第九十三條の前の見出し中「消費税法の一部改正」の下に「等」を加え、同条第一項中「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成六年法律第 号）第三條の規定」の下に「及び地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第 号）第一条中地方消費税に關する規定

定」を加える。

（地方財政法の一部改正）

第十七條 地方財政法の一部を次のように改正する。

第四條の三第一項中、「消費課与税」を削る。

第五條第一項第五号中「普通税（の下に「地方消費税」を加える。

第三十三條第一項中「限り、」の下に「地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第 号）次条第一項において「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の「を、「地方税法」の下に「（次項第一号並びに次条第二項及び第三項において「旧地方税法」という。）を加え、同条第二項第一号中「地方税法」を「旧地方税法」に改める。

第三十三條の二第二項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第 号）次項において「地方税法等改正法」という。）を「地方税法等改正法」に改め、同条第二項中「地方税法等改正法」による改正前の地方税法（次項において「旧地方税法」という。）を「旧地方税法」に改める。

（地方財政法の一部改正に伴う経過措置）

第十八條 前條の規定による改正後の地方財政法第四條の三第一項の規定は、平成九年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、平成八年度における同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。この場合において、平成九年度における同項の規定による一般財源の額の算定については、同項中「地方交付税の額の合算額」とあるのは、「地方交付税の額の合算額に地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第 号）附則第十四條第一項の規定により課与される廃止前の消費課与税に相当する額を加えた額」とする。

（地方交付税法の一部改正）

第十九條 地方交付税法の一部を次のように改正する。

（地方交付税法の一部改正）

第二十条「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「消費譲与税に係るものを除く。以下同じ。」を削り、同条第六号及び第七号中「且つ」を「かつ」に改める。

第十四条第一項中「ゴルフ場利用税の収入見込額については」を「地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下「地方消費税交付金」という。）の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については、「地方税法第百三条」を「同法第百三条」に改め、「当該道府県の消費譲与税の収入見込額の百分の八

十の額」を削り、「当該市町村のゴルフ場利用税交付金」を「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金」に改め、「当該市町村の消費譲与税の収入見込額の百分の七十五の額」を削り、「当該指定市のゴルフ場利用税交付金」を「当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市のゴルフ場利用税交付金」に改め、「当該指定市の消費譲与税の収入見込額の百分の七十五の額」を削り、同条第三項の表道府県の項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第十三号から第十一号までを一ずつ繰り下げ、第二号の次に次のように加える。

三 地方消費税

1 譲渡割

前年度の譲渡割の課税標準等の額

2 貨物割

前年度の貨物割の課税標準等の額

第十四条第三項の表市町村の項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一ずつ繰り下げ、第八号の次に次のように加える。

九 地方消費税

前年度の地方消費税交付金の交付額

付金

附則第四条の見出し及び同条第一項中「平成二十一年度」を「平成三十八年度」に改める。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成九年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成九年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項中

1 譲渡割

前年度の譲渡割の課税標準等の額

2 貨物割

前年度の貨物割の課税標準等の額

とあるのは

1 譲渡割

前年度の譲渡割の課税標準等の額

2 貨物割

前年度の貨物割の課税標準等の額

とあるのは

1 譲渡割

前年度の譲渡割の課税標準等の額

第二十一条 平成九年度分の地方交付税に限り、地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、附則第十九条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定によって算定した額に、道府県にあっては当該道府県の消費譲与税相当額（附則第十四条第一項の規定により譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この条において同じ。）の収入見込額の百分の八十の額、市町村にあっては当該市町村の消費譲与税相当額の収入見込額の百分の七十五の額を加算した額とする。

2 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

地方団体の種類	収入の項目	収入見込額の算定の基礎	
		消費譲与税相当額	消費譲与税の譲与額
道府県	消費譲与税相当額	前年度の消費譲与税の譲与額	
市町村	消費譲与税相当額	前年度の消費譲与税の譲与額	

（会社更生法の一部改正）

第二十二條 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第百十九條中「石油税」の下に、「地方消費税」を加える。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第二十三條 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第八十六條中「及び酒税相当額」を、「酒税及び地方消費税相当額」に改める。

（国税収納金整理資金に関する法律の一部改正）

第二十四條 国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「収入金を含む。」の下に、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の百三第一項の規定により国税と併せて収納された地方税（以下「特定地方税」という。）を加え、「第三条」を「次条」に改め、「返納金」の下に「（以下「返納金」という。）を加え、同条第二項中「国税」を「国税及び特定地方税」に、

「及び」を「並びに」に改め、「金額」の下に「並びに地方税法第七十二条の百三第三項の規定による払込金」を加える。

第八条第一項中「含む。」の下に、「特定地方税」を加え、「資金からする支払金の」を削る。

第十四条中第一項中「資金からする支払金の」を「国税に係る」に改め、「一定するもの」の下に「並びに特定地方税及びこれに係る返納金を、過誤納金の還付金等」の下に「（特定地方税に係る過誤納金の還付金等を除く。第三項において同じ。）」を加え、同条第三項中「償還金」の下に「（特定地方税に係る償還金を除く。）」を加える。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 第二条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中第七十二條の百三第一項とあるのは第七十二條の百三第一項及び附則第九條の六第一項と、「及び」とあるのは「並びに」と、同条第二項中「第七十二條の百三第三項」とあるのは「第七十二條の百三第三項及び附則第九條の六第三項」とする。

（関税法の一部改正）

第二十五條 関税法（昭和二十九年法律第六十一

号)の一部を次のように改正する。
第九条の三第一項第一号中「印紙をもつて」を削る。

第九条の四「関税を」を「関税(郵便物に係る関税を除く。以下この条において同じ。)」を「改め、」第七十七條第三項(郵便物の関税の納付)の規定により印紙をもつて納付する場合を除き」を削る。

第十二条第七項第三号及び第十四条第一項中「第七十七條第五項」を「第七十七條第六項」に改める。

第七十二條中「掲げる内国消費税」の下に「及び地方消費税」を加える。

第七十七條第三項中「印紙をもつて」を削り、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により関税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを郵便局に納付しなければならぬ。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
第二十六條 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を次のように改正する。

第三條中「消費譲与税に充てられる消費税」及び「消費譲与税法(昭和六十二年法律第百十一号)による消費譲与税の譲与金」を削る。

第四條中「消費譲与税に係るものを除く。」を削り、「百分の二十四」を「百分の二十九・五」に改める。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)
第二十七條 前条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成九年

2 平成九年度に限り、前条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法第三條中「及び特別とん税」とあるのは「特別とん税及び消費譲与税相当額(地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)附則第十四條第一項の規定により譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この条において同じ。)」の譲与金に充てられる消費税」と、並びにこれらに関する諸費とあるのは「消費譲与税相当額の譲与金並びにこれらに関する諸費」とする。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)
第二十八條 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「する者は」の下に「関税法第六十三條第一項(保税運送の承認に係る書類で第一條第一項の規定の適用を受けるべきことを記載したもの)を郵政官署に呈示して当該郵便物を受け取る場合を除き」を加え、「印紙をもつて同項」を「前項」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、国税通則法第三十四條第一項(納付の手續)の規定の適用については、同項中「日本銀行(国税の収納を行なう代理店を含む。)、郵便局又はその国税の収納を行なう税務署の職員」とあるのは、「郵便局」とする。

第七條第五項を削り、同条第六項中「第七十七條第五項及び第六項」を「第七十七條第六項及び第七項(関税の納付前における郵便物の受取り)」に改め、同項を同条第五項とする。

(砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正)
第二十九條 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項、第十八條の四第二項、第十八條の六第一項第二号及び第三号並びに第二項

第二号ロ及び第三号ロ並びに第三十二條第一項第二号及び第三号中「消費税」の下に「及び地方消費税」を加える。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)
第三十條 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十五條」を「第百五十五條の三」に改める。
第八章第十三節中第百五十五條の次に次の二條を加える。

(地方消費税に関する特例)
第百五十五條の二 第八十五條の規定は、沖縄県の区域から出城する旅客が個人的用途に供するため購入する物品で、当該物品につき地方消費税に関する法令の規定により課される税の額がある場合について準用する。

第百五十五條の三 偽りその他不正の行為により前条において準用する第八十五條第一項の規定による地方消費税の払戻しを受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る地方消費税の払戻金に相当する金額の三倍が五十万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該払戻金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金を科する。

一項及び第三項の犯罪事件の調査及び処分について準用する。

(たばこ事業法の一部改正)
第三十一條 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「及びたばこ税法」を「たばこ税法に、」に相当する「を」及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二章第三節に規定する地方消費税に相当する」に改め、同条第六項中「たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)に規定するたばこ税」を「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二章第三節に規定する地方消費税に、」地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二章第四節を「同章第五節」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)
第三十二條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十五号の次に次の一号を加える。
四十五の二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二章第三節に規定する地方消費税の貨物割の賦課徴収に関することと。

第五條第十六号の次に次の一号を加える。
十六の二 地方税法第二章第三節に規定する地方消費税の貨物割を賦課徴収すること。

5 当分の間、第四條第三十五号及び第五條第十二号中「内国税」とあるのは、「内国税及び地方税法附則第九條の四から第九條の十六までに規定する地方消費税の譲渡割」と読み替えるものとする。

(自治省設置法の一部改正)
第三十三條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。
第四條第三十五号から第三十七号までの規定中「消費譲与税」を削る。
第五條第三十三号中「消費譲与税」を削り、同条第三十四号中「都道府県及び市町村に譲与

すべき消費譲与税、」を削る。

第十條第四号の二(都道府県及び市町村に譲与すべき消費譲与税、」を削る。

理由

活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点に立った今次の税制改革等の一環として、個人住民税について税率適用区分の見直し、基礎控除等の引上げ等を行い、及び平成七年度において定率による特別減税を実施するとともに、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、消費譲与税に代えて消費に広く負担を求める地方消費税を創設することにより地方税源の充実を図ることとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げるほか、個人住民税に係る減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。